

中央区

# こどもすくすくえがおプラン

わくわく子育て ~みんなで育てる未来の力~

第二期 中央区子ども・子育て支援事業計画



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の経緯 .....	1
2 計画の位置づけ .....	4
(1) 法的位置づけ .....	4
(2) 中央区における計画体系 .....	4
3 計画の期間 .....	5
4 計画の策定体制と策定の経緯 .....	5
(1) 中央区子ども・子育て会議 .....	5
(2) 第二期計画策定に伴う「中央区子育て支援に関するニーズ調査」 .....	6
(3) パブリック・コメントの実施 .....	6
5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要 .....	7
(1) 子ども・子育て支援新制度の全体像 .....	7
(2) 対象となる施設・事業 .....	8
(3) 保育の必要性の認定 .....	10
<b>第2章 中央区の子ども・子育てを取り巻く現状と課題</b> .....	11
1 子ども・子育てを取り巻く状況 .....	11
(1) 人口・世帯数の推移 .....	11
(2) 乳幼児人口の推移 .....	11
(3) 出生の動向 .....	12
(4) 子どものいる世帯の状況 .....	12
(5) 女性の就業状況 .....	13
2 ニーズ調査結果から見た子どもを取り巻く状況 .....	14
3 子ども・子育て支援策の現状 .....	18
(1) 教育・保育施設の現状 .....	18
(2) 地域子ども・子育て支援事業の概要 .....	22
4 子ども・子育て支援における総合的課題 .....	31
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	33
1 中央区における上位計画 .....	33
2 計画の基本理念 .....	34
3 計画の方向性 .....	34
4 施策の方向性および体系 .....	35
<b>第4章 子ども・子育て支援事業の取組</b> .....	37
基本施策1-1 教育・保育環境の整備 .....	37
基本施策1-2 教育・保育内容の充実 .....	42
基本施策1-3 子どもの居場所づくり .....	50
基本施策2-1 妊娠期から子育て期まで安心して過ごすための支援 .....	55
基本施策2-2 多様な子育て支援サービスの提供 .....	61
基本施策2-3 特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援 .....	70
基本施策3-1 地域・社会全体による子育ての推進 .....	80
基本施策3-2 次世代の育成支援 .....	87
<b>第5章 主な事業の量の見込みと確保方策</b> .....	91
1 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 .....	91
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....	95
3 本計画で取り扱う人口推計 .....	111

<b>第6章 子ども・子育て支援に関連する施策の取組</b> .....	113
1 幼児期の教育・保育の一体的提供（就学前教育の充実と小学校への接続）...	114
2 育児休業後の保育施設等の円滑な確保 .....	118
3 児童虐待防止対策 .....	122
4 ひとり親家庭の自立支援の推進 .....	126
5 障害児施策の取組 .....	132
6 特別支援教育の充実 .....	135
7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進.....	137

<b>第7章 計画の推進</b> .....	140
1 計画の推進体制 .....	140
2 計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し）.....	140

### 資料編

1 中央区子育て支援に関するニーズ調査（抜粋）.....	資料編 1
2 中央区子ども・子育て会議条例 .....	資料編 16
3 用語解説.....	資料編 18
4 施設位置図 .....	資料編 23
5 中央区子ども・子育て会議審議経過 .....	資料編 27

### 施策をまたがる重要な取組

量・質を兼ね備えた教育・保育環境の充実 .....	43
相談支援体制の充実とネットワークづくりの支援 .....	79

### コラム

認証保育所 .....	40
区の巡回指導・支援（相談・助言） .....	44
保育所の第三者評価 .....	45
保育士の研修 .....	45
保育園児の遊び場 .....	47
夏休み福祉・ボランティア体験「イナっこ教室」.....	53
学童クラブと子どもの居場所「プレディ」.....	54
母と子の健康モバイルサイト .....	60
利用者支援事業 .....	62
ファミリー・サポート・センター .....	65
赤ちゃん・ふらっと .....	66
虹のサービス（区民どうしのたすけあい家事サポート）.....	69
子ども発達支援センター ゆりのき .....	74
オレンジリボン .....	76
園庭開放 .....	83
こども安全安心メール .....	86
民生・児童委員の活動 .....	89
地域スポーツクラブ .....	90

## 1 計画策定の経緯

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においてはこれまで、エンゼルプラン（平成6年）をはじめとした次世代育成支援対策推進法（平成15年）など少子化対策を推進してきましたが、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値である合計特殊出生率は、平成30年時点で1.42と依然低い数値で推移しています。

このような状況下で、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から開始されました。加えて、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が10年間延長され、地方公共団体および企業における子育て環境の整備の取組および行動計画の策定を継続していくことが規定されました。

これらの法に基づき、中央区では平成27年3月に、今後とも安心して子どもを産み育てていける環境づくり、中央区にふさわしい子育て支援策を総合的に推進する「中央区子ども・子育て支援事業計画」を策定し計画的に事業を進めてきました。また、平成29年度には、本計画期間の中間年を迎えるにあたり、策定後の人口動向や保育需要、事業実績などを踏まえ、中間の見直しを行いました。

さらに、国においては、平成29年6月には自治体を支援し、遅くとも令和2年度末までに待機児童を解消するための「子育て安心プラン」、平成30年9月には、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、全ての小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標が設定されました。

また、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、総合的な少子化対策の一環として子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図る幼児教育・保育の無償化が、令和元年10月から始まりました。

本計画においては第一期同様、子どもの尊厳を守ることに加え、子どもたちが生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず未来への希望を持てるよう子どもの貧困対策などすべての子どもを社会全体で支援していく視点を新たに加えました。

このたび、第二期「中央区子ども・子育て支援事業計画」を、こうした国や都の動きと第一期の進捗状況や実績評価等を踏まえた上で、国の法や方針に基づき策定することといたしました。

## ○中央区における取組

中央区においては、昭和30年代をピークに人口が減少し、学校の統廃合や伝統あるコミュニティの崩壊を招きかねない事態となりました。

そこで、昭和63年1月に「都心に人が住めるようにしよう」を合言葉に、「定住人口回復対策本部」を設置し、総合的な取組を推進してきました。子育て支援については、区立認可保育所の新設・改築や私立認可保育所等の運営支援など保育環境を充実させるとともに、一時預かり保育や病児・病後児保育など、多様な子育て支援事業を実施してきました。

その結果、平成9年の71,806人を底として人口は増加に転じ、平成31年4月1日には約2.3倍の163,752人となり、特に子育て世代の転入が増え、出生数、子どもの数も増えました。合計特殊出生率は、平成29年には1.42と23区で1位を記録するとともに、出生数は平成28年から3年連続で2,000人を超え、乳幼児人口は平成21年の5,806人から平成31年には11,302人になり、この10年間で約2倍に増加しています。

本区においては、平成17年3月に策定した保健医療福祉分野の総合計画である「第二次中央区保健医療福祉計画」のなかに「次世代育成支援行動計画」を取り込み、総合的な子育て支援策を展開してきました。さらに乳幼児人口の増加、保育ニーズの高まりに対応すべく保育所待機児童ゼロをはじめとした子育て支援に取り組むため、平成21年8月に子育て支援対策本部を設置しました。

平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が実施され、前年度に策定された第一期「中央区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と円滑な実施を行うとともに、子ども・子育て支援施策を中心に、母子保健、教育、ワーク・ライフ・バランス等の取組を総合的に推進してきました。

このような計画的な事業実施や子育て支援対策の体制強化のもと、仕事と子育てを両立できる保育環境の整備として、平成20年には15園（定員1,505人）であった認可保育所を令和元年10月までに58園（定員4,972人）に増設し、3,467人の定員拡大を図りました。また、多様な就労形態に対応するため、ゼロ歳児の保育時間拡大や、延長保育をすべての認可保育所等で実施するとともに、急な残業等に柔軟に対応できるスポット延長保育、午後10時までのスポット夜間保育を実施するなど、さまざまな保育サービスの充実を図ってきました。保育定員の拡大など量の確保だけでなく、保育士の処遇改善やキャリアアップに向けた取組みや、園長経験等のある保育士による巡回指導など保育の質の向上に取り組んでいます。

また、地域における子育て支援として、出産後の母子に対し休養の機会の提供および心身のケアを行う産後ケア事業や地域の身近な場所で親子のふれあいと交流の場の提供および育児相談等を行う子育て交流サロン「あかちゃん天国」を実施しています。さらに、学齢期に達した子どもが放課後等に過ごす場所として児童を預かる「学童クラブ」を区内全児童館で実施するとともに、保護者の就労等にかかわらず、すべての子どもが安全に安心して過ごせるよう学校内に設置する子どもの居場所「プレディ」の拡充を図りました。

特別な配慮が必要な子どもへの支援として、医療的ケアが必要な乳幼児に対する居宅訪問型保育事業を開始したほか、発達障害など「育ちに支援を必要とする子ども」とその家族に対してさまざまな支援を行う療育の拠点として「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設しました。

このように、多様な子育て支援策の拡充を進めてきましたが、乳幼児人口の増加に伴う保育ニーズの高まりへの対応や、子育て家庭の育児不安や孤立化の解消、専門的知識等を要する支援など引き続きさまざまな課題への対応が求められています。今後とも都心中央区で安心して子どもを産み育てていける環境づくりや、多様なニーズに対応したきめ細かな子育て支援施策のさらなる充実が必要とされています。



国・中央区の主な動向

	国の主な動向		中央区の主な動向	
昭和63 (1988)年			・定住人口回復対策本部の設置(1月)	核家族化の進行 郊外への人口流出
平成6 (1994)年	・エンゼルプラン(12月)			住宅政策、保育施策の展開
平成11 (1999)年	・新エンゼルプラン(12月)			平成9年4月 人口71,806人(最低)を記録
平成15 (2003)年	・少子化社会対策基本法(9月)	・次世代育成支援対策推進法(7月)		
平成16 (2004)年				
平成17 (2005)年		平成17(2005)年4月から 平成27(2015)年3月まで10年間	・次世代育成支援行動計画(前期)の 策定(3月)	人口回復傾向
平成18 (2006)年	・少子化社会対策会議 ・新しい少子化対策について(6月)			平成18年4月 人口10万人を超える
平成19 (2007)年	・少子化社会対策会議 ・「子どもと家族を応援する日本」 重点戦略(12月) ・放課後子ども総合プラン(3月)	・仕事と生活の調和(ワーク ライフ・バランス)憲章(12月) ・仕事と生活の調和推進の ための行動指針(12月)		
平成21 (2009)年			・次世代育成支援行動計画(後期) の策定(3月) ・子育て支援対策本部の設置(8月)	
平成22 (2010)年		・子ども・子育てビジョン(1月) ・子ども・子育て新システム検討会議 (1月)		平成22年の年間出生数が 1,400人を超える
平成24 (2012)年		・子ども・子育て関連3法公布(3月)		
平成25 (2013)年			・中央区子ども・子育て会議の設置 (7月)	
平成26 (2014)年				平成26年の年間出生数が 1,800人を超える
平成27 (2015)年		・次世代育成支援対策推進法 有効期間が令和7(2025)年 3月まで10年間延長	・中央区子ども・子育て支援事業 計画の策定(3月) (次世代育成支援行動計画と一体的に策定)	
平成28 (2016)年				平成28年の年間出生数が 2,000人を超える
平成29 (2017)年	・子育て安心プラン(6月)		・中間の見直し(8月)	平成29年1月 人口15万人を超える
平成30 (2018)年	・新・放課後子ども総合プラン(9月)			
令和元 (2019)年	・幼児教育・保育の無償化(10月) ・改正子どもの貧困対策法			
令和2 (2020)年			・第二期事業計画の策定	

子ども・子育て支援新制度の実施

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

「中央区子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という。）は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

#### 子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

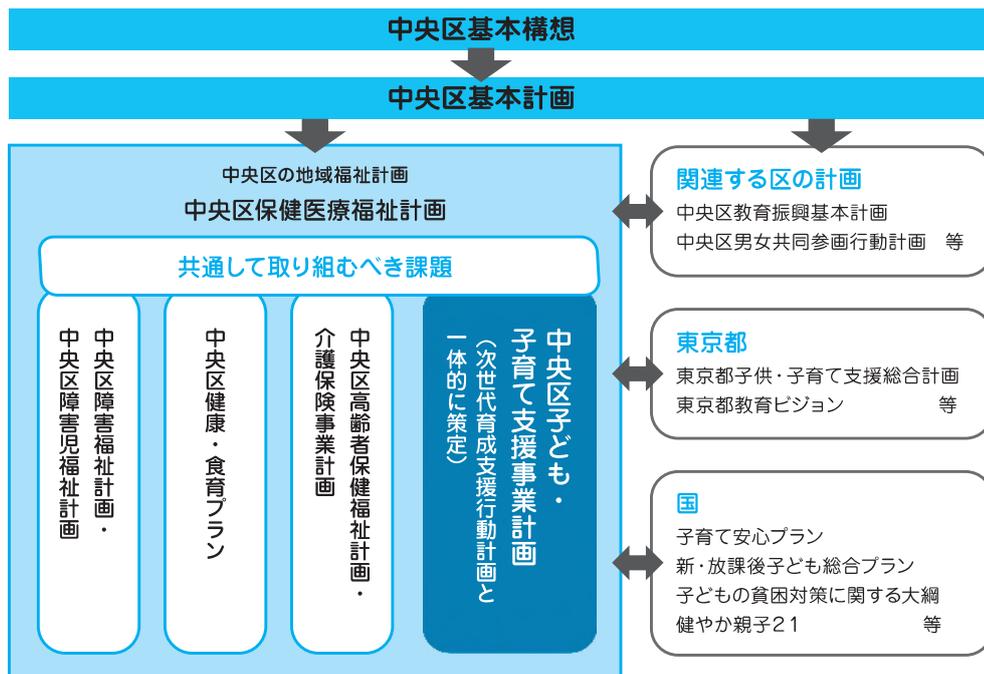
また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

#### 次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

### (2) 中央区における計画体系

本計画は、「中央区基本構想」「中央区基本計画」をはじめ、保健・医療・福祉の総合計画である「中央区保健医療福祉計画」の個別計画として、国・都・区の関連する計画と整合性のある計画とします。



### 3 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の5年間を計画期間とするものです。  
 ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7～ (2025)
第一期中央区子ども・子育て支援事業計画										
					第二期中央区子ども・子育て支援事業計画					
		●中間の見直し		●改定					●改定	第三期

### 4 計画の策定体制と策定の経緯

#### (1) 中央区子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援法」第77条第1項に、教育・保育施設および地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画を策定・変更する際の合議を行う機関の設置が努力義務として定められました。

本区においても、本計画の策定にあたり子育て当事者等の意見を反映するため、公募による区民代表や子育て支援事業者、学識経験者など以下の構成員からなる「中央区子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

学識経験者	会長・会長職務代理者	2人
医療関係者	各医師会代表	2人
子育て支援事業者	私立保育所等運営主体代表	1人
子育て支援事業従事者	保育園長(区立・私立)・幼稚園長・小学校長	4人
子育て当事者(区民公募)	保護者又は子育てに関心を持つ者	3人
団体関係者	民生・児童委員協議会各地域代表	3人
〃	子育て支援関係団体等代表	1人
区職員	福祉保健部長・保健所長・教育委員会事務局次長	3人
計		19人

#### 子ども・子育て支援法(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

## (2) 第二期計画策定に伴う「中央区子育て支援に関するニーズ調査」

「中央区子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、区民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しています。

### ① 調査の目的

本調査は、令和2（2020）年度から5年間を計画期間とする「第二期中央区子ども・子育て支援事業計画」策定にあたり、区民の子育てニーズや確保を図るべき教育・保育施設や子育て支援サービスの量の見込みなどを算定する基礎資料とするため実施したものです。

### ② 調査の種類と実施方法

本調査においては、対象者別に次の2種類の調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象（母集団）	実施方法
就学前児童保護者調査	区内の就学前児童（0～5歳）の保護者	無作為抽出 5,500人 郵送による配布・回収
小学校児童保護者調査	区内の就学児童（小学1～6年生）の保護者	無作為抽出 3,500人 郵送による配布・回収

【調査基準日】平成30年10月1日

【調査期間】平成30年10月25日～11月15日

### ③ 配布と回収状況

調査票の配布と回収の状況は次のとおりです。

	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者調査	5,460票	2,970票	54.4%
小学校児童保護者調査	3,490票	1,905票	54.6%
合計	8,950票	4,875票	54.5%

## (3) パブリック・コメントの実施

計画の素案がまとまった段階で、区民の皆様から広くご意見をいただくため、令和元年12月16日から令和2年1月7日にかけてパブリック・コメントを実施し、ご意見を計画に反映しました。



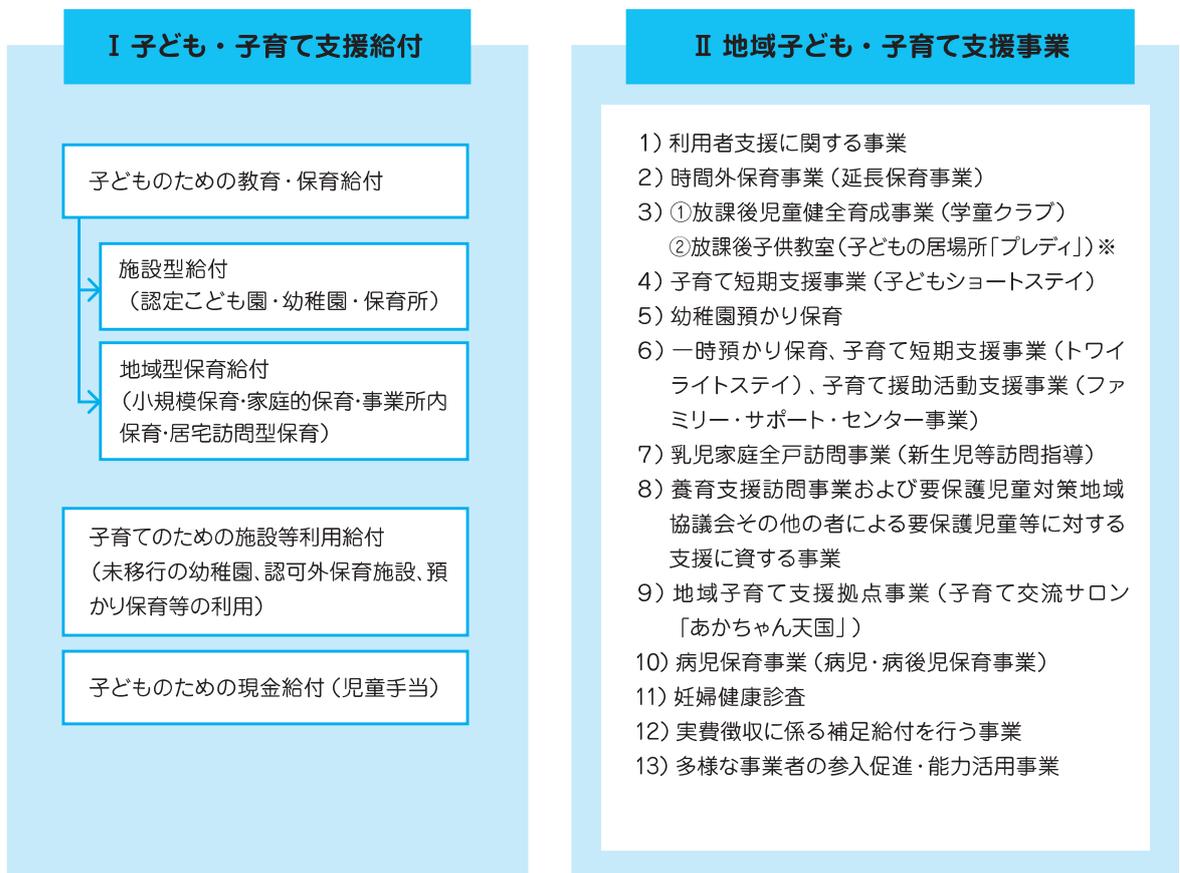
## 5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

### (1) 子ども・子育て支援新制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援の新たな制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

また、教育・保育の無償化により、新たに施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

### 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



※区独自事業

## (2) 対象となる施設・事業

### ① 子どものための教育・保育給付

#### 1) 施設型給付（教育・保育施設）

施設種別	利用できる保護者	対象となる子ども	内 容
幼稚園	制限なし	3歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。園により、教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。 私立幼稚園については、運営事業者の意向により、制度の給付対象施設に移行している幼稚園と移行していない幼稚園があります。 区立幼稚園はすべて新制度に移行しています。 新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
認可保育園	共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境をとおして、養護および教育を行います。 0～2歳の住民税非課税世帯および3歳以上の全世帯は利用料が無償となります。
認定こども園	短時間保育：制限なし 長時間保育：共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	小学校就学前の子どもの教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て支援事業を行う施設で、幼稚園機能（短時間保育）と保育所機能（長時間保育）の両方の役割を果たします。 0～2歳の住民税非課税世帯および3歳以上の全世帯は利用料が無償となります。

#### 2) 地域型保育給付（地域型保育事業）

地域型保育は、区の認可事業として、待機児童の多い0歳児～2歳児を対象とする事業です。地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

事業種別	内 容
家庭的保育	家庭的保育事業者（保育ママ）がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育	少人数（定員6人から19人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員のお子さんだけでなく、地域の保育を必要とするお子さんも一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育（障害児向け）	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅に保育者が訪問し、1対1で保育を行います。
居宅訪問型保育（待機児童向け）	認可保育所の入所が待機となった子どもを対象に保護者の自宅に保育者が訪問し、1対1の保育を行う事業です。



## ②子育てのための施設等利用給付

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援を行います。

施設種別	対象となる子ども	利用支援の内容
子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園（未移行）	3歳～就学前	新制度の幼稚園における利用者負担額（月額2.57万円）を上限として利用料が無償となります。
特別支援学校の幼稚部	3歳～就学前	3～5歳の就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償となります。
認可外保育施設	0歳～就学前	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化。0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償となります。
幼稚園預かり保育事業	3歳～就学前	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月額1.13万円（満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの非課税世帯の預かり保育は最大月額1.63万円）までの範囲で預かり保育の利用料が無償となります。
一時預かり保育事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	3歳～就学前	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

## ③地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、在宅で育児をする保護者も利用できる「一時預かり保育」「地域子育て支援拠点事業」や保護者の就労、疾病等の理由により利用できる「病児・病後児保育」など、地域でのさまざまな子育て支援事業を実施します。（P22参照）

### (3) 保育の必要性の認定

#### ① 認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども 幼稚園 認定こども園（短時間保育）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども 認可保育園 認定こども園（長時間保育）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども 認可保育園 認定こども園（長時間保育） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの 認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者および同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの

#### ② 保育を必要とする事由

保育園などで保育を希望する場合の保育認定（2号認定、3号認定、新2号認定、新3号認定）にあたっては、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労（月48時間以上）
- 妊娠、出産
- 疾病、障害
- 同居または長期入院などをしている親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

#### ③ 保育の必要量

保育の必要な時間に応じて、次のいずれかに区分されます。

- 「保育標準時間」認定：フルタイム就労などを想定した利用時間（11時間以内）
- 「保育短時間」認定：パートタイム就労などを想定した利用時間（8時間以内）

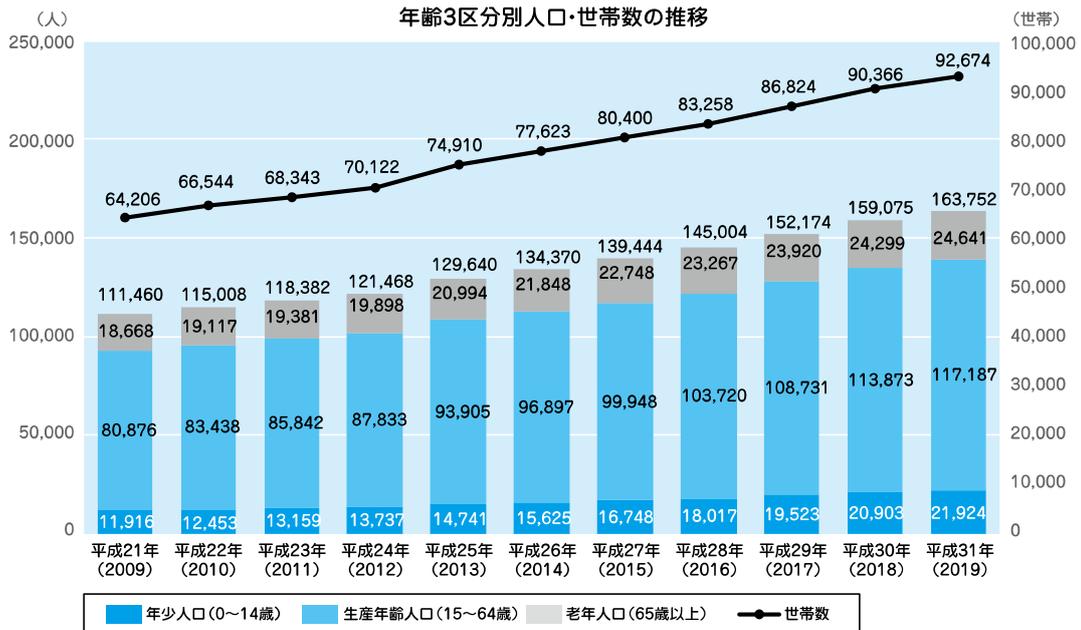


### 1 子ども・子育てを取り巻く状況

#### (1) 人口・世帯数の推移

本区の人口・世帯数は増加傾向にあり、総人口は平成21(2009)年からの10年間で46.9%増加し、平成31(2019)年4月1日現在で163,752人、世帯数92,674世帯となっています。

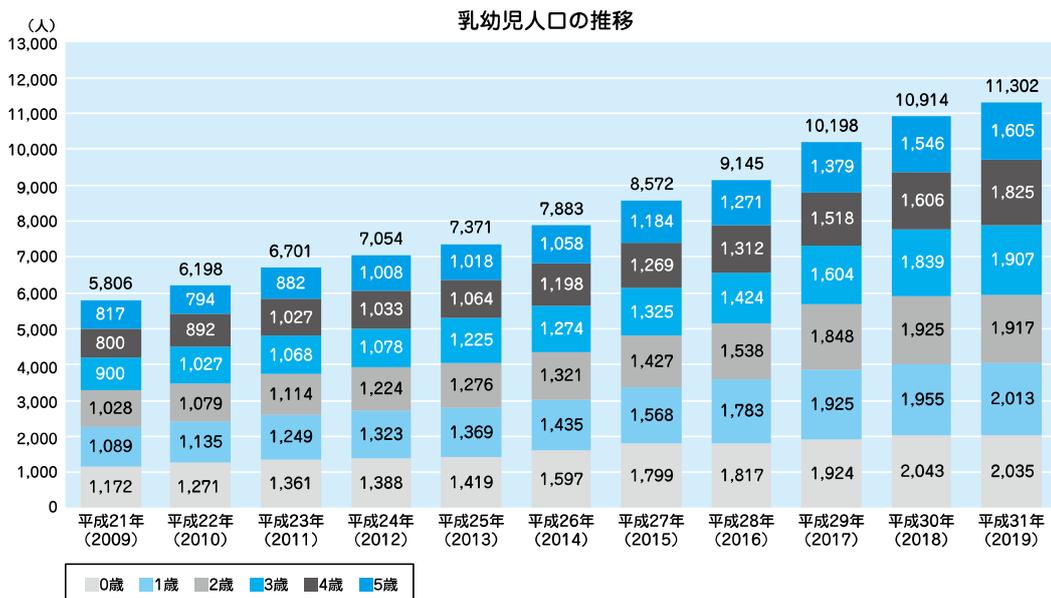
年齢3区分別の人口動向は、生産年齢人口や高齢人口の増加率に比べ、年少人口の増加が著しく、この10年間で84.0%増加しており、平成21(2009)年の11,916人から21,924人となっています。



※中央区「住民基本台帳」各年4月1日現在

#### (2) 乳幼児人口の推移

平成21(2009)年からの0~5歳の乳幼児人口の推移をみると、平成31(2019)年は11,302人となり、10年前の5,806人と比べ約2倍に増えています。

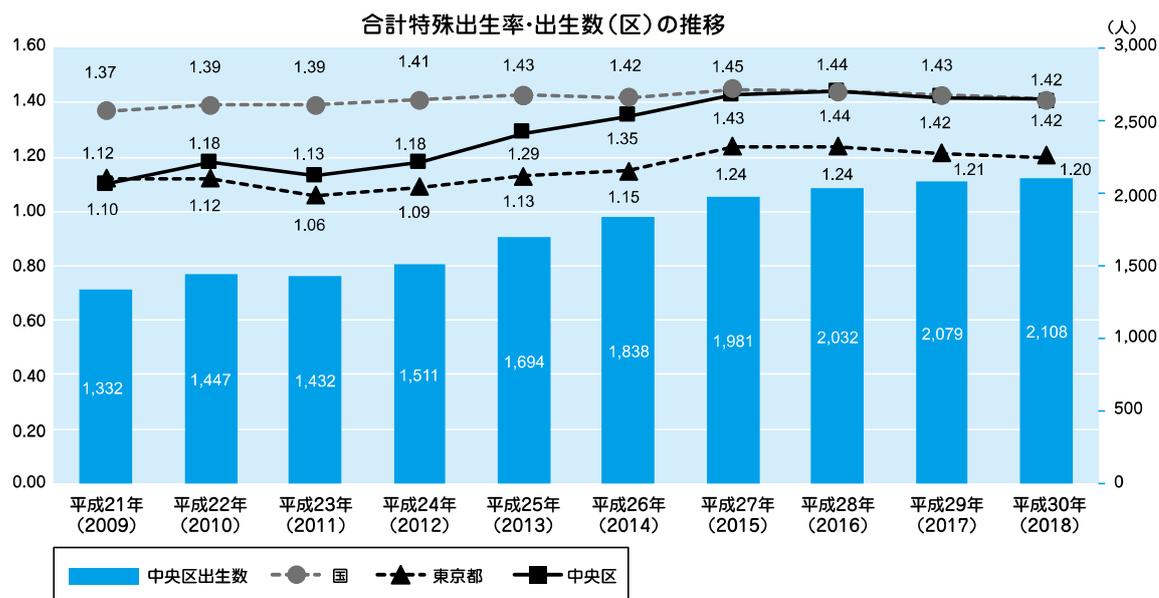


※中央区「住民基本台帳」各年4月1日現在

### (3) 出生の動向

中央区の合計特殊出生率は、東京都平均と比較すると平成22(2010)年以降は一貫して高く、平成29(2017)年は区部で最も高い1.42となっています。

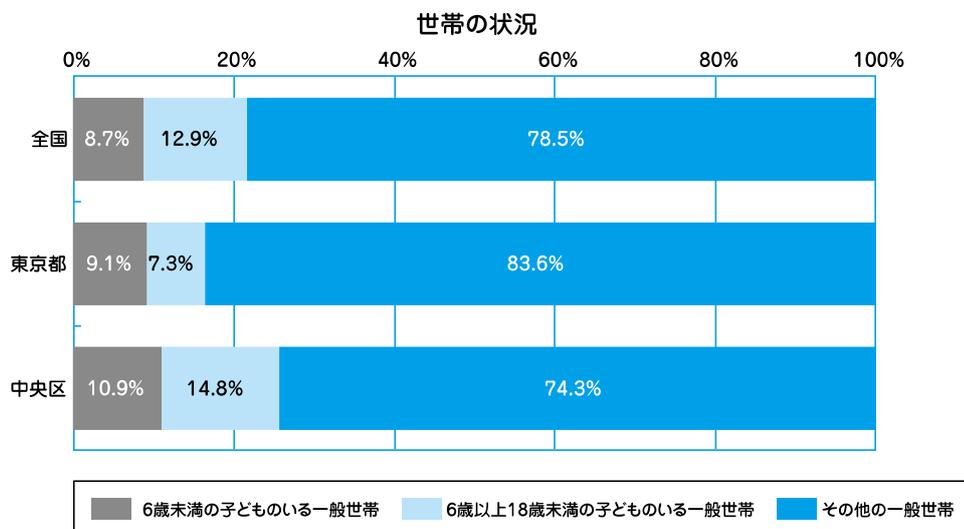
年間あたりの出生数は、平成28(2017)年に2,000人を超え、その後も増加が続き、平成30(2018)年で2,108人となっています。



※出生数は中央区資料  
 ※合計特殊出生率は、厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」および東京都「人口動態統計年報(確定数)」による

### (4) 子どものいる世帯の状況

世帯の状況を見ると、6歳未満の子どもがいる一般世帯は10.9%、6歳以上18歳未満の子どもがいる一般世帯は14.8%で、いずれも全国水準・東京都水準を上回っており、本区は子どもがいる世帯の割合が多いことがわかります。

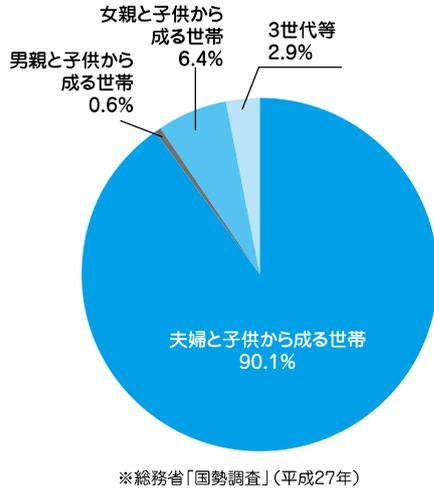


※総務省「国勢調査」(平成27年)



6歳未満の子ども(8,789人)のいる世帯は7,202世帯であり、97.1%が核家族となっています。

6歳未満の暮らす世帯構造

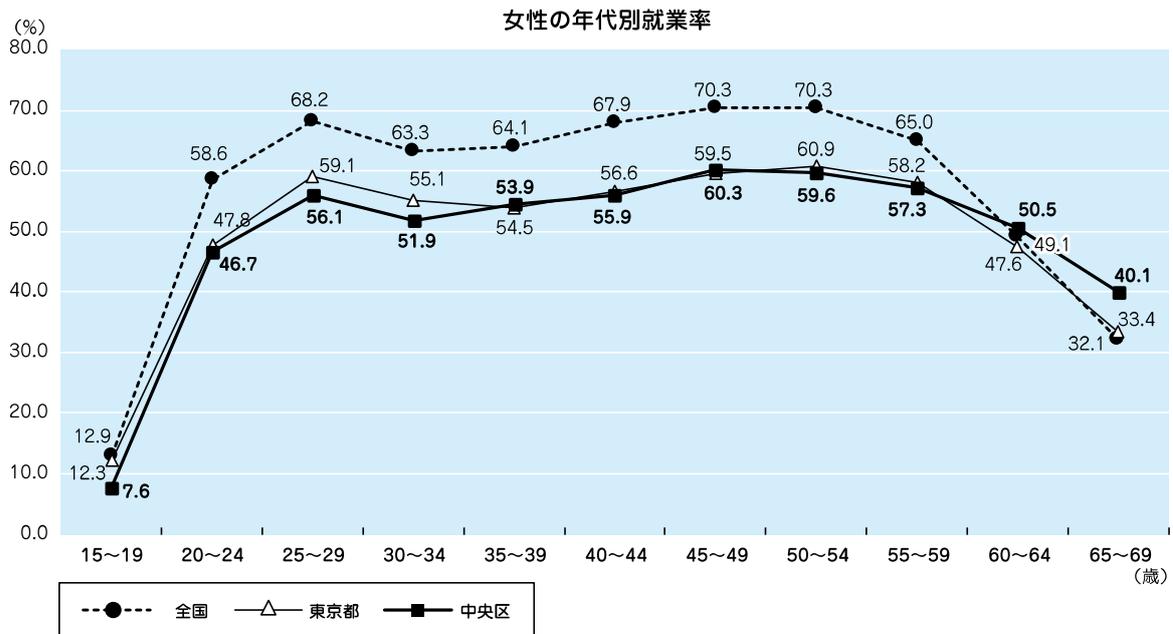


	世帯数 (世帯)	世帯人数 (人)	6歳未満 人員 (人)
一般世帯	79,256	140,501	8,789
6歳未満の子どものいる世帯	7,202	24,828	8,789
核家族	6,990	23,850	8,533
夫婦と子供から成る世帯	6,487	22,641	7,956
男親と子供から成る世帯	42	102	47
女親と子供から成る世帯	461	1,107	530
3世代等	212	978	256

※総務省「国勢調査」(平成27年)

(5) 女性の就業状況

女性の就業状況について年代別就業率をみると、一旦就職するものの結婚等に伴い一時的に離職するため20代・30代の就業率が下がる、いわゆるM字曲線をなだらかに描いていることがわかります。



## 2 ニーズ調査結果から見た子どもを取り巻く状況

### 子育ての不安感、負担感、孤立感

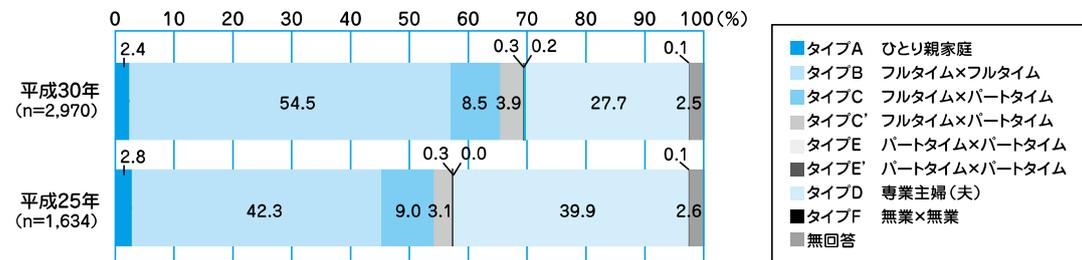
#### 5年前に比べ共働き家庭が増えている

##### ▶保護者の就労状況から分類した家庭類型について(単回答)

現在の家庭類型は、共働き家庭(タイプB、C、C'、E、E')が平成25年調査に比べ、54.7%から67.4%へと12.7ポイント増加しています。

特に、「タイプB(フルタイム×フルタイム)」は5年間で42.3%から54.5%へと12.2ポイント増加しており、「タイプD(専業主婦(夫))」は39.9%から27.7%へと12.2ポイント減少しています。

●就学前児童調査

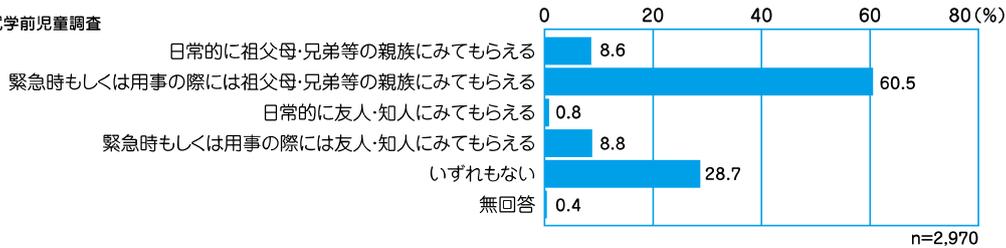


#### 子どもを保護者に代わってみてる親族・知人がいない方が約3割

##### ▶子どもを保護者に代わってみてる親族・知人の有無(複数回答)

「緊急時もしくは用事の際には祖父母・兄弟等の親族にみてもらえる」が60.5%で最も高く、次いで「いずれもない」が28.7%、「緊急時もしくは用事の際には友人・知人にみてもらえる」が8.8%の順となっています。

●就学前児童調査

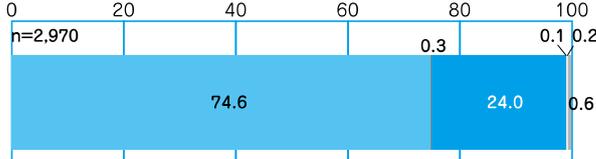


#### 母親に子育ての負担がかかっている

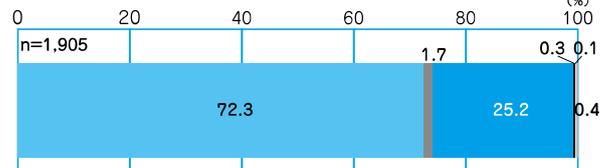
##### ▶子育てを主に行っている人(単回答)

子育てを主に行っている人は就学前児童調査、小学校児童調査共に「主に母親」が7割以上で最も高く、次いで「父親・母親とも同じくらい」となっています。

●就学前児童調査



●小学校児童調査



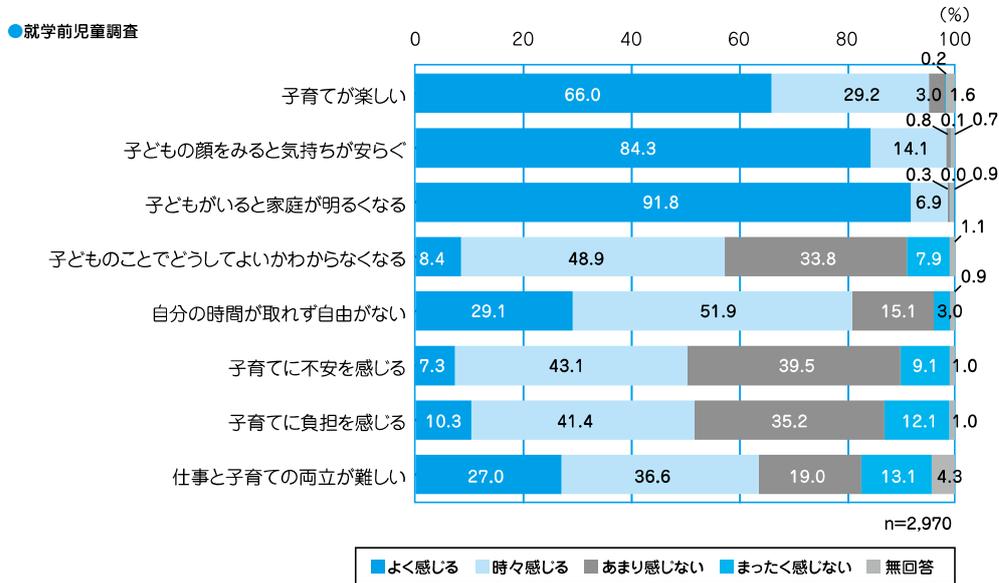
■主に母親 ■主に父親 ■父親・母親とも同じくらい ■主に祖父母 ■その他 ■無回答



ほとんどの方は子どもがいると家庭が明るくなると感じる一方で、自分の時間が取れず自由がないと感じている方も多い

▶子育ての感想(単回答)

「よく感じる」と「時々感じる」を合わせた割合は、「子どもがいると家庭が明るくなる」が98.7%、「子どもの顔をみると気持ちが安らぐ」が98.4%、「子育てが楽しい」が95.2%となっており、「自分の時間が取れず自由がない」が81.0%となっています。



学童クラブ 遊びの時間

## 仕事と子育ての両立

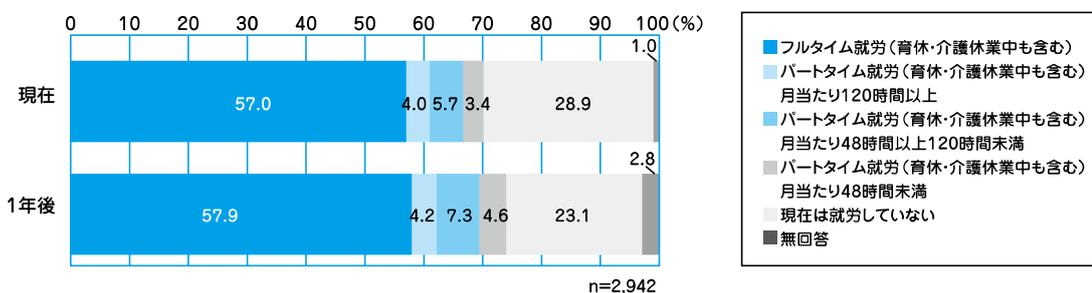
### 母親の就労意向は、今後ますます高くなる

#### ▶母親の現在の就労状況と今後の就労予定(単回答)

現在は、「フルタイム就労(育休・介護休暇中も含む)」が57.0%、1年後は、「フルタイム就労(育休・介護休暇中も含む)」が57.9%で最も高くなっています。

就業率は、現在の70.1%に比べ、1年後の就業率は74.0%で3.9ポイント増加しています。

●就学前児童調査

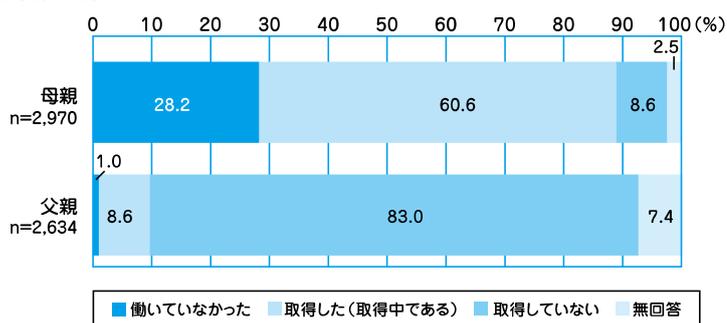


### 父親の育児休業の取得は、進んでいない

#### ▶両親の育児休業の取得状況(単回答、数量回答)

「取得した(取得中である)」は、「母親」は60.6%、「父親」は8.6%となっています。

●就学前児童調査



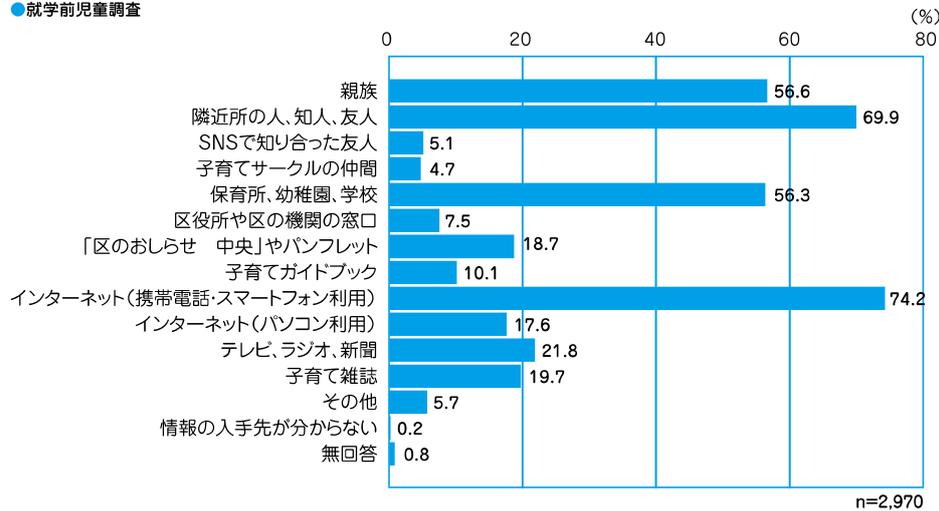
## 情報収集方法

子育てに関する情報の入手は「インターネット」が7割以上、「隣近所の人、知人、友人」が約7割と多い。一方で「区のおしらせ 中央」やパンフレットといった紙媒体は2割弱と少ない。

### ▶子育てに関する情報の入手先（複数回答）

「インターネット（携帯電話・スマートフォン利用）」が74.2%で最も高く、次いで「隣近所の人、知人、友人」が69.9%となっています。一方で「区のおしらせ 中央」やパンフレットは18.7%となっています。

●就学前児童調査



あかちゃん天国での育児相談

### 3 子ども・子育て支援策の現状

#### (1) 教育・保育施設の現状

##### ① 主な施設一覧

令和元年 10月1日現在

施設区分	京橋地域	日本橋地域	月島地域
認可保育所等 61園	13園	22園	26園
区立認可保育所 14園	<ul style="list-style-type: none"> <li>●桜川保育園</li> <li>●明石町保育園</li> <li>●築地保育園</li> <li>●八丁堀保育園</li> </ul> 4園	<ul style="list-style-type: none"> <li>●十思保育園</li> <li>●堀留町保育園</li> <li>●人形町保育園</li> <li>●日本橋保育園</li> <li>●浜町保育園</li> </ul> 5園	<ul style="list-style-type: none"> <li>●つくだ保育園</li> <li>●月島保育園</li> <li>●勝どき保育園</li> <li>●かちどき西保育園</li> <li>●晴海保育園</li> </ul> 5園
私立認可保育所 41園	<ul style="list-style-type: none"> <li>●フライト保育園東京入船</li> <li>●TKチルドレンズファーム 湊校</li> <li>●ほけっとランド明石町保育園</li> <li>●太陽の子新川保育園</li> <li>●あい保育園新川</li> <li>●日生新川保育園ひびき</li> </ul> 6園	<ul style="list-style-type: none"> <li>●にじいろ保育園小伝馬町</li> <li>●ほっぺるランド日本橋堀留町</li> <li>●さくらさくみらい人形町</li> <li>●あい保育園日本橋</li> <li>●かふう保育園日本橋</li> <li>●モニカ人形町園</li> <li>●グローバルキッズかきから園</li> <li>●あい保育園水天宮</li> <li>●学栄ナーサリー日本橋蛸 殻町保育園</li> <li>●コピーブリス쿨はごさき</li> <li>●テンダーラビング保育園東 日本橋</li> <li>●日生東日本橋保育園ひびき</li> <li>●ナーサリールームベリーベ アー日本橋</li> <li>●キッズハウス浜町公園</li> <li>●さくらさくみらい東日本橋</li> <li>●あい・あい保育園 日本橋 浜町園</li> </ul> 16園	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ほっぺるランド佃</li> <li>●保育所まゐむ月島駅前園</li> <li>●みちてる保育園</li> <li>●太陽の子月島保育園</li> <li>●アンジェリカ月島保育園</li> <li>●月島雲母保育園</li> <li>●さくらさくみらい月の岬</li> <li>●月島聖ルカ保育園</li> <li>●まなびの森保育園勝どき</li> <li>●ほっぺるランド勝どき</li> <li>●アスク勝どき保育園</li> <li>●ベネッセ勝どき保育園</li> <li>●ほっぺるランド新島橋かちどき</li> <li>●勝どきえほん保育園</li> <li>●ニチイキッズさわやか勝ど き6丁目保育園</li> <li>●ポピンスナーリースクール晴海</li> <li>●さくらさくみらい晴海</li> <li>●アスク晴海3丁目保育園</li> <li>●小学館アカデミー晴海保 育園</li> </ul> 19園
区立認定こども園 2園	<ul style="list-style-type: none"> <li>●京橋こども園</li> </ul> 1園	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●晴海こども園</li> </ul> 1園
私立認定こども園 1園	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小学館アカデミー勝どき こども園</li> </ul> 1園
地域型保育事業所 3園	<ul style="list-style-type: none"> <li>●キャリア保育園八丁堀</li> <li>●Kuukids (クーキッズ)</li> </ul> 2園	<ul style="list-style-type: none"> <li>●キッズラボ水天宮前園</li> </ul> 1園	
認証保育所 (東京都認証保育所) 12園	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ポピンスナーリースクール京橋</li> <li>●グローバルキッズ新川園</li> </ul> 2園	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アスク人形町駅前保育園</li> <li>●グローバルキッズ水天宮 前園</li> <li>●ニチイキッズさわやか日本 橋浜町保育園</li> </ul> 3園	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マミーズエンジェル月島保育園</li> <li>●ちゃいれっく月島駅前保育園</li> <li>●さくらさくみらい月島</li> <li>●ポピンスナーリースクール月島</li> <li>●ピノキオ幼児舎月島園</li> <li>●ニチイキッズさわやかプラ ザ勝どき保育園</li> <li>●アスク晴海保育園</li> </ul> 7園
区立幼稚園 16園 (休園中3園) ★預かり保育実施園	<ul style="list-style-type: none"> <li>●昭和幼稚園 (休園中)</li> <li>●泰明幼稚園</li> <li>●中央幼稚園</li> <li>●明石幼稚園★</li> <li>●京橋朝海幼稚園</li> <li>●明正幼稚園</li> </ul> 6園	<ul style="list-style-type: none"> <li>●常盤幼稚園 (休園中)</li> <li>●日本橋幼稚園</li> <li>●有馬幼稚園★</li> <li>●久松幼稚園</li> <li>●阪本幼稚園 (休園中)</li> </ul> 5園	<ul style="list-style-type: none"> <li>●月島幼稚園</li> <li>●月島第一幼稚園★</li> <li>●月島第二幼稚園</li> <li>●晴海幼稚園</li> <li>●豊海幼稚園</li> </ul> 5園



## ②保育所・幼稚園等入所状況

平成27年度と平成31年度の比較で保育所等入所希望者は3,713人から5,228人に増加し、保育ニーズ率も43.3%から46.3%に上昇しています。年齢別の保育ニーズ率は、3～5歳よりも1・2歳が高くなっています。

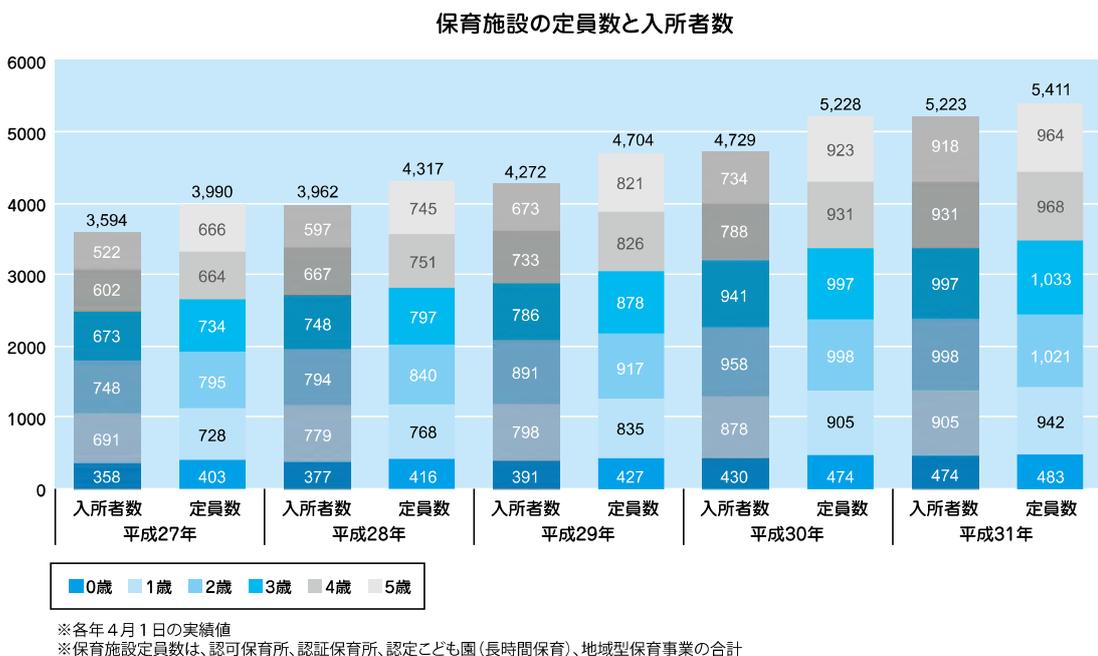
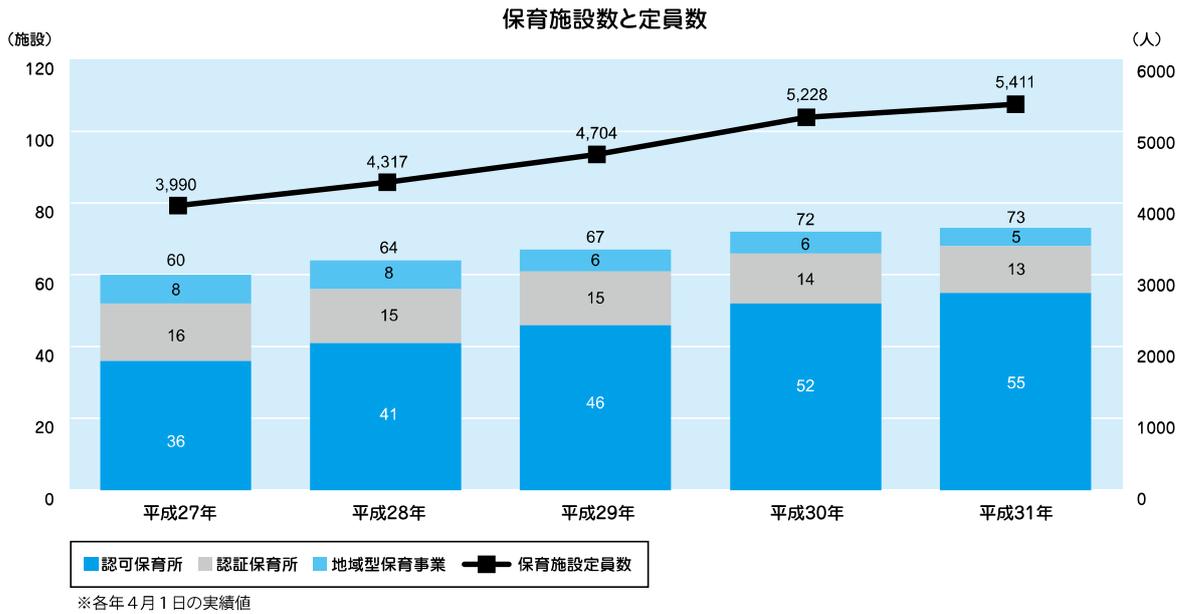
3～5歳の保育ニーズ率と幼稚園等の入園率を比較すると、保育ニーズ率の方が高くなっており、その差は、平成27年度は約5ポイント差でしたが、平成31年度には約17ポイント差まで広がっています。

平成27年度	学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0歳～5歳 A		1,799人	1,568人	1,427人	1,325人	1,269人	1,184人	8,572人
			2,995人			3,778人		
保育所等入所者数 B		358人	1,439人			1,797人		3,594人
待機児童数 C		37人	82人			0人		119人
小計 D(B+C) 入所希望者数		395人	1,521人			1,797人		3,713人
保育ニーズ率 D/A		21.9%	50.8%			47.6%		43.3%
幼稚園等入園者数 E		—	—	—		1,614人		
入園率 E/A		—	—	—		42.7%		
平成28年度	学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0歳～5歳 A		1,817人	1,783人	1,538人	1,424人	1,312人	1,271人	9,145人
			3,321人			4,007人		
保育所等入所者数 B		377人	1,573人			2,012人		3,962人
待機児童数 C		65人	198人			0人		263人
小計 D(B+C) 入所希望者数		442人	1,771人			2,012人		4,225人
保育ニーズ率 D/A		24.3%	53.3%			50.2%		46.2%
幼稚園等入園者数 E		—	—	—		1,603人		
入園率 E/A		—	—	—		40.0%		
平成29年度	学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0歳～5歳 A		1,924人	1,925人	1,848人	1,604人	1,518人	1,379人	10,198人
			3,773人			4,501人		
保育所等入所者数 B		391人	1,689人			2,192人		4,272人
待機児童数 C		104人	220人			0人		324人
小計 D(B+C) 入所希望者数		495人	1,909人			2,192人		4,596人
保育ニーズ率 D/A		25.7%	50.6%			48.7%		45.1%
幼稚園等入園者数 E		—	—	—		1,693人		
入園率 E/A		—	—	—		37.6%		
平成30年度	学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0歳～5歳 A		2,043人	1,955人	1,925人	1,839人	1,606人	1,546人	10,914人
			3,880人			4,991人		
保育所等入所者数 B		430人	1,836人			2,463人		4,729人
待機児童数 C		65人	121人			2人		188人
小計 D(B+C) 入所希望者数		495人	1,957人			2,465人		4,917人
保育ニーズ率 D/A		24.2%	50.4%			49.4%		45.1%
幼稚園等入園者数 E		—	—	—		1,811人		
入園率 E/A		—	—	—		36.3%		
平成31年度	学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0歳～5歳 A		2,035人	2,013人	1,917人	1,907人	1,825人	1,605人	11,302人
			3,930人			5,337人		
保育所等入所者数 B		429人	1,885人			2,717人		5,031人
待機児童数 C		48人	149人			0人		197人
小計 D(B+C) 入所希望者数		477人	2,034人			2,717人		5,228人
保育ニーズ率 D/A		23.4%	51.8%			50.9%		46.3%
幼稚園等入園者数 E		—	—	—		1,817人		
入園率 E/A		—	—	—		34.0%		

※各年度4月1日現在

### ③ 保育施設数と定員数、入所者数

保育施設については、平成27年4月1日から平成31年4月1日までに認可保育所を新たに19園開設するなど、定員数を1,421人増やしており、入所者数も1,629人増えています。

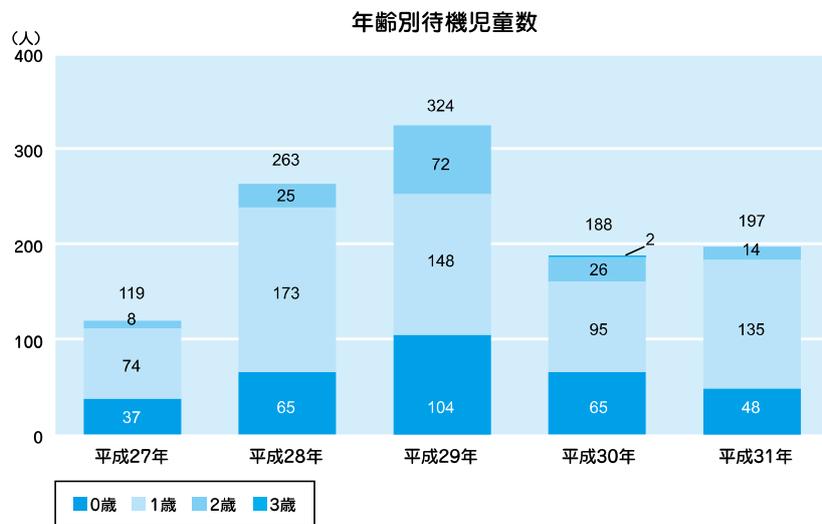


#### ④ 待機児童の現状

待機児童数については、平成27年の119人から平成29年には324人へ増加していましたが、平成30年に188人に減少し、平成31年は197人となりました。

毎年、施設整備による定員拡大を行い、定員数は増加していますが、乳幼児人口の増加と保育ニーズ率の上昇も相まって待機児童の解消には至っていません。

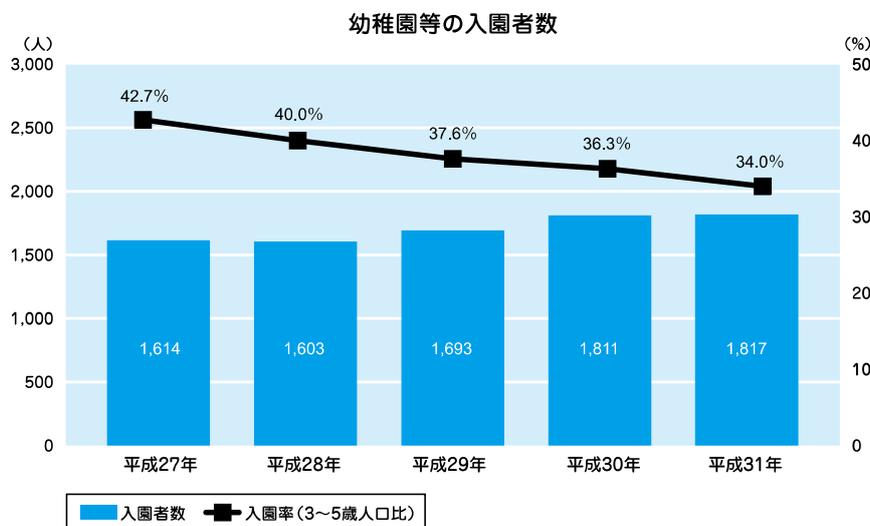
年齢別の待機児童数をみると、毎年1歳児が最も多くなっています。また、平成27年以降、4歳、5歳の待機児童はいません。



※各年4月1日の実績値

#### ⑤ 幼稚園等の現状

区立幼稚園については、現在13園が開園されています（3園休園中）。また、認定こども園については、区立2園、私立1園で短時間保育を行っており、入園者数は毎年増えているものの、入園率は減少傾向となっています。



※各年4月1日の実績値

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の概要

### ① 主な施設の概要

現在、区内には小学校児童を対象とした放課後の安全・安心な居場所として学童クラブが8児童館内で、子どもの居場所「プレディ」が12小学校内で、実施されています。また、一時預かり保育が5カ所、0～3歳までの乳幼児とその保護者を対象とした子育て交流サロン「あかちゃん天国」が7カ所、病児・病後児保育が4カ所で実施されています。

### 主な施設一覧

施設区分	京橋地域	日本橋地域	月島地域
学童クラブ 8館	●築地児童館 ●新川児童館 2館	●堀留町児童館 ●浜町児童館 2館	●佃児童館 ●月島児童館 ●勝どき児童館 ●晴海児童館 4館
子どもの居場所 「プレディ」 12小学校	●プレディ中央 (中央小学校内) ●プレディ明石 (明石小学校内) ●プレディ京築 (京橋築地小学校内) ●プレディ明正 (明正小学校内) 4校	●プレディ日本橋 (日本橋小学校内) ●プレディ有馬 (有馬小学校内) ●プレディ久松 (久松小学校内) 3校	●プレディ佃島 (佃島小学校内) ●プレディ月一 (月島第一小学校内) ●プレディ月二 (月島第二小学校内) ●プレディ月三 (月島第三小学校内) ●プレディ豊海 (豊海小学校内) 5校
一時預かり保育 5カ所	●京橋こども園 1カ所	●子ども家庭支援センター 日本橋分室 ●子ども家庭支援センター 十思分室 2カ所	●子ども家庭支援センター 「きらら中央」 ●晴海こども園 2カ所
子育て交流サロン 「あかちゃん天国」 7カ所	●築地児童館 ●新川児童館 2カ所	●堀留町児童館 ●浜町児童館 2カ所	●子ども家庭支援センター 「きらら中央」 ●月島児童館 ●晴海児童館 3カ所
病児・病後児保育 4カ所	●聖路加国際病院附属保 育所聖路加ナーサリー (病児・病後児) 1カ所	●ニチキッズさわやか日 本橋浜町保育園(病後児) 1カ所	●勝どき小児クリニック (病後児) ●ゆめみらい (病児・病後児) 2カ所



## ②各事業の概要

子ども・子育て支援法に規定されている地域子ども・子育て支援事業のうち、現在、中央区で実施している事業の概要と事業実績を以下に示します。

### 1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

- 保育所申込み等に関する相談体制  
 保育園長経験者等を窓口配置するほか、日本橋・月島特別出張所、子ども家庭支援センター「きらら中央」、中央区保健所、日本橋保健センターにおいて出張相談を実施し、保育所の申込みや利用に関する相談に対応しています。また、一時預かり保育等相談者の要望に見合った各種の保育メニューに関する情報提供も行っています。
- 子育て交流サロン「あかちゃん天国」  
 親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行っています。
- 妊娠・出産に関する相談窓口  
 保健所・保健センターにおいて母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談を行っています。

(件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認可保育所入所申込受付件数※1	1,619	2,608	2,643	2,686
保育園入園出張相談での相談件数	992	903	848	857
「あかちゃん天国」での相談件数	1,049	1,114	1,435	1,498
「妊娠・出産に関する相談窓口」での相談件数※2	/		4,583	4,359
	妊婦相談（再掲）		1,647	1,677

※1 認可保育所入所申込受付件数は、平成28年度から再申請の件数を含める。

※1 平成27年度の再申請を含む件数としては、2,376件である。

※2 平成29年度以前も保健指導（健康相談）として対応。

### 2) 時間外保育事業（延長保育事業）

認可保育所、認定こども園で通常保育の前後の時間に、時間外保育を実施しており、月極利用とスポット利用（1日単位）の2種類があります。さらに京橋こども園では、スポットの夜間保育も実施しています。

- 延長時間：通常保育終了時から1時間 概ね午後6時30分から午後7時30分まで
- 保育料：月極延長 通常保育料の概ね10%  
 スポット延長 1回400円
- スポット夜間保育  
 実施場所：京橋こども園  
 利用時間および保育料：午後7時30分から午後9時まで 1回1,000円  
 午後7時30分から午後10時まで 1回1,400円  
 また、認証保育所では、利用契約により午後7時以降の保育を行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延長保育利用定員数(人)	666	798	863	870
時間外保育事業利用者数(人/日)	210	205	282	258

認証保育所19時以降契約者数	66	58	97	48
----------------	----	----	----	----

### 3)-1 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。

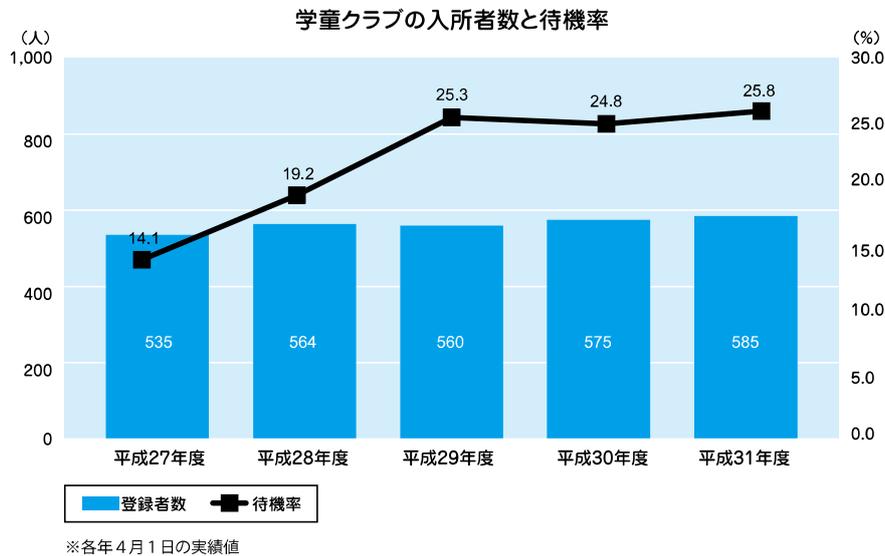
中央区では区立児童館8館で学童クラブ事業を実施しています。区内に居住し、又は区内の小学校に在籍している1年生から6年生までの児童を対象としています。

- 実施場所：築地児童館、新川児童館、堀留町児童館、浜町児童館、佃児童館、月島児童館、勝どき児童館、晴海児童館
- 利用日：月曜日から土曜日。ただし、年末年始および国民の休日等を除く。
- 利用時間：下校時から午後6時まで（土曜日は午前8時30分から午後5時まで、春・夏・冬休み等は午前8時30分から午後6時まで（土曜日は午後5時まで））
- 利用時間の延長：保護者の勤務の都合など必要と認められる場合は、平日（土曜日を除く）の午後7時30分まで利用できます。（1回400円、月上限額5,000円）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
全 体	児童館数(館)	8	8	8	8	8
	クラブ数	13	13	13	13	13
	定員数(人)	535	565	565	575	585
	入所者数(人)	535	564	560	575	585
	待機者数(人)	88	134	190	190	203
京橋地域	児童館数(館)	2	2	2	2	2
	クラブ数	3	3	3	3	3
	定員数(人)	110	120	120	120	120
	入所者数(人)	110	120	115	120	120
	待機者数(人)	24	12	15	33	36
日本橋地域	児童館数(館)	2	2	2	2	2
	クラブ数	2	2	2	2	2
	定員数(人)	85	85	85	85	85
	入所者数(人)	85	85	85	85	85
	待機者数(人)	2	25	31	28	36
月島地域	児童館数(館)	4	4	4	4	4
	クラブ数	8	8	8	8	8
	定員数(人)	340	360	360	370	380
	入所者数(人)	340	359	360	370	380
	待機者数(人)	62	97	144	129	131



就学児童を対象とした学童クラブの現状としては、待機率は平成31年度で25.8%となっています。



### 3)-2 放課後子供教室(子どもの居場所「プレディ」)

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業です。

中央区では区立小学校16校のうち、12校で「プレディ」を実施しています。

- 開設校：中央、明石、京橋築地、明正、日本橋、有馬、久松、佃島、月島第一、月島第二、月島第三、豊海
- 開設日：月曜日から土曜日。ただし、年末年始および国民の休日等を除く。
- 開設時間：プレディ設置校の放課後から午後5時まで（土曜日、春・夏・冬休み等は午前8時30分から午後5時まで）ただし、保護者の就労など特別な事情がある場合は最長午後7時30分（土曜日は午後6時）まで。（午後6時以降の利用は1回400円、月上限額5,000円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施校数(校)	12	12	12	12	12
全児童数(人)	5,418	5,789	6,277	6,715	7,121
利用登録者数(人)	2,893	3,111	3,337	3,469	3,074
平日：年間参加延べ人数(人)	118,690	133,458	144,906	155,001	-
平日：1日平均参加人数(人)	593	667	717	771	-

#### 4) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、宿泊により短期間預かる事業です。中央区では生後7日～中学校3年生の子どもを対象に、区が委託する区外2施設（乳児院、児童養護施設）または区内の協力家庭において実施しています。

●利用泊数

施設：原則6泊7日まで

協力家庭：原則2泊3日まで

●利用料 1泊2日6,000円（以降1日増えるごとに3,000円加算）

延利用日数(日)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乳児院（二葉乳児院）	25	0	59	43
養護施設（石神井学園）	16	20	11	22
協力家庭	0	3	0	0

#### 5) 幼稚園預かり保育

区立幼稚園は、文部科学省が定める幼稚園教育要領に基づき、午後2時までを標準的な教育時間として運営しています。さらに、子育て支援策の一環として、通院・介護など、在園児の保護者ニーズに応えるため、京橋・日本橋・月島地域の各1園において預かり保育を実施しています。

●実施園：明石幼稚園、有馬幼稚園、月島第一幼稚園

●時 間：通常の教育時間終了後、午後4時30分まで

（夏季休業日等は午前9時から午後4時30分まで）

●対 象：預かり保育実施園の在園児

各年度4月当初の人数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録利用定員	72人（各園24人）			
登録利用者数（人）	65	60	60	71
一時利用定員	1日あたり30人から登録利用者数を除いた人数 ※3歳児は1日あたり8人から登録利用者数を除いた人数			

年間利用実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録者利用延べ件数（件）	5,596	6,262	5,913	7,338
一時利用延べ件数（件）	7,403	7,688	8,066	7,075
年間利用延べ件数（件）	12,999	13,950	13,979	14,413



## 6) -1 一時預かり保育

保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった場合に、日中、保育所その他の場所において一時的に子どもを預かる事業です。

中央区では保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により一時的に子どもを預かる一時保育と、保護者の入院等の緊急の理由により家庭での保育が一時的に困難になった場合に子どもを預かる緊急保育を実施しています。また、認証保育所においても、定員の空きを利用して一時預かり保育を実施しています。

## 【一時保育】

- 実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」、同日本橋分室、同十思分室、京橋こども園、晴海こども園
- 利用時間：午前9時から午後5時まで（1時間単位での利用）
- 対象：生後57日以上未就学児
- 利用料：1時間800円（京橋こども園は実施日より割増料金あり）

## 【緊急保育】

- 実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」、同日本橋分室、同十思分室、京橋こども園
- 利用期間：原則として2日以上30日以内
- 対象：生後57日目以上の未就学児
- 利用料：1日2,000円（京橋こども園は実施日より割増料金あり）

延利用人数(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一時保育	16,094	17,889	18,483	19,895
緊急保育	288	276	262	264
合 計	16,382	18,165	18,745	20,159

## 6) -2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に、一時的に子どもを預かる事業です。

- 実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」、京橋こども園
- 利用時間：午後5時から午後10時まで
- 対象：2歳～小学校6年生（京橋こども園は未就学児まで）
- 利用料：1回2,000円

延利用人数(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幼児室（未就学児）	754	1,314	1,009	837
児童室（小学生）	72	162	250	158
合 計	826	1,476	1,259	995

### 6)-3 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施しています。

- 利用時間：原則として午前7時から午後8時まで
- 対象：生後57日以上小学校6年生以下の子どもを育てている方
- 利用料：1時間800円（早朝、夜間および休日等は1時間1,000円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
提供会員数（人）	241	227	248	264
両方会員数（人）	169	178	176	183
依頼会員数（人）	1,693	1,883	2,008	2,146
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
活動件数（件）	4,584	5,409	5,656	5,399

### 7)乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

中央区では生後28日以内の新生児および4カ月までの乳児を対象に、保健師および委託訪問指導員（保健師、助産師等）により訪問指導を行うとともに、母親のこころの健康状態の把握に努めています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
出生数（人）	1,975	1,999	2,122	2,109
訪問対象者数（人） A	1,956	2,022	2,008	2,128
訪問件数（件） B	1,540	1,593	1,596	1,758
乳児健診等による把握数 C	414	429	412	395
訪問率 B/A	78.7%	78.8%	79.5%	82.6%
把握率 (B+C)/A	99.9%	100.0%	100.0%	101.2%

※訪問対象者数…出生後、訪問の対象となる時期（3カ月時点）に区民である者。転入・転出等の異動があるため、出生数とは乖離がある。

### 8)養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

中央区では保健所等関係機関と連携して養育について支援が特に必要な家庭を把握し、訪問による支援（養育相談、育児・家事援助）を実施しています。

また、児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために、「要保護児童対策地域協議会」を運営しています。子ども家庭支援センターが調整機関となり、関係機関が円滑に連携できるよう情報管理を行うとともに、個別ケース検討会議や実務者会議などを開催しています。



		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
養育支援訪問	育児・家事援助（件）	160	37	61	78
	専門的相談支援（件）	21	2	0	0
要保護児童 対策地域 協議会	代表者会議・実務者会議・ 個別ケース検討会議 開催数（回／年）	12	16	22	26

### 9)地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。

中央区では子育て交流サロン「あかちゃん天国」として、親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行っています。子ども家庭支援センターおよび区立児童館6館で実施しています。

- 実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」、築地児童館、新川児童館、堀留町児童館、浜町児童館、月島児童館、晴海児童館
- 利用時間：午前9時から午後5時まで
- 対象：0歳から3歳になった最初の3月31日までの間にある乳幼児とその保護者、妊娠中の方
- 利用料：無料

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
拠点数（カ所）	7	7	7	7
乳幼児利用人数（人） A	81,467	89,606	85,337	91,205
保護者利用人数（人） B	80,744	88,897	84,503	89,554
妊娠中の方の利用人数（人） C	234	218	251	322
利用人数（人） 計	162,445	178,721	170,091	181,081
延べ開館日数（日） D	2,418	2,412	2,412	2,412
1カ所1日あたり平均利用人数（人） (A+B+C)／D	67	74	71	75

### 10)病児保育事業（病児・病後児保育事業）

入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業です。

中央区では区が委託する医療機関または認証保育所の4施設の保育室で預かる事業を実施しています。

- 利用時間：午前9時から午後5時30分まで
- 対象：生後7カ月～小学校3年生
- 利用料：1日2,000円

延利用人数(人)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
病児・病後児 保育室	京橋地域 聖路加ナーサリー	681	823	782	778
	月島地域 ※1 ゆめみらい	—	—	—	714
病後児 保育室	日本橋地域 ニチイキッズさわやか 日本橋浜町保育園	431	488	474	453
	月島地域 ※2 勝どき小児クリニック	804	—	261	426

※1 平成30年6月1日契約開始

※2 平成27年度までの実績は、小森小児科医院病後児保育室の実績(平成28年3月23日契約終了)

※2 平成29年度からの実績は、勝どき小児クリニック病後児保育室の実績(平成29年6月7日契約開始)

## 11)妊婦健康診査

母子保健法第13条で、区が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定しています。

中央区では母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施しています。そのうち、妊娠確定後の検査(最大14回:国基準)・超音波検査・子宮頸がん検診の費用の一部等を助成しています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊娠届出数(母子健康手帳交付件数)(件)		2,254	2,255	2,357	2,316
妊婦健康診査 件数(件)	1回目	2,081	2,075	2,179	2,124
	2~14回目(延べ件数)	19,989	20,327	21,116	20,910

## 12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育所・幼稚園などに通う子どもの保護者が支払う日用品・文房具・教材費・行事への参加費用などの一部を補助することで、保護者の経済的な負担軽減を図ります。

延べ件数(件)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1号 認定	認定こども園 (短時間)	教科書・行事費等 (給食費以外)		1	5	0
		給食費(副食材料費)		12	0	0
	幼稚園	教科書・行事費等 (給食費以外)		449	303	325
2号 認定	保育所等	教科書・行事費等 (給食費以外)		39	232	65
3号 認定	保育所等	教科書・行事費等 (給食費以外)		6	35	8



## 4 子ども・子育て支援における総合的課題

### 課題1 教育・保育環境の整備・充実

本区では、待機児童解消を最重要課題として取り組み、第一期計画期間で認可保育所を新たに25園開設するなど1,800人の定員拡大を図ってきました。しかしながら、それを上回る乳幼児人口および保育ニーズの増加があったことから、未だ待機児童の解消には至っておらず、平成31年4月1日現在の待機児童は197人となっています。今後も、さらなる保育ニーズの増加が見込まれるため、引き続き保育施設の整備を推進していく必要があります。

また、施設の量的拡充とともに、教育・保育の質の確保・向上を図っていくことが重要です。乳幼児期は心身の発達に大きな影響を与える時期であることから、良好な保育環境において、子どもの発達段階に応じた遊びや保育、学びへの支援などが行われるよう取組を進めるとともに、子どもと直接関わる幼稚園教諭や保育士等の資質の向上を図り、教育・保育の質を高めていく必要があります。

### 課題2 放課後等の居場所づくり

共働き家庭の増加、核家族化や情報化の進展など子育て環境が変化しています。学齢期は社会性の発達や心身の成長が著しい時期であることから、学校教育とともに放課後等における子どもの健全な育成を図るため、学習や遊びのほか、多様な体験・交流活動のための機会を提供していく必要があります。本区では、学齢期の児童数の増加に対応するため、学童クラブと子どもの居場所「ブレディ」が連携し、放課後等の児童の安全・安心な居場所の確保に努めてきました。今後も、両事業がそれぞれの課題への対応に努めながら、放課後等の児童の安全・安心な居場所づくりを引き続き推進するとともに、児童が安心して過ごせる多様な居場所の確保や、地域の協力を得ながらさまざまな人々と触れ合いつつ成長できるような環境づくりを行っていく必要があります。

### 課題3 妊娠期から子育て期まで安心して過ごすための支援

本区では30代、40代の子育て期に核家族で転入してくることが多く、身近に相談できる相手がいないなど、子育てに不安を抱える家庭が多い傾向があります。また、妊娠中から産後までの時期は、体調や気持ちの変化から、身体的、精神的に不安定になりがちな時期で、子育てに不安を感じたり、自信が持てなくなったりするなど母親の孤立化等のリスクが高まる傾向がみられます。育児に対する困難感や不安感等が高い母親を早期に発見し、早期に支援していくため、母子保健分野と子育て支援分野が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う仕組みづくりを進めていく必要があります。

## 課題4 特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援

本区では、平成30年4月に開設した、発達障害など「育ちに支援を必要とする子ども」とその家族に対してさまざまな支援を行う療育の拠点「子ども発達支援センター ゆりのき」が中心となり、関係機関が連携して切れ目のない一貫した支援を行う仕組みづくりを行っています。今後も利用者へのきめ細かな対応を図り、「育ちに支援を必要とする子ども」の早期発見・早期支援に努めていく必要があります。

また、児童虐待については、子ども家庭支援センターが中心となり、関係機関とのネットワーク強化を図りながら対応するとともに、児童相談所の設置を見据えながら、子ども家庭支援センターの体制強化を図っていく必要があります。そのほか、ひとり親家庭に対する自立に向けた支援、子どもの貧困対策など、特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援を推進していく必要があります。

## 課題5 地域・社会全体による子育ての推進

親子で過ごす時間は、子どもの成長に大切であるとともに、親にとっても喜びであることから、子どもと過ごす時間を増やせるような働き方や、両親ともに子育てに向き合う時間を作り出せるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進など、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めていく必要があります。また、家庭はすべての教育の出発点であり、重要な役割を担っていることから、各家庭の自主性を尊重しながら、家庭・地域・学校・関係機関が連携し、親が子どもと真剣に向き合い子どもを健やかに育む「親力」を高めていく必要があります。

さらには、青少年がさまざまな地域活動や社会活動に興味を持てるようにするとともに、その参加機会を増やしていくことが重要です。今後も引き続き、地域・社会全体で子どもと子育て家庭を支援する取組を推進していく必要があります。



保育所での絵本読み聞かせ



### 1 中央区における上位計画

本計画は、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法に基づく基本方針のほか、中央区における上位計画である「中央区基本構想」「中央区基本計画2018」「中央区保健医療福祉計画2020」の考え方を踏まえています。

#### 中央区基本構想 輝く未来へ橋をかける — 人が集まる粋なまち

##### 基本的な方向性

- ①「中央区スタイル」を確立し、世界に輝く東京を創造
- ②歴史と伝統を継承し、多彩な魅力があふれる美しいまちを形成
- ③誰もがあこがれ、住みたい・働きたい都心の実現
- ④未来を切り拓く力を育む「創造の場」の構築
- ⑤多様な絆が融合した「プロアクティブ・コミュニティ」の確立

##### 施策の みちすじ

- ①一人一人の生き方が大切にされた安心できるまちを目指して
- ②快適で安全な生活を送るための都市環境が整備されたまちを目指して
- ③輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまちを目指して

#### 中央区基本計画2018

##### 基本施策1 すべての人々が健康で安心して暮らせるまち

- 1-1 ライフステージに応じた健康づくり【健康】

##### 基本施策2 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち

- 2-1 子どもが健やかに育つ地域づくり【子育て支援】
- 2-2 障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり【障害者福祉】

##### 基本施策8 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち

- 8-1 子どもたちの可能性が開花する教育の推進【学校教育】
- 8-2 希望に満ち、次代を担う子どもの育成【家庭教育への支援・青少年健全育成】
- 8-3 生涯にわたり学び喜びを分かち合える学習活動の推進【生涯学習】
- 8-4 スポーツの楽しさが広がる環境づくり【スポーツ】

#### 中央区保健医療福祉計画2020

##### 基本理念 → みんなが支えあい、自分らしく暮らせるまち・中央区

##### 基本目標

- ①住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまちを目指します
- ②だれもが生きがいや役割をもって活躍できるまちを目指します
- ③地域のつながりを深め、孤立のないまちを目指します
- ④お互いの違いを認め合い、差別や偏見のないまちを目指します
- ⑤保健医療福祉等必要なサービスが切れ目なく提供されるまちを目指します

## 2 計画の基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる、かけがえのない存在です。子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が尊重されるとともに、親も子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、計画の基本理念を次のように定めます。

### 子どもも親も笑顔が輝き、 地域で安心して子育てができるまち中央区



## 3 計画の方向性

計画の基本理念を実現するために、次の3つを計画の方向性として、子ども・子育て支援施策を展開します。

### 方向性1

#### 子どもが元気に明るく育つ環境をつくります

子どもの人権が尊重され、すべての子どもが元気に明るく育ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

- 発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供
- 子どもの健全育成のための取組の推進

### 方向性2

#### すべての子育て家庭を支援します

保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、子どもが心身ともに健やかに成長できる家庭環境をつくります。

- 妊娠、出産期を含めた切れ目のない支援
- すべての子育て家庭が必要に応じてサービスを利用できる環境づくり

### 方向性3

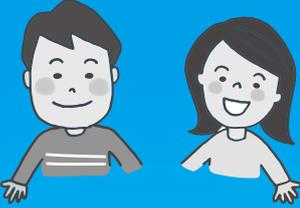
#### 地域・社会全体で子どもを育む力を高めます

子どもの成長過程で重要な生活の基盤である地域や、企業などを含めた社会全体で協力し、子育てを支え、見守ります。

- 地域や企業、関係団体など、さまざまな担い手による協働の推進
- 子育て家庭の地域活動への参加機会の充実



## 4 施策の方向性および体系

基本理念	方向性		基本施策
 <p>子どもも親も 笑顔が輝き、 地域で安心して 子育てができるまち 中央区</p>  	<p>方向性1 子どもが元気に 明るく育つ環境を つくります</p>	<p>基本施策1-1 教育・保育環境の整備</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育環境の整備</li> <li>2 認定こども園の整備</li> <li>3 教育環境の整備</li> </ol>
		<p>基本施策1-2 教育・保育内容の充実</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育の質の向上</li> <li>2 保幼小の連携</li> <li>3 教育内容の充実</li> </ol>
		<p>基本施策1-3 子どもの居場所づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもの居場所づくり</li> </ol>
	<p>方向性2 すべての子育て 家庭を支援します</p>	<p>基本施策2-1 妊娠期から子育て期まで 安心して過ごすための支援</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 妊娠・出産の支援</li> <li>2 子どもの健康増進</li> <li>3 妊娠期からの支援</li> </ol>
		<p>基本施策2-2 多様な子育て 支援サービスの提供</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 多様な子育て支援サービスの提供</li> </ol>
		<p>基本施策2-3 特に配慮を必要とする 子どもと家庭への支援</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 育ちに支援</li> <li>2 児童虐待防止</li> <li>3 子育て世帯への支援</li> <li>4 ひとり親家庭への支援</li> </ol>
	<p>方向性3 地域・社会全体で 子どもを育む力を 高めます</p>	<p>基本施策3-1 地域・社会全体による 子育ての推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ワーク・ライフバランスの推進</li> <li>2 地域における子育ての推進</li> <li>3 子どもを守るための取組</li> </ol>
		<p>基本施策3-2 次世代の育成支援</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 青少年の健全育成</li> </ol>

- ・・・「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」※において計画の基本的記載事項として規定されている事業
  - ◎・・・「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」※において計画の任意記載事項として規定されている事業
  - ★・・・第二期から新規に記載する事業
  - ・・・第一期から引き継ぐ事業
- ※正式名称：「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

主な事業	
整備	(1) 保育施設の整備● (2) 施設整備以外の保育事業等● (3) 育児休業後の保育施設の確保◎
園の整備	(1) 認定こども園の整備●
整備	(1) 小・中学校の整備●
確保	(1) 保育園巡回支援・指導検査★ (2) 保育士への支援★ (3) 教育・保育における安全対策○ (4) 遊びや活動の場の確保★ (5) 多様な主体の参入促進●
携	(1) 保幼小の連携★
充実	(1) 幼稚園訪問指導・研修の実施★ (2) 学力・豊かな心・健康、体力○
場所づくり	(1) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)● (2) 放課後子供教室(子どもの居場所「ブレディ」)○ (3) 児童館運営○
に関する支援	(1) 妊婦健康診査● (2) 母子健康教育(プレママ教室・パパママ教室)・産後ケア(宿泊型)事業★ (3) 乳児家庭全戸訪問事業(新生児等訪問指導)●
健康推進	(1) 乳幼児健康診査・乳幼児健康相談(フリー乳健)○ (2) 食育の推進○ (3) 予防接種○
子育て期までの切れ目のない支援	(1) 子ども子育て応援ネットワーク★
て支援サービスの提供	(1) 利用者支援事業● (2) 時間外保育事業(延長保育事業)● (3) 子育て短期支援事業(子どもショートステイ)● (4) 幼稚園預かり保育● (5) 一時預かり保育、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業● (6) 地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン「あかちゃん天国」)● (7) 病児保育事業(病児・病後児保育)● (8) 育児支援ヘルパー等派遣事業○ (9) 子どもと子育てに関する相談事業○ (10) 乳幼児クラブ(児童館)○
を必要とする子どもへの支援	(1) こどもの発達相談★ (2) 育ちのサポートシステム★ (3) 障害児支援事業◎ (4) 特別支援教育の充実◎
止対策	(1) 養育支援訪問事業● (2) 要保護児童対策地域協議会● (3) 児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」○
への経済的支援	(1) 実費徴収に係る補足給付を行う事業● (2) 子どもの学習支援★ (3) 就学援助★ (4) 受験生チャレンジ支援貸付★
庭の自立支援	(1) ひとり親家庭の支援◎
フ・バランスの推進	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)◎ (2) 育児中の保護者社会参加応援事業○
る子育て支援	(1) 保育所での地域交流事業○ (2) 地域家庭教育推進協議会○ (3) 子育て支援講座○
る安全なまちづくり	(1) 通学路等の安全確保★
全育成	(1) 文化のリレーの実施○ (2) 少年リーダー養成研修会○ (3) スポーツ少年団○ (4) 少年少女スポーツ教室○

### 方向性1 子どもが元気に明るく育つ環境をつくります

#### 基本施策1-1 教育・保育環境の整備

##### 現況と課題

本区では、共働きの子育て世帯の増加に伴い、乳幼児人口および保育ニーズが急激に増加しています。ニーズ調査では、共働き家庭の割合が5年前の調査と比較し54.7%から67.4%へ12.7ポイント増加しています。平成27年度と平成31年度の比較では、保育ニーズ率も43.3%から46.3%に上昇し、保育所等入所希望者は3,713人から5,228人に増加しています。3～5歳の保育ニーズ率と幼稚園等の入園率を比較すると、保育ニーズ率の方が高くなっており、その差は、平成27年度は約5ポイント差でしたが、平成31年度には約17ポイント差まで広がっています。

区では、平成27年度から令和元年度までの5年間で認可保育所を新たに25園開設するなど1,800人の保育定員の拡大を図ってきました。しかしながら、それを上回る乳幼児人口および保育ニーズの増加があったことから、いまだ待機児童の解消には至っていません。平成31年4月1日現在の待機児童は197人となっており、今後も引き続き保育施設の整備を推進していく必要があります。

##### 保育所・幼稚園等入所状況(再掲)

###### 平成27年度

学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0歳～5歳 A	1,799人	1,568人	1,427人	1,325人	1,269人	1,184人	8,572人
		2,995人			3,778人		
保育所等入所者数 B	358人	1,439人			1,797人		3,594人
待機児童数 C	37人	82人			0人		119人
小計 D(B+C) 入所希望者数	395人	1,521人			1,797人		3,713人
保育ニーズ率 D/A	21.9%	50.8%			47.6%		43.3%
幼稚園等入園者数 E	—	—	—		1,614人		
入園率 E/A	—	—	—		42.7%		

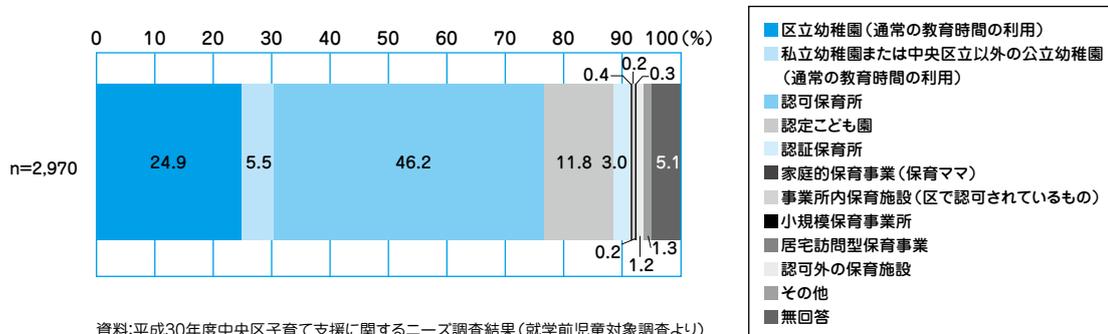
###### 平成31年度

学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0歳～5歳 A	2,035人	2,013人	1,917人	1,907人	1,825人	1,605人	11,302人
		3,930人			5,337人		
保育所等入所者数 B	429人	1,885人			2,717人		5,031人
待機児童数 C	48人	149人			0人		197人
小計 D(B+C) 入所希望者数	477人	2,034人			2,717人		5,228人
保育ニーズ率 D/A	23.4%	51.8%			50.9%		46.3%
幼稚園等入園者数 E	—	—	—		1,817人		
入園率 E/A	—	—	—		34.0%		

幼稚園等入園者数も、入園率は下がっているものの、乳幼児人口の増加に伴い5年間で1,614人から1,817人に伸びています。本区の幼稚園は小学校との併設でスペースの拡充は難しく、学校施設の整備・改修の機会を捉えた検討が必要です。

学校施設については、これまでも計画的な増改築・改修の推進を図り、校舎の老朽化と児童数増加に対応してきています。今後も、さらなる児童数の増加が見込まれることから、引き続き、計画的な学校施設の整備・改修について多角的な検討を進め、良好な教育環境を確保していく必要があります。

### 定期的に利用したい施設・事業（第1希望）



### 取組の方向性

- 認可保育所の開設を中心に定員拡大を図り、早期の待機児童解消を目指します。私立認可保育所の開設支援や大規模開発等の機会を捉えた保育施設の確保など、機動的な保育施設の整備に引き続き積極的に取り組んでいきます。
- 1歳児の待機児童解消に向けて、1歳児から定員設定の保育施設の整備や1歳児の期間限定保育事業などの充実を図ります。
- 今後の児童数増加に対応するため、引き続き、学校施設の計画的な整備・改修を行います。また、学校の改築や整備の機会を捉え、多様なニーズに対応する認定こども園の設置を進めていきます。



まなびの森保育園銀座  
（立体都市公園制度および区有地を活用した保育施設整備）



EDO日本橋保育園  
（都有地を活用した保育施設整備）



## 主な事業

### 1 保育環境の整備

#### (1) 保育施設の整備

【担当課:保育課】

乳児人口の増加や共働き世帯の増加等により、保育所の需要が増加しているため、認可保育所を中心に保育施設の整備を進めます。

現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
保育所等定員数 0歳：492人 1～2歳：2,000人 3～5歳：3,022人 ※認可保育所・認定こども園・認証保育所・地域型保育事業の合計 (R1.10.1現在)	保育所等定員数 0歳：609人 1～2歳：2,603人 3～5歳：4,098人 ※認可保育所・認定こども園・認証保育所・地域型保育事業の合計

91 ページ 第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 参照

#### (2) 施設整備以外の保育事業等

【担当課:保育課】

##### ■ 居宅訪問型保育事業

平成29年度から、集団保育が難しい医療的ケアが必要な子どもに対し、乳幼児の居宅において保育者による1対1の保育を行う居宅訪問型保育事業(障害児向け)を行っています。

また、令和元年度から、認可保育園に入れなかった方を対象に居宅に訪問して1対1で保育を行う居宅訪問型保育事業(待機児童向け)を導入し、施設整備以外の保育事業により、保育定員の拡大を図っていきます。

現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
居宅訪問型保育事業(障害児向け)：4人 居宅訪問型保育事業(待機児童向け)：10人 (R1.10.1現在)	ニーズや待機児童の状況に応じて実施していきます。

##### ■ 認証保育所保育料補助等

認証保育所に子どもを預けている保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の一部を補助します。幼稚園や認可外保育施設等に対しても、幼児教育・保育の無償化に対応した給付を実施していきます。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
保育料補助件数：延べ 5,056件	引き続き認証保育所保育料の一部補助を実施します。 幼児教育・保育の無償化に対応した給付を実施していきます。



コラム

### 認証保育所

認証保育所は、認可保育所だけでは応えきれない大都市の多様な保育ニーズに対応できるよう、東京都が設定した独自の基準(認証基準)を満たした保育施設です。

民間企業など多様な事業者が運営し、次のような特色があります。

- ・全施設で0歳児から預かり
- ・全施設において13時間の開所を基本とする
- ・利用者と保育所の直接利用契約
- ・都独自の基準により、適切な保育水準を確保

認証保育所は利用者のニーズは高く、中央区では令和元年9月現在12カ所の認証保育所に436人の利用者が在籍しています。重要な保育施策であり、待機児童解消にも大きな役割を果たしています。

区は、運営事業者に対する運営費補助および家賃補助、利用者に対する保育料補助を無償化の給付と合わせて行っています。



### (3) 育児休業後の保育施設の確保

【担当課:保育課】

0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して、育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時(原則1歳到達時)から円滑に保育施設を利用できるような環境を整えていく必要があります。

育児休業取得後にできる限り入所しやすくなるよう、1歳児から定員設定の保育施設整備を進めていきます。

また、新規開設の認可保育所において、空きが出る4、5歳児クラスの枠を活用し、1年間限定で1歳児の保育を実施します。(期間限定型保育事業)

現況(令和元年度実績)	最終年度(令和6年度)目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳児から定員設定の保育施設数 12園</li> <li>・期間限定型保育事業(4、5歳児クラスの空きを利用し1歳児の保育を実施) 実施認可保育所:2園 1歳児定員:7人 (R1.10.1現在)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、1歳児からの定員設定とする保育施設整備に取り組んでいきます。</li> <li>・新規開設の認可保育所において、空きが出る4、5歳児クラスの枠を活用し、1歳児の保育を実施します。</li> </ul>



## 2 認定こども園の整備

### (1) 認定こども園の整備

【担当課:保育課・学務課・学校施設課】

幼稚園および保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行う認定こども園を整備します。保護者の就労状況に関わらず子どもを受け入れていきます。

現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
保育所型認定こども園の整備（1園） ・城東小学校改築に伴う認定こども園（工事）	保育所型認定こども園の整備（1園） ・城東小学校改築に伴う認定こども園 （令和5年4月開園予定）
幼保連携型認定こども園の整備（2園） ・阪本こども園（仮称）（工事） ・晴海四丁目施設内認定こども園（実施設計）	幼保連携型認定こども園の整備（2園） ・阪本こども園（仮称）（令和3年4月開園予定） ・晴海四丁目施設内認定こども園 （令和5年4月開園予定）

91 ページ 第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 参照

## 3 教育環境の整備

### (1) 小・中学校の整備

【担当課:学校施設課】

既存校舎の老朽化と今後の児童数の増加に対応するため、小学校2校を改築します。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後の選手村跡地の開発に伴う児童・生徒数の増加に対応するため、晴海五丁目に小学校と中学校を整備します。

現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
・阪本小学校（改築工事） ・城東小学校（改築工事） ・晴海五丁目小学校・中学校整備（実施設計）	・阪本小学校（令和2年8月開設予定） ・城東小学校（令和4年9月開設予定） ・晴海五丁目小学校・中学校整備 （令和5年4月開校予定）

91 ページ 第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 参照



豊海小学校・幼稚園

## 基本施策1-2 教育・保育内容の充実

### 現況と課題

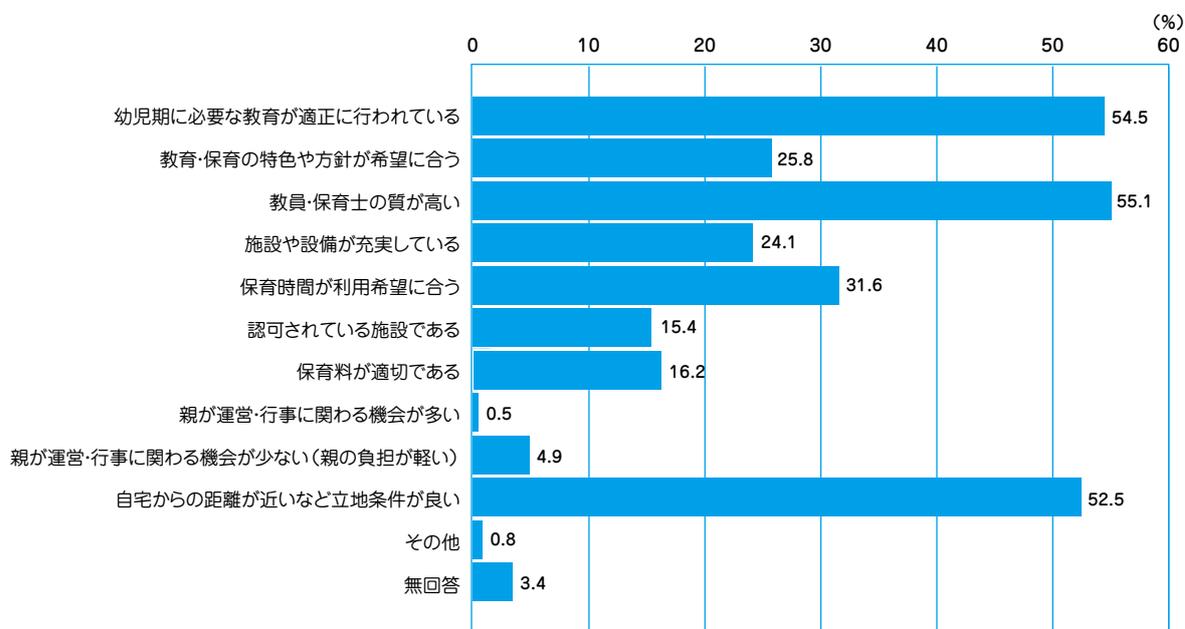
子ども・子育て支援新制度の開始に伴う地域型保育事業の認可や、保育ニーズ増に対応するための私立認可保育所の増加など、幼児期の教育・保育環境は、より多様化しています。ニーズ調査によると、施設・事業を選ぶ上で「教員・保育士の質が高い」ことや「幼児期に必要な教育が適正に行われている」ことを重視している状況がみられます。待機児童解消に向け、保育施設整備を引き続き進めていきますが、量を確保することはもとより、今後、より一層、保育の質の確保・向上に努める必要があります。

区立幼稚園における幼児教育担当専門幹による巡回指導とともに、新制度実施に伴い開始した私立認可保育所等において園長経験者等による巡回指導をしており、今後さらに充実・強化していく必要があります。十分な土地の確保が難しい本区では、園庭のない私立認可保育所等が増えており、公園に園児が集中する状況も見られ、遊び場の確保が課題となっています。また、質の高い教育・保育の提供に当たって基本となるのは人材であることから、働きやすい環境を整えることにより、保育士等の人材の確保、定着、育成を図っていく必要があります。

さらに、現在、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容の統一が図られています。本区では、保育所と幼稚園において保育・教育内容を共有し、小学校教育との接続をより円滑にするために「保幼小の接続期カリキュラム」を作成し取り組んできました。今後も、保幼小の連携を図り、子どもたちがどのような環境でも、のびのびと自分を発揮できるよう指導に取り組んでいくことが重要です。

幼児期における教育は、幼児の主体的な活動としての遊びを通して、「生きる力」の基礎を育み、小学校以降の教育の充実につながっていきます。

施設・事業を選ぶうえで重視する条件



n=2,970

資料:平成30年度中央区子育て支援に関するニーズ調査結果(就学前児童対象調査より)



## 取組の方向性

- 保育の質の向上を図るため、保育所等に対する園長経験者等による巡回指導を一層充実していきます。また、宿舍借上支援、資格取得支援など保育士の確保と資質向上に向けた取組や、保育士の負担軽減に向けたICT化の推進など働きやすい環境づくりを進めます。
- 園児の遊び場の確保に向け、公園やスポーツ施設などをより活用しやすくなる仕組みを検討するなど、保育環境の向上に努めます。
- 「保・幼から小」「小から中」への円滑な接続を図り、就学前教育から義務教育にいたる学びの連続性を確保するため、教員・保育士等の交流・連携を推進します。
- 次代を担う子どもたちが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」からなる「生きる力」を身に付けるための保育の質の確保や教育内容の充実を図ります。

## 施策をまたがる重要な取組

### 量・質を兼ね備えた教育・保育環境の充実

保育の質が確保された認可保育所の開設を中心に定員拡大を図り、可能な限り早期の待機児童の解消を目指します。そのため、私立認可保育所の開設支援や大規模開発等の機会を捉えた保育施設の確保など機動的な保育施設整備に引き続き積極的に取り組んでいきます。さらには、教育・保育施設の量的拡充はもとより、教育・保育の質の確保・向上も同時に推進していきます。教育・保育の質は、良好な教育・保育環境において、適切な教育・保育内容を知識の豊富な保育士等により提供されることで確保されます。そのため、教育・保育の環境や内容について巡回支援・指導の充実を図るほか、施設整備時における質の高い環境づくり、遊び場の確保に向けた支援、保幼小連携などを推進していきます。

#### 量の拡充

##### 基本施策1-1

#### 教育・保育環境の整備

- 1 (1) 保育施設の整備
- 1 (2) 施設整備以外の保育事業等
- 1 (3) 育児休業後の保育施設の確保
- 2 (1) 認定こども園の整備
- 3 (1) 小・中学校の整備

#### 質の確保・向上

##### 基本施策1-2

#### 教育・保育内容の充実

- 1 (1) 保育園巡回支援・指導検査
- 1 (2) 保育士への支援
- 1 (3) 教育・保育における安全対策
- 1 (4) 遊びや活動の場の確保
- 1 (5) 多様な主体の参入促進
- 2 (1) 保幼小の連携
- 3 (1) 幼稚園訪問指導・研修の実施
- 3 (2) 学力・豊かな心・健康、体力

## 主な事業

### 1 保育の質の確保

#### (1) 保育園巡回支援・指導検査

【担当課:保育課】

私立保育所等に対し、保育士等による定期的な巡回支援を行うとともに、子ども・子育て支援法に基づいた指導検査を実施し、保育の安全性の確保と質の向上に取り組みます。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標	
<b>(1) 巡回支援</b>	定期的な巡回をすることにより、保育内容や安全性の確認をするとともに、質の確保・向上に取り組みます。 また、多様化する保育施設の実態を把握し、認可外保育施設の指導検査にも取り組み、中央区全体の保育水準の向上を図ります。	
私立認可保育所(36園)		362回
小規模・事業所内保育所(3園)		26回
家庭的保育事業所(3事業所)		27回
認証保育所(14園)		127回
区立・公設民営保育所(16園)		142回
都巡回指導同行(34施設)		36回
<b>(2) 指導検査</b>		
私立認可保育所(19園)		19回
※都との合同検査3回(3園)を含む		
小規模・事業所内保育所(3園)		3回
家庭的保育事業所(3事業所)		4回
都検査立会い 認可保育所(1園)		1回
都検査立会い 認証保育所(1園)		1回
都検査立会い 認可外保育所(6園)	6回	



#### 区の巡回指導・支援(相談・助言)

認可保育所、認証保育所、認定こども園および地域型保育事業において、区の保育士が保育・衛生・安全を視点を定期的に巡回し、相談に応じたり指導および助言を行っています。

また、全私立保育所に対して区の栄養士と、看護師不在の私立保育所に対して区の看護師が巡回相談・指導を行うことにより、保育サービスの質の維持・向上を促します。

私立認可保育所の園長会や認証保育所・家庭的保育事業者の連絡会を開催し集団指導を行うとともに、「子ども・子育て支援法」に基づく指導検査を実施し適正に運営されているか確認しています。





## コラム

## 保育所の第三者評価

区立・私立の認可保育所、認定こども園、認証保育所は定期的に「第三者評価」を受審しています。

中立的な第三者である評価機関が、保育の内容や保育所の組織体制等の評価を行い、その結果を公表するものです。

第三者評価には、保護者に対し保育内容に関する意向や満足度をアンケートなどで把握することを目的とする「利用者調査」と、保育所の自己評価や訪問調査等の過程を経て、保育所の運営や提供されている保育の質を評価する「事業評価」の2つの評価手法があります。

第三者評価を受審し、その結果が公表されることで、保育の質の向上に向けた保育所の取組を促進することにつながります。 ※評価結果は以下のホームページで見ることができます。

とうきょう福祉ナビゲーション(福ナビ) 福祉サービス第三者評価  
<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>

区立幼稚園では、中央区立学校 学校評価ガイドライン(平成25年3月)に基づき、学校関係者評価委員や第三者評価委員による外部評価を行っています。評価結果は各園のホームページで見ることができます。



## コラム

## 保育士の研修

保育に関する専門知識を身に付け、技能の向上を図るため、さまざまな研修を実施しています。

■区立・私立認可保育所等向け実務研修(区実施)平成30年度実績

保育士向け:「子どもと親しむ身近な自然～虫入門～」 「保育士の仕事ってすばらしい～こどもの気持ちを尊重する保育～」 「大人も子どもも楽しめる表現あそび」ほか 参加人数:405人

看護師向け:「子どもを預かる施設における深刻事故予防とコミュニケーション」 参加人数:63人

調理員向け:「保育園給食の意義・調理員の責任や役割について」「噛む習慣を身につけて、おいしく食べる工夫(講義・試食)」ほか 参加人数:144人

■私立認可保育所向け研修(区実施)平成30年度実績

「年長児向け就学前教育について」 参加人数:33人

「乳児の生活と遊び」 参加人数:29人

「保育園一日研修」 参加園:6園

■認証保育所向け研修(都または都外郭団体実施)平成30年度実績

認可外保育施設職員テーマ別研修 参加人数:70人

認証保育所施設長研修・中堅保育士研修 参加人数:3人

■私立認可保育所・認証保育所向け研修(都または都外郭団体実施)

平成30年度実績

「平成30年度病児・病後児保育研修」「就学前教育カンファレンス」

「幼稚園教育研究協議会」「母子保健研修」ほか 参加人数:17人

■家庭的保育事業者向け研修(区実施)平成30年度実績

家庭的保育者現任研修 参加人数:3人



## (2) 保育士への支援

【担当課:子育て支援課・保育課】

保育士等の処遇の改善やキャリアアップに向けた取組に要する費用、保育士等職員の宿舎として民間賃貸物件を借り上げた場合の費用や開設時ICT導入に要した費用を補助するとともに、各園の課題に合わせた研修等を行うことにより、保育士確保の支援や保育内容の充実を図り、保育の質の確保・向上を推進していきます。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<ul style="list-style-type: none"><li>・キャリアアップ補助金(公設民営含む) 54園</li><li>・保育士等職員宿舎借上支援事業補助金(公設民営園を含む) 37園</li><li>・保育士資格取得支援事業補助金(合格者なし)</li><li>・ICT化推進事業補助金 8園</li><li>・実務研修(区立・私立認可保育所等の保育士、看護師、調理員対象) 12回</li><li>・私立園一日研修 6園</li><li>・私立園歳児別研修 2回</li></ul>	<p>引き続き、保育士確保のために対応した事業を実施します。</p> <p>また、保育士一人ひとりの意欲を高め、専門性の向上につながる研修を継続して行います。</p>

## (3) 教育・保育における安全対策

【担当課:子育て支援課・保育課・指導室】

幼稚園や保育所、地域型保育事業等を利用する児童の安全を確保するため、事故発生防止の措置や事故発生時の対応、再発防止の取組を促進していきます。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<ul style="list-style-type: none"><li>・各施設・事業者ごとに策定した安全確保策の取組状況を確認し、巡回支援を行うとともに、私立認可保育所等においては指導検査を実施しています。</li><li>・死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合、区への速やかな報告を行うとともに、区は都を通じて国に報告しています。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・各施設、事業所における事故防止の取組など安全確保策を確認するため、区の巡回支援・指導監督を強化していきます。</li><li>・引き続き、重大事故が発生した場合には速やかに都を通じて国に報告を行うとともに、区全体で共有し安全対策の徹底を図っていきます。</li></ul>



#### (4) 遊びや活動の場の確保

【担当課:子育て支援課・保育課・スポーツ課】

私立認可保育所等に対し、区立保育所のプール・園庭の開放および区内の運動場等を開放し、交流による集団遊びの経験を広げ、子どもの成長・発達を促す環境づくりを進めていきます。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所園庭開放、プール貸し出し 18園</li> <li>・学校校庭、体育館貸し出し 13校57園 （私立認可保育所等の運動会利用）</li> <li>・十思スクエア小ホール利用 延べ699人</li> <li>・浜町運動場利用 延べ3,686人</li> <li>・月島運動場利用 延べ3,020人</li> </ul>	<p>引き続き、子どもの成長・発達を促し、集団遊びや交流の場となる安心・安全な遊び場を確保するとともに利用しやすい仕組みづくりを行います。</p>



コラム

#### 保育園児の遊び場

園庭のない私立認可保育所や認証保育所が多いため、区内の浜町運動場・十思スクエアホールの開放や月島運動場の定期的な利用を呼びかけ、広い場所でかけっこやボール遊びなどの運動の機会を増やし、園児の健康増進を図っています。

また、私立認可保育所および認証保育所に区立認可保育所の園庭やプール施設を利用してもらうことで、保育園同士の交流の機会を増やし集団遊びの経験を広げ、子どもの成長・発達を促す環境づくりを進めています。

今後も公園やスポーツ施設などをより活用しやすくなる仕組みを検討するなど、保育環境のさらなる向上を図っていきます。



#### (5) 多様な主体の参入促進

【担当課:保育課】

本区では平成20年度より民間企業(株式会社)が運営する私立認可保育所等の開設支援を開始し、現在までに社会福祉法人、学校法人を含む多様な主体による保育施設整備を進め、待機児童解消に努めています。

また、保育課に保育士経験を持つ職員を配置するなど、私立認可保育所や地域型保育事業の新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、実地支援、相談・助言等を行っています。

現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<p>私立認可保育所・認定こども園数:42園</p> <p>【運営主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人 5園</li> <li>学校法人 1園</li> <li>株式会社 35園</li> <li>有限会社 1園（R1.10.1現在）</li> </ul>	<p>引き続き、私立認可保育所等の開設支援に努めるとともに、認定こども園の導入を推進していきます。</p> <p>また、本区において新規に参入する事業者へ指導・監督・助言等を行う体制づくりを推進していきます。</p>

## 2 保幼小の連携

### (1) 保幼小の連携

【担当課:子育て支援課・保育課・指導室】

幼児期の学校教育・保育の一体的提供に関しては、ソフト面での充実を図ることとし、教諭・保育士の指導力の向上、保・幼・小の連携強化の一層の充実を図り、その成果を保育所・幼稚園、小学校それぞれの現場での実践に生かすことにより、「保・幼から小」「小から中」への円滑な接続を図り、就学前教育から義務教育にいたる学びの連続性を確保します。



現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
保幼小における合同連絡会・研修会の実施 連絡会：2回 研修会：4回  保幼小連携推進委員会の実施 6回	保幼小連携推進委員会では、保幼小の接続・連携の課題解決に向けて検討を行い、必要に応じて指導資料集等の更新・作成を行います。

114 ページ 第6章 子ども・子育て支援に関連する施策の取組 参照

## 3 教育内容の充実

### (1) 幼稚園訪問指導・研修の実施

【担当課:指導室】

区立幼稚園に対し、幼児教育担当専門幹等による定期的な訪問指導を行うとともに、職層、経験に応じた研修を実施し、保育力および専門的指導力の向上に取り組めます。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
・訪問指導 公立幼稚園（13園） 367回  ・研修 職層研修 12回 必修研修 50回 選択研修 11回	定期的な訪問指導、職層、経験に応じた研修をすることにより、教育の質の確保・向上に取り組めます。



## (2) 学力・豊かな心・健康、体力

【担当課:指導室】

小学校以降の教育では、社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等を育みます。

幼児教育では、幼児が主体性を発揮しながら興味をもって環境にかかわることによって様々な活動を展開し、いろいろな物事に対する関心・意欲を喚起します。このことは小学校以降の学習や生活を確かなものとするための関心・意欲や態度に結び付きます。

そのために、「保・幼から小」への円滑な接続を図り、学びの連続性を踏まえた教育を展開していきます。

互いの人権を尊重する意識や他者を思いやる心、社会のルールを守る意識を形成するために、乳幼児期では、日々の生活の中で、幼児自身が集団生活や友達との遊びの中で様々な決まりがあることに気付き、その意味や必要性を幼児なりに理解していくことで、規範意識の芽生えを醸成します。また、共通の目的に向かって、友達と試行錯誤しながら遊びを進めていくことで、他者と協同して活動を進めていく楽しさを味わわせます。

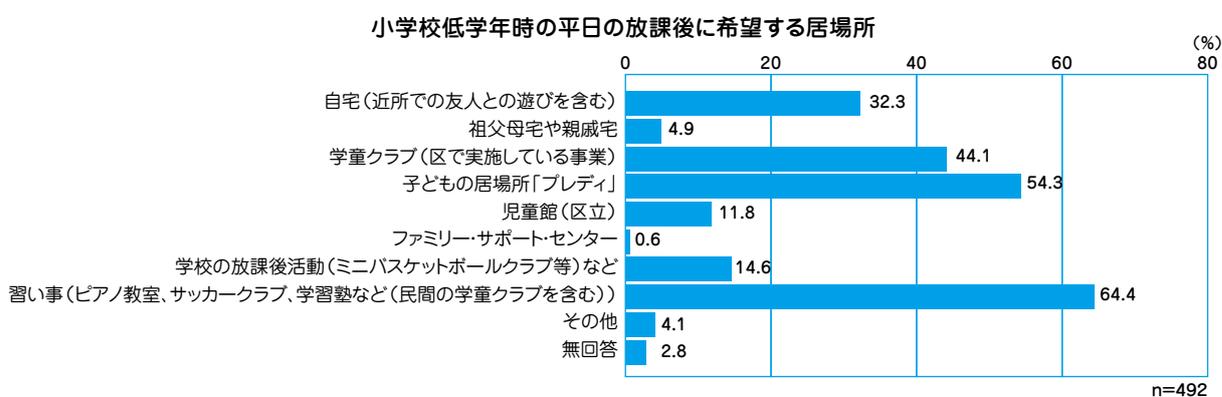
このことに関する教育を推進することにより、小学校以降の教育において、集団の中で決まりを守って様々な人と関わりながらともに生活や学習を進めていく素地になります。

現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<p><b>【学力】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習力サポートテスト等の結果分析に基づく授業改善</li> <li>・区独自の講師を活用した少人数指導・習熟度別指導や補習講座の実施</li> <li>・就学前教育から義務教育9年間に至る学びの連続性を確保するための交流や情報交換等</li> </ul> <p><b>【豊かな心】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育活動全体を通じた人権教育の推進</li> <li>・道徳の時間を中心に教育活動全体を通じた道徳教育の実施</li> <li>・道徳授業地区公開講座の実施</li> <li>・命と心の教育の推進</li> </ul> <p><b>【健康、体力】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健学習やマイスクールスポーツ、運動部活動等の日常的な運動に関する取組の実施</li> <li>・「小中学校児童・生徒体力調査」の実施</li> <li>・全小学校における体育指導補助員および中学校部活動外部指導員の配置</li> <li>・食育の授業の実施</li> </ul>	<p><b>【学力】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種学力テストを活用した継続した授業改善</li> <li>・非常勤講師等を活用した個に応じた指導の充実</li> <li>・幼稚園・保育園等、小学校、中学校の連携強化</li> </ul> <p><b>【豊かな心】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者・地域と連携した人権教育、道徳教育の充実</li> <li>・自殺防止を含めた命と心の教育の充実</li> </ul> <p><b>【健康、体力】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりや体力づくりの推進</li> <li>・「小中学校児童・生徒体力調査」を活用した体力向上の取組の充実</li> <li>・体育指導補助員・中学校部活動外部指導員配置の継続</li> <li>・食育推進事業の充実</li> </ul>

## 現況と課題

近年の核家族化の進展や兄弟姉妹の数の減少、共働き家庭の増加など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化しています。また、都市化の進展に伴い、身近な原っぱや広場が失われたり、ゲーム機などの普及により、子どもが大勢で外遊びをする機会が減少しています。子どもにとって学齢期は、基本的な生活習慣や社会的なマナーを身につける時期であり、子ども自身の成長のために、身近な地域の人々や異年齢の子どもたちと交流する機会や場を提供することが重要です。

ニーズ調査から放課後の過ごし方の希望をみると、低学年では、「子どもの居場所「プレディ」」や「学童クラブ」に高いニーズがみられます。



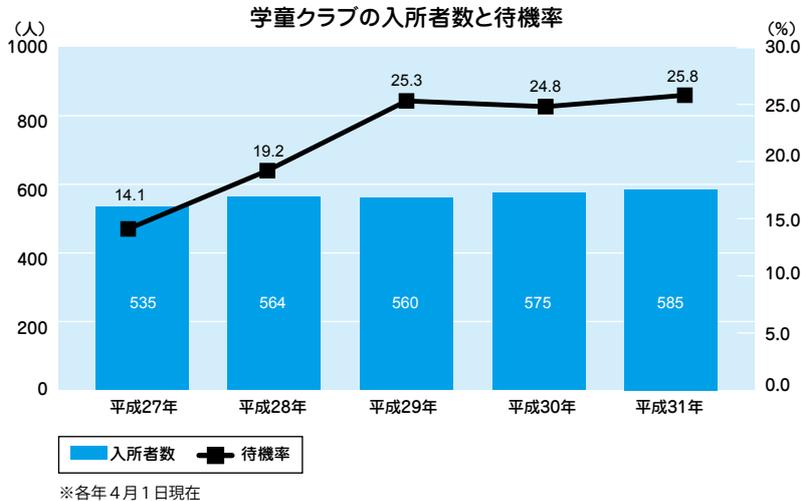
資料:平成30年度中央区子育て支援に関するニーズ調査結果 (就学前児童対象調査より)

区では、地域の子どもの健全な遊び場として児童館を8カ所整備するとともに、その施設内に児童福祉法に基づき「学童クラブ」を設置し、保護者が就労等で放課後に家庭で適切に監護できない子どもを預かり、安全な環境のもと、集団の中で生活できる場所の確保を行ってきました。

一方で、子どもの居場所「プレディ」は、地域の子どもは地域で育てるという趣旨のもと、保護者や地域の協力をいただき、保護者の就労の有無にかかわらず、放課後に学校施設内で児童が自由に遊び、学びながら過ごせる場所を提供する教育委員会事業として始まりました。

区では、これまでも人口の増加に伴う学童クラブの需要増に対応するため、勝どき児童館の移転改築や晴海児童館の新設など、施設整備等の機会を捉えて定員を拡大するとともに、既存施設においては弾力的な運用による定員の一部拡大に努めてきました。しかしながら、近年の急激な児童人口の増加に伴い、学童クラブの定員を超えるニーズが発生していることから、プレディの機能を子ども・子育て支援にも最大限生かせるよう、利用時間の延長やおやつの実施など充実を図り、両事業が同じレベルでサービス提供を行っています。





学童クラブにおいては定員の拡大が、プレディにおいては活動場所の確保が、課題となっています。また、両事業の中身や特徴を保護者に分かりやすいよう説明に努める必要があります。さらには、学童クラブとプレディはもとより、児童が安心して過ごせる多様な居場所の確保や、子どもの生活の多くの場面で、地域の人々の協力や参加を得ながら、さまざまな人々と触れ合いつつ成長できるような環境づくりを行っていく必要があります。

なお、本計画の子どもの居場所づくりに関する取組を、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく事業計画として策定します。

### 取組の方向性

- 晴海選手村跡地の開発に伴う児童数の増加に対応するため、晴海5丁目の新設小学校内に新たにプレディを設置します。
- プレディの活動場所の拡充を図るため、校庭や体育館など学校内のスペースのさらなる活用に向けた検討を進めていきます。また、子どもが楽しめるさまざまなプログラムの提供について地域等の協力を得ながら、一層の充実を図っていきます。
- 学童クラブとプレディが、子どもの安全・安心な居場所として、それぞれの特色をいかながら受入態勢の充実を図るほか、多様なニーズに応えられるよう、更なる事業の連携に努めます。
- 学童クラブとプレディはもとより、さまざまな施設整備の機会を捉え、例えば晴海4丁目に新たに整備する図書館やリニューアル後の「ほっとプラザはるみ」に子どもが安全に安心して過ごせる居場所の機能を盛り込むなど、多様な居場所の確保に向けて検討していきます。

## 主な事業

### 1 子どもの居場所づくり

#### (1) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

【担当課:子ども家庭支援センター】

放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童のために、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休業中に実施します。

現況(令和元年度実績)	最終年度(令和6年度)目標
クラブ数:13 定員数:510人 暫定定員数:75人 入所者数:585人 (H31.4.1現在)	クラブ数:13 定員数:510人 暫定定員数:75人 <small>※暫定定員数:当該年度の応募状況により、暫定的に拡大する定員枠</small>



99 ページ 第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 参照

#### (2) 放課後子供教室(子どもの居場所「プレディ」)

【担当課:教育委員会事務局庶務課】

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日、夏休み等の長期休業中などに学校施設を活用し児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業を実施します。

現況(令和元年度実績)	最終年度(令和6年度)目標
実施校数:12校 利用登録者数:3,074人 (H31.4.1現在)	実施校数:13校 利用登録者数:7,325人



101 ページ 第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 参照

#### (3) 児童館運営

【担当課:子ども家庭支援センター】

##### ■児童館

区内の18歳未満の児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として、区内8カ所に児童館を設置しています。

児童を対象としたさまざまな行事を実施するほか、あかちゃん天国、乳幼児クラブ、学童クラブなどの事業を行うとともに、保護者の子育てに関する相談や児童からの相談を受けています。

現況(平成30年度実績)	最終年度(令和6年度)目標
8館 児童館利用者数:657,753人	乳幼児から中高生までのさまざまなニーズに対応した柔軟な運営を図っていきます。



■ 児童館でのボランティア活動の推進

児童館の行事などを、子どもの健全育成活動を行う青少年対策地区委員会や民生・児童委員など各地域の方の協力により実施しています。また、あかちゃん天国で小学生等が乳幼児のお世話をするキッズボランティアを実施するなど、ボランティア活動を推進します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
キッズボランティア参加者数：726人	引き続き、児童館行事等を通じてボランティア活動を推進していきます。



児童館活動 卓球



コラム

夏休み福祉・ボランティア体験「イナっこ教室」

中央区社会福祉協議会ボランティア・区民活動センターでは、学校の夏休み期間中に、区内福祉施設やボランティア団体等の協力を得て夏休み福祉・ボランティア体験を実施しています。

「イナ」は出世魚「ボラ」の幼名で、この体験をきっかけに大きな「ボラ(ンティア)」になってほしいとの願いを込めています。

夏休みを利用してのボランティア活動は、さまざまな人々との出会いの中で、社会への関心を深め、福祉について学ぶ良い機会となり、地域社会における子どもの育ちのためにとても良い経験になります。

【主な活動メニュー】

- ・点字、手話などの福祉体験学習
  - ・高齢者宅への配食サービス活動
  - ・高齢者・障害者施設、児童館、保育所・認定こども園、子どもの居場所「プレティ」での活動など
  - ・ボランティアグループ活動への参加
- 〈令和元年度参加者数〉 148人（活動延人数 295人）



点字体験



## 学童クラブと子どもの居場所「ブレディ」

学童クラブ(放課後児童健全育成事業)は、児童福祉法の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る保育事業です。本区では児童館を活用して事業を実施しており、1クラブあたり原則として40人の定員を設けています。学童クラブに対するニーズは就学児童数の増加や保護者の就労形態の多様化に伴い年々高まっており、申込者が多いことから低学年を中心とした登録状況であり、待機児童対策が課題となっています。これに対して、学童クラブでは弾力的な運営による定員の一部拡大を図るとともに、教育委員会が実施しているブレディとの連携により、児童が放課後等に安心して過ごせる場所を確保してきました。

一方、ブレディは中央区子どもの居場所づくり事業実施要綱に基づき、子どもの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに児童が小学校の施設内で安全に安心して過ごせるよう居場所(遊び場)を提供する事業です。(「ブレディ」は、子どもたちがいきいきと遊び(Play)、学習(Study)することができることを願って中央区が創った愛称です。)

すべての子どもを対象に、自由に利用できる「参加型」の事業であり、「地域ぐるみで子育てを!」という趣旨のもと、地域の方々の協力を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進しています。

学齢期では、放課後等の過ごし方が多様化する中で、「学童クラブ」と「ブレディ」それぞれの機能や特色を活かしながら、さらなる連携を図り、子どもの放課後の居場所づくりをより一層推進していきます。



ブレディルーム



学童 おやつ時間



方向性2 すべての子育て家庭を支援します

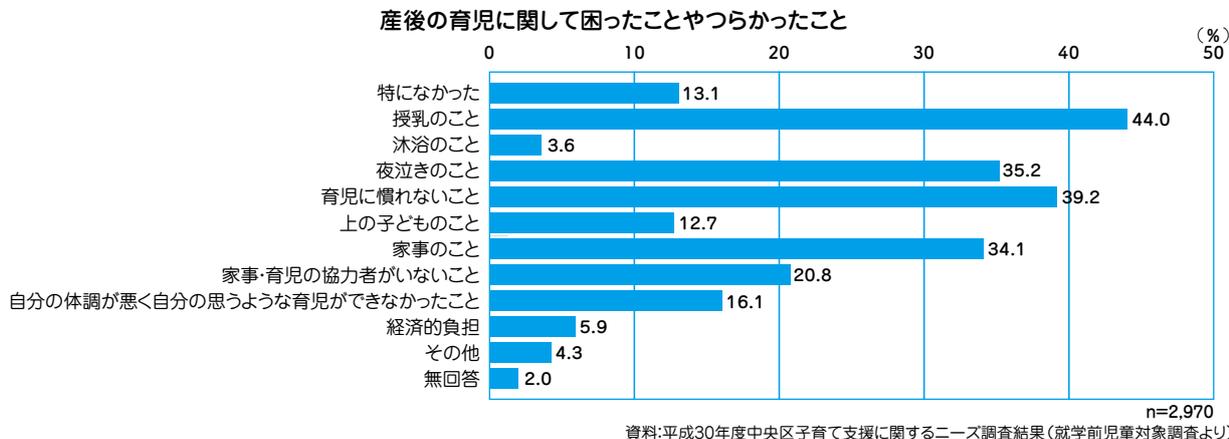
基本施策2-1 妊娠期から子育て期まで安心して過ごすための支援

現況と課題

本区では、30代、40代を中心とした子育て世帯の増加や核家族化の進展に伴い、子育てに関する知識や経験のないままに妊娠・出産・育児を迎える親が増えています。妊娠・出産・育児に関し母親が不安を感じることなく、健康を維持しながら育児を楽しみ、同時に子どもが心身ともに健やかに成長していくことは大変重要です。

区では、新生児等訪問指導等による母子の状況把握、妊婦健康診査や各種の乳幼児健康診査、食育講習会などの健康支援により育児不安の解消を図るとともに、プレママ教室やパパママ教室のほか相談支援等の取組を実施し、子育ての正しい知識や子どもの事故防止の普及啓発、出産・子育てに向けた仲間づくりなど保護者の子育てする力の向上について取り組んできています。このような母子保健事業について、ニーズ調査での認知度も高く、事業の利用にもつながっています。

しかしながら、妊娠中から産後までの時期は、体調や気持ちの変化から、身体的、精神的に不安定になりがちな時期で、子育てに不安を感じたり、自信が持てなくなったりするなど母親の孤立化等のリスクが高まる傾向がみられます。ニーズ調査では、産後の育児に関して、8割以上の方に何らかの悩みがある状況がみられました。今後とも、育児に対する困難感や不安感等の高い母親を早期に発見し、早期に支援していくため、新生児訪問指導や乳幼児健診などの面談の機会の活用や、母子保健分野と子育て支援分野の連携が必要です。



取組の方向性

- 出産・育児を行う保護者が、母子保健や育児に関するさまざまな不安を軽減し、心身ともに健康に子育てしていくため、妊娠期から出産、子育て期に至るまでのきめ細やかで一貫した支援体制の充実を図ります。
- 妊娠・出産・子育てに関する各種健診・相談等を通じて妊産婦や乳幼児の実情を把握し、支援が必要と判断した妊産婦については、母子保健分野と子育て支援分野が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子ども子育て応援ネットワーク」を構築していきます。

## 主な事業

### 1 妊娠・出産に関する支援

#### (1) 妊婦健康診査

【担当課:健康推進課・保健センター】

母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施します。

そのうち、妊娠確定後の検査(最大14回:国基準)・超音波検査・子宮頸がん検診の費用の一部等を助成します。

現況(平成30年度実績)	最終年度(令和6年度)目標
<妊婦健診受診件数> 1回目:2,124件 2~14回目:20,910件 超音波検査:1,910件 子宮頸がん検診:1,890件	国が示す妊婦健診の実施基準を踏まえ、検査項目等に検討を加えながら、妊婦健康診査を実施していきます。

 110 ページ 第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 参照

#### (2) 母子健康教育(プレママ教室・パパママ教室)・産後ケア(宿泊型)事業

【担当課:健康推進課・保健センター】

プレママ教室、働く女性のためのプレママ教室、パパママ教室など、出産準備のための講座を実施することにより、妊婦の健康や妊娠中の不安解消、子育てに関する知識の普及や仲間づくりなど、保護者の子育てする力の向上に取り組めます。

また、家族から出産後の支援が受けられず、体調不良や育児不安などが認められる母親とその子に対し、母親の育児に対する負担感の軽減を図るため、宿泊型の産後ケアを実施します。

現況(平成30年度実績)	最終年度(令和6年度)目標
プレママ教室:10回、延べ585人 働く女性のためのプレママ教室:7回、145人 パパママ教室:24回、1,205人	引き続き、プレママ教室、働く女性のためのプレママ教室、パパママ教室を実施することにより、保護者の子育てする力の向上に取り組んでいきます。
産後ケア(宿泊型)事業利用者 228組	引き続き、産後ケア事業を実施することにより、出産後の母親の育児に対する負担感の軽減に取り組んでいきます。

#### (3) 乳児家庭全戸訪問事業(新生児等訪問指導)

【担当課:健康推進課・保健センター】

生後28日以内の新生児および4カ月までの乳児を対象に、保健師および委託訪問指導員(保健師、助産師等)が訪問し、乳児の体重測定や健康状態の確認、育児相談を行うとともに、母親のこころの健康状態の把握に努めます。



現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
出生数：2,109人 訪問率：82.6% 把握率：101.2%	出生数（0歳児人口推計）：2,301人 生後28日以内の新生児および4カ月までの乳児を対象に実施します。

 106 ページ 第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 参照

## 2 子どもの健康推進

### （1）乳幼児健康診査・乳幼児健康相談（フリー乳健）

【担当課：健康推進課・保健センター】

#### ■乳幼児健康診査・乳幼児健康相談（フリー乳健）

乳幼児の成長・発達の状態を判断し、健全な育成を図るため健康診査を実施するとともに、健康上問題のある場合は早期の治療につなげます。また、健診未受診者については状況把握を徹底し、支援が必要と考えられる家庭について、関係機関と連携しながら対応します。

乳幼児健康相談（フリー乳健）では、乳幼児の成長、発達、育児、食事に関する相談に医師、保健師、管理栄養士などが応じ、適切な相談支援を行います。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
乳幼児健康診査 3～4カ月児健康診査：1,951人 1歳6カ月児健康診査：1,789人 3歳児健康診査：1,764人	引き続き、乳幼児健康診査を実施することによる健康支援に加え、健診未受診者の状況把握についても充実し、育児不安の更なる解消を図っていきます。
乳幼児健康相談：48回、3,661人	引き続き、相談支援の取組を実施することにより、保護者が抱える悩みや不安を解決・軽減し、子育て支援に取り組んでいきます。

#### ■子どもの事故予防対策

【担当課：健康推進課・保健センター】

乳幼児健康診査では、事故の経験有無などを個別に聞き取り、適切な助言を行っています。また、各種イベントや子育て支援講習会を活用し、子どもの年齢に応じて、起こりやすい事故の特徴や対策について広く周知しています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
子育て支援講習会「子どもの事故予防と応急手当」：2回、27人 乳幼児健康診査等における事故予防教育：5,195人 保健所・保健センター・子ども家庭支援センターでのパネル展示	乳幼児健康診査等における集団教育や講習会の実施により、引き続き発達段階に応じた事故防止対策の普及・啓発を行います。

## (2) 食育の推進

### ■ 保育所での取組

【担当課:子育て支援課】

健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、クッキング保育・食に関する話・セレクト給食などの取組を年齢に応じて行い、園児の食への興味・関心を高めます。また、保護者が食への理解を深められるよう、食育講習会・食事相談や、レシピ集・食育リーフレット・食べ物だよりなどの配布を通じてはたらきかけます。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
クッキング保育:1,201回 食に関する話:335回 セレクト給食:184回 食育講習会:21回 食事相談:197回 レシピ集:2,500部発行 リーフレット:6,000部発行 食べ物だより:12回配布 栄養だより:7回配布	引き続き、食に関する多様な事業を実施し、園児・保護者の食への興味・関心を高め、子どもの健やかな育ちを支援できるよう食育を推進していきます。

### ■ 保健所・保健センターでの取組

【担当課:健康推進課・保健センター】

親子で楽しく参加できるクッキング教室等の開催により、体験を通じた食育の推進を図ります。また、幼い頃からの健全な食生活の確立が将来の健康づくりにつながることから、生活の基盤をなす家庭における「家族との共食」を柱とする子どもへの食育を推進します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
小児肥満予防教室:6回、延べ146人 親子食育教室:1回、28人 幼児食育教室:2回、41人 キッズクッキング:1回、37人 チラシ「共食っていいね!～家族そろっていただきます～」発行:2,000部	引き続き、幼少のころから食に関する正しい知識を高め、健康的な食生活を実践できるよう、子どもへの食育を推進していきます。



食育 保育所でのクッキング保育



■学校での取組

【担当課:学務課・指導室】

大学講師やプロの料理人等「食」の専門家を招き、子どもたちが食に関する正しい知識等を学べるように、食育の授業を実施します。また、児童・生徒が日常生活における食事のほか、伝統的な食文化や食料の生産、流通、消費についても正しい理解を深めるとともに、望ましい食習慣を身に付けることができるように、日々の学校給食を通して食育を推進します。さらに、親子(食育)クッキングを実施し、親子で食事を作る楽しさを伝えるとともに、家庭における食育も推進します。

現況(平成30年度実績)	最終年度(令和6年度)目標
食育の授業:小学校16校、中学校4校 学校給食:小学校16校、中学校4校 親子(食育)クッキング:小学校8校、中学校1校	引き続き、食育の授業や学校給食を通じて、児童・生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進していきます。親子クッキング等を通じて、保護者に対しても食への関心を高めるよう取り組んでいきます。

(3) 予防接種

【担当課:健康推進課】

感染症による患者の発生とまん延を予防するため、予防接種法に基づく各種予防接種および任意予防接種を実施します。また、乳幼児の保護者負担軽減と接種忘れを防止するため、スマートフォン等を利用して、予防接種スケジュールの自動生成と接種時期の勧奨等を行うサービス「かんたん予防接種スケジュール」を行います。

現況(平成30年度実績)	最終年度(令和6年度)目標
<任意予防接種助成> おたふくかぜワクチン:延べ3,358人 先天性風しん症候群緊急対策事業:2,454人	引き続き、予防接種法に基づく各種予防接種および任意予防接種を実施するとともに、乳幼児の保護者負担軽減と接種忘れを防止するための支援を行っています。

3 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援

(1) 子ども子育て応援ネットワーク

【担当課:健康推進課・保健センター・子ども家庭支援センター】

保健所・保健センターと子ども家庭支援センター(児童館)において、支援が必要な妊産婦・乳幼児について情報を共有し、支援方針を協議していきます。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を強化し、産後うつや育児不安の解消、児童虐待予防など、母子保健分野と子育て支援分野の両面から子育て家庭を支えています。

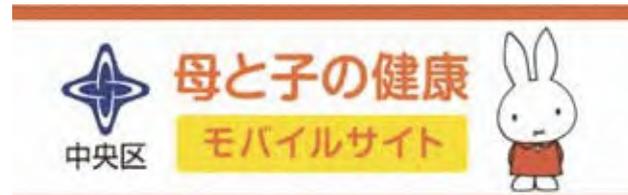
現況(平成30年度実績)	最終年度(令和6年度)目標
令和元年度新規事業	引き続き、保健所・保健センターと子ども家庭支援センター(児童館)で連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。



## 母と子の健康モバイルサイト

中央区保健所では、妊娠初期から出産後の母親等を対象に、母子の健康に役立つ情報などをお届けする「母と子の健康モバイルサイト」を開設しています。

【サイトのアドレス】<http://chuo.city-hc.jp/>



### <利用できる主なサービス>

#### (1)あのねママメール

妊婦さんから3歳までのお子さんをお持ちのママ・パパに対して、妊娠週数や乳児の月齢に応じたママのからだのこと、赤ちゃんの成長の様子、子育てアドバイス、区の母子事業情報などを配信するメールです。次の3種類のメールがあります。

##### ①あのねママメール(マタニティ):産前・女性向け

胎児の成長の様子、ママへのアドバイス(妊娠週数に応じたからだのことなど)、区保健師からのメッセージ、区母子事業の案内など

##### ②あのねパパメール:産前・男性向け

胎児の成長の様子、パパへのアドバイス、区保健師からのメッセージ、区母子事業の案内など

##### ③あのねママメール(育児):産後・家族(ママ、パパ等)向け

赤ちゃんの成長の様子、子育てのアドバイス、区保健師からのメッセージ、区母子事業の案内など

※あのねママメールは中央区と特定非営利活動法人きずなメール・プロジェクトで実施する協働事業です。

#### (2)かんたん予防接種スケジュール

予防接種の種類や接種回数が多く、接種のスケジュールの管理が大変な乳幼児の保護者の方向けの、感染症の流行情報や区からのお知らせなどを提供するサービスです。

お子さまに合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくとメールでお知らせしますので、接種忘れ防止に役立ちます。



基本施策2-2

多様な子育て支援サービスの提供

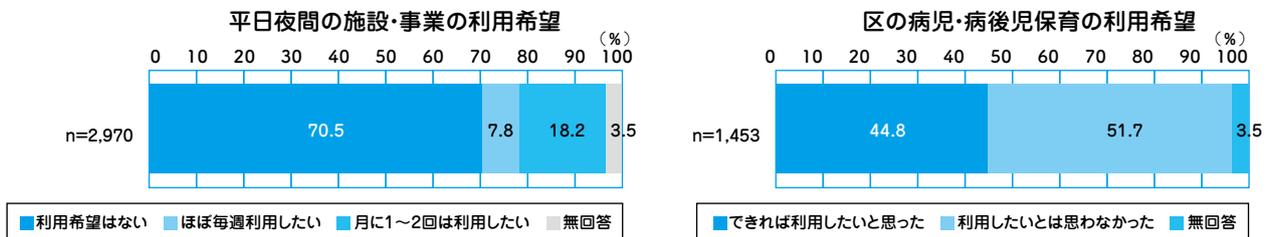
現況と課題

近年の核家族化の進展などにより、祖父母等から日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっています。特に、本区では30代、40代の子育て期に転入してくることが多く、身近に相談できる相手がないなど、子育てに不安を抱える家庭が多い傾向があります。全ての家庭がきめ細かな子育てサービスを受けられるとともに、いつでも身近な場所で相談できる環境づくりが必要です。

区では、一時預かり保育や病児・病後児保育、育児支援ヘルパー派遣などを提供するほか、ファミリー・サポート・センター事業による地域における子育ての相互援助活動を推進することで、保護者の負担を軽減し、安心して子育てできる環境の確保に努めています。また、地域の身近な場所で子育て中の親子の交流や仲間づくりの場を提供するとともに、保育士等を常時配置し、子育てに関するさまざまな情報提供や育児に必要な助言を行う子育て交流サロン「あかちゃん天国」を区内7カ所で展開しています。さらに、休日や年末年始、夜間の就業など、保護者の就労形態が多様化していることから、延長保育やトワイライトステイ（夜間保育）なども実施しています。

しかしながら、年々一時預かり保育の利用者が増加し、特に保育所の待機児童対策としての利用が多くなる時期には、希望日に予約がとりづらくなっており、予約受付開始日には大変混雑する状況もみられます。ファミリー・サポート・センター事業については、依頼会員数は年々増加しているものの、提供会員数は横ばいの状況にあり、提供会員の確保に努めていく必要があります。

また、病児・病後児保育事業は、本区では施設型で行っていますが、居宅訪問型に比べて、病児の送迎や初めての利用時の登録手続きの煩雑さなど利用しづらいといった課題も見られます。



資料：平成30年度中央区子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童対象調査より）

取組の方向性

- 働き方、生活スタイル、家族形態の多様化に伴う子育て支援ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、きめ細かな子育て支援サービスの提供に努めます。
- 一時預かり保育事業が、保護者の育児疲れや冠婚葬祭など本来の目的に沿って必要なときに利用できるよう、保育所の待機児童対策を引き続き推進するとともに、認定こども園等の新設や既存施設の改修の機会を捉えた定員拡大を図ります。
- ファミリー・サポート・センター事業については、依頼会員からは送迎活動の依頼が特に多いことから、送迎活動に特化した提供会員を確保するなど、依頼会員の意向や要望に沿いながら、提供会員にとってもやりがいを感じられるよう、地域で子育てを支え合う活動を支援していきます。
- 病児・病後児保育事業は、子どもの生命や安全を最優先と考えていることから、今後も医療機関と緊密に連携しながら経験豊かで専門性の高いスタッフを配置できる施設型で行っていきませんが、申込方法等については、より利用しやすい仕組み等を検討していきます。

## 主な事業

### 1 多様な子育て支援サービスの提供

#### (1) 利用者支援事業

【担当課:保育課・子ども家庭支援センター・健康推進課】

子どもやその保護者、妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供・相談を行うとともに、関係機関との連絡調整等を図ります。

また、保健所・保健センターでは保健師や母子保健コーディネーターが妊産婦の状況を継続的に把握し、支援が必要な場合は関係機関と連携しながら妊娠期から子育て期にわたるさまざまな相談に応じています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<p>&lt;保育所申込等に関する相談体制&gt; 区役所：1カ所 その他（出張相談） ：特別出張所・保健所・保健センター・ 子ども家庭支援センター</p> <p>認可保育所入所申込受付：2,686件 保育園入園出張相談での相談：857件</p>	<p>引き続き、保育園長経験者等を窓口配置するほか、出張相談を実施し、保育所の申込みや利用に関する相談に応じるとともに、多様な相談に応えられるよう、情報収集や各部署との連携を図っていきます。</p>
<p>地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）での相談：1,498件</p>	<p>実施箇所：7カ所</p>
<p>「妊娠・出産に関する相談窓口」での相談：4,359件 （再掲）妊婦相談：1,677件</p>	<p>引き続き、母子保健コーディネーターを活用した相談支援を行い、妊娠期から子育て期にわたる様々な不安や悩みの解消を図っていきます。</p>

97 ページ 第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 参照



#### 利用者支援事業

就労形態の多様化等により、認可保育所をはじめとする保育サービス等について、保護者からさまざまな質問が寄せられています。

認可保育所、認証保育所、一時預かり保育等さまざまな保育サービスについての情報提供、子どもの預け先に関する相談、適切な保育サービスの紹介を行うため、区役所窓口や特別出張所のほか、妊娠中、子育て中の親子の身近な場所である保健所や保健センター、子ども家庭支援センターに保育園長経験者等が出向き、出張相談を行っています。



## (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【担当課:子育て支援課・保育課】

認可保育所や認定こども園等の定期的な保育事業において、通常保育の前後の時間に、時間外保育を行います。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
延長保育利用定員：870人 区立スポット固定枠定員：48人 月極延長保育実利用者：360人 認証保育所19時以降契約者：48人	延長保育利用定員：1,135人 区立スポット固定枠定員：48人 認証保育所枠：49人

 98 ページ 第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 参照

## (3) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

【担当課:子ども家庭支援センター】

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合の保育ニーズに応えるため、宿泊により短期間子どもを預かります。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
定員数 養護施設：1人 乳児院：1人 協力家庭：4人 延べ利用宿泊日数 総日数：65日 （内訳）養護施設：22日 乳児院：43日 協力家庭：0日	定員数 養護施設：1人 乳児院：1人 協力家庭：4人 年間利用定員延べ人日(受入最大枠) 2,190人日

 102 ページ 第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 参照

## (4) 幼稚園預かり保育

【担当課:学務課】

幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、区立幼稚園3園において預かり保育を実施します。

また、新たに阪本こども園(仮称)を整備し、受入人数の拡大を図ります。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
実施園数：3園 利用定員：90人 年間利用件数：14,413件 ※利用定員、利用件数ともに登録利用と一時利用の合計	実施園数：4園 利用定員：135人 年間受入人数：33,075人

 103 ページ 第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 参照

## (5) 一時預かり保育、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業

【担当課:子ども家庭支援センター】

### ■一時預かり保育

保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった場合の保育ニーズに応えるため、日中、保育所その他の場所において一時的に子どもを預かります。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
一時預かり保育（5施設） 延べ利用人数：20,159人	一時預かり保育（7施設） 延べ利用人数（受入最大枠）：42,320人

### ■トワイライトステイ

保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合の保育ニーズに応えるため、一時的に子どもを預かります。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
トワイライトステイ（2施設） 延べ利用人数：995人 （内訳）幼児室（延べ利用人数）：837人 児童室（延べ利用人数）：158人	トワイライトステイ（2施設） 延べ利用人数（受入最大枠）：10,350人

### ■ファミリー・サポート・センター事業

依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業です。生後57日以上小学校6年生以下の子どもを対象に実施しています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
提供会員数：264人 両方会員数：183人 活動件数：5,399件 ※活動件数は就学前・就学後児童の合算	引き続き、地域における育児の相互援助活動を推進し、子育て家庭の多様なニーズへの対応を図ります。



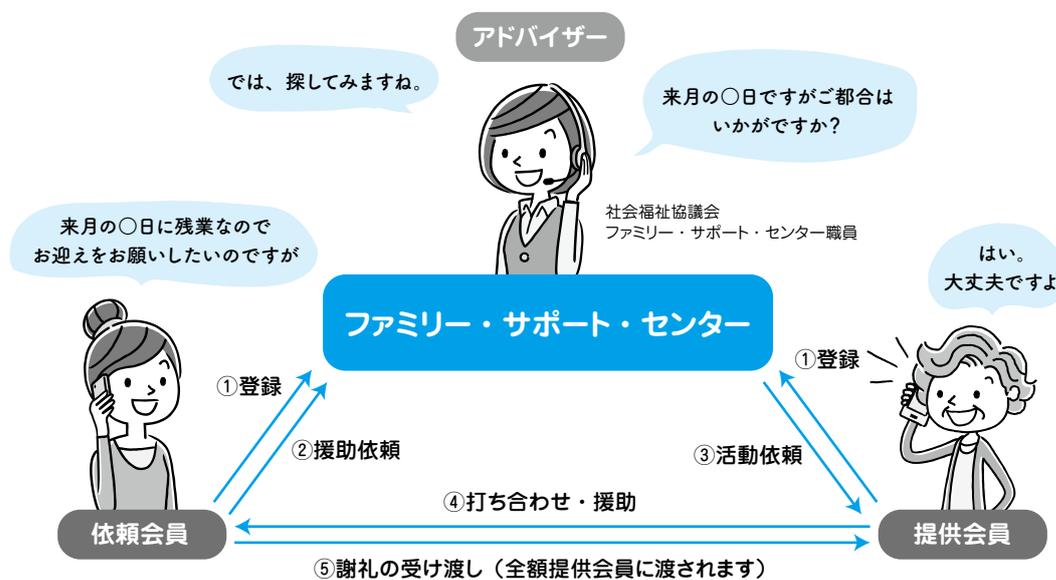


コラム

## ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けが必要な方と子育ての手助けができる方が会員になり、「できるときにできることをできる範囲で」を合言葉に、お互いに助け合いながら地域で子育てをするしくみです。

ファミリー・サポート・センターは、地域の皆さんのあたたかな笑顔と子どもたちの笑顔をつなぐお手伝いをします。



依頼会員の声：「週1回、提供会員さんに保育園の朝の送迎をお願いしておりましたが、3月末をもって活動終了となりました。子育てをひとりでする大変な時期を支えていただき、感謝の気持ちでいっぱいです。私もいつか提供会員さんとして、どなたかの子育て支援ができたと思います。」

両方会員の声：「仕事が大変な時に子どもを預かってもらい助かったので、自分も役に立てれば、と両方会員になりました。小さいお子さんの預かりでうちの子も自然と年下の子のお世話が上手になり、地域でのつながりを実感しています。」

提供会員の声：「活動でお預かりしているお子さんの成長が本当に楽しみです。『僕、いつまで〇〇さんの家に来られるの??』と言われ『小学生までかな』と答えると『ずっと来たい。ご飯が美味しいんだもの』と嬉しい言葉のご褒美をいただきました。」

「送迎の短い時間の中でも、お子さんの成長や発達を感じられ、うれしい気持ちになると同時に、とてもやりがいを感じています。」

## (6) 地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）

【担当課:子ども家庭支援センター】

### ■あかちゃん天国

子育て中の親子や妊娠している方が気軽に集い、子育ての不安や悩みを解消できるようにするため、地域の身近な場所で交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。子ども家庭支援センターおよび区立児童館で実施します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
拠点数：7カ所 延べ利用人数実績：乳幼児 91,205人	拠点数：7カ所 延べ利用人数見込：乳幼児 129,664人

 108 ページ 第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 参照

### ■親子講座（子育て講座、絵本の読み聞かせ等）の開催

あかちゃん天国では、親子で参加する子育て講座や絵本の読み聞かせ等の行事を開催しています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
子育て講座実施回数：84回 絵本の読み聞かせ等行事回数：421回	引き続き、身近な地域の親子の交流の場として、子育て講座や絵本の読み聞かせ等の行事を開催して、子育て家庭の支援に取り組みます。



### コラム 赤ちゃん・ふらっと

赤ちゃん・ふらっとは、乳幼児のお子さんを連れた方が安心して外出できるよう整備された、おむつ替えや授乳などが行えるスペースの愛称です。区内ではデパートなどの店舗や区立施設など26カ所で設置しています。（令和元年9月現在）

赤ちゃん・ふらっととして東京都へ届出をしている施設については、入口などに適合証を掲示していますので、お気軽にご利用ください。

都内の届出施設の一覧は、とうきょう子育てスイッチのホームページをご覧ください。

【とうきょう子育てスイッチ】<https://kosodateswitch.jp/>



## (7) 病児保育事業（病児・病後児保育）

【担当課:子ども家庭支援センター】

入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業です。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
病児・病後児保育（4施設） 延べ利用人数：2,371人	病児・病後児保育（4施設） 延べ利用人数見込：3,633人

 109ページ 第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 参照

## (8) 育児支援ヘルパー等派遣事業

【担当課:子ども家庭支援センター】

### ■ 育児支援ヘルパー

妊娠中または出産後6カ月に達するまでの育児や家事支援を必要としている家庭に、区と契約した事業者から育児支援ヘルパーを派遣し、保護者の子育ての負担を軽減します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
育児ヘルパー利用人数：133人 利用日数：706日	引き続き、育児ヘルパーの派遣により、保護者の負担を軽減し、家庭における安定した子育てを支援していきます。なお、多胎児家庭に対する支援の充実に努めていきます。

### ■ 緊急一時保育援助事業

保護者の入院等の理由により、家庭での保育が一時的に困難になった場合に、区と契約した事業者から保育員（ベビーシッター）を派遣します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
緊急一時保育利用人数：2人 利用日数：3日	引き続き、緊急時の育児支援を実施していきます。

## (9) 子どもと子育てに関する相談事業

### ■子どもと子育て家庭の総合相談

【担当課:子ども家庭支援センター】

子ども家庭支援センター「きらら中央」において、保健・心理・福祉などの相談員による「子どもと子育て家庭の総合相談」を実施し、個別に適切な支援を行います。また、悩みや問題をより身近なところで相談できるように、地域の児童館への巡回相談を実施しています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<新規相談件数> 虐待など養護相談：274件 育児など育成相談：138件 その他：33件 合計：445件 <児童館巡回相談> 児童館：8カ所 巡回相談延べ：104回 相談件数：234件	子どもと子育て家庭を支援し、子どもたちが健やかに成長できるようサポートする体制を引き続き充実させていきます。

### ■教育相談・子ども電話相談

【担当課:指導室】

「教育センター」において、専任教育相談員（臨床心理士）による、しつけや不登校等の教育全般に関する相談を実施します。

このほか、小学校、幼稚園等へ専任教育相談員を派遣し、教育全般に関する相談を行います。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<来所相談> ケース件数：310件 延べ件数：2,744件 <電話相談> 相談件数：73件	引き続き、教育相談・子ども電話相談を実施します。

## (10) 乳幼児クラブ（児童館）

【担当課:子ども家庭支援センター】

児童館において、0歳児から2歳児までの子どもを持つ親子を対象に、さまざまな遊びや季節感を取り入れた行事を通して、親子の絆や地域の親同士・子ども同士の交流を深め、子育てを支援する「乳幼児クラブ」を実施しています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
乳幼児クラブ登録者数：1,950人 延べ出席者数：45,871人	引き続き、行事や遊びを通じて地域の親子の交流を図り、子育てを支援していきます。





コラム

## 虹のサービス(区民どうしのたすけあい家事サポート)

中央区社会福祉協議会では、産前産後の家事援助などを必要としている方に、地域にお住まいの協力会員が家事などのお手伝いをするたすけあい活動「虹のサービス」を実施しています。

## ●対象となる家庭

区内在住で次のいずれかに該当する方

- ①健康状態に不安がある方、もしくは、障害や持病があり妊娠や出産によって家事が困難になることが予想される方
- ②産前産後の家事について、家族などの支援が受けられない方

## ●サービス内容

掃除、洗濯、買物、食事の支度、代行など、普段ご家庭で日常的に行っている家事をお手伝いします。

サービス期間は、原則として出産前後の2～3カ月程度です。(※保育等のお子さんのお世話はできません。)

中央区八丁堀4-1-5(中央区社会福祉協議会在宅サービス部)

電話 03-3206-0603 FAX 03-3523-6386



あかちゃん天国



小児救命救急講習会

### 現況と課題

#### <育ちに支援が必要な子どもへの支援>

発達障害など「育ちに支援を必要とする子ども」とその家族に対してさまざまな支援を行う療育の拠点として、平成30年4月に「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設し、関係機関が連携し切れ目のない一貫した支援を行う「育ちのサポートシステム」を推進しています。子どもの発達に関する相談を受け、発達状況に応じて専門職による継続的な支援を行うほか、保育園での巡回相談や保健所・保健センターでの「ゆりのき連携発達相談」を実施し、早期発見・早期支援に取り組んでいます。また、「育ちに支援を必要とする子ども」の支援情報を蓄積した「育ちのサポートカルテ」を作成し関係機関で共有するとともに、講演会や研修会を実施することで、発達障害に対する理解の促進や支援の質の向上を図っています。

#### <児童虐待防止対策>

近年、地域コミュニティの基礎である近隣関係が希薄化しており、保護者の孤立化が進んでいるとともに、虐待などの家庭の問題が表面化しにくくなっています。区では、子ども家庭支援センターを中心に、虐待リスクのある家庭の相談・支援など、児童虐待防止に取り組んでいます。また、児童虐待の早期発見や要保護児童等に対する支援として、同センターを調整機関とする「中央区要保護児童対策地域協議会」を設置しています。虐待通告があった際には、48時間以内に子どもの安全を確認するなどの速やかな対応を図っています。引き続き、児童虐待の早期発見・早期対応のため、児童相談所をはじめとする関係機関や担当地域の主任児童委員などとの緊密な連携のもと、要保護児童に対し、迅速にきめ細かな支援を行っていく必要があります。また、児童虐待防止キャンペーンなど普及・啓発に取り組み、児童虐待防止に向けた地域社会の意識づくりが必要です。さらには、年々相談の新規受理件数が増えていく中で、継続して対応するケースも増加しており、今後は児童相談所の設置を見据えながら、関係機関や子ども家庭支援センターの要保護児童への対応力を強化していくことが求められています。

#### <子育て世帯への経済的支援>

少子化傾向に歯止めをかけるためには、子どもを生み育てることへの経済的な不安軽減が有効であり、特に、子どもが小さい間は、親も若く世帯の収入も比較的少ないことから、子育て世帯への経済的支援が必要です。区では、乳幼児の医療費の一部助成を実施し、段階的に対象年齢を広げ、中学校修了までの子どもの保険診療自己負担分について助成を行っています。

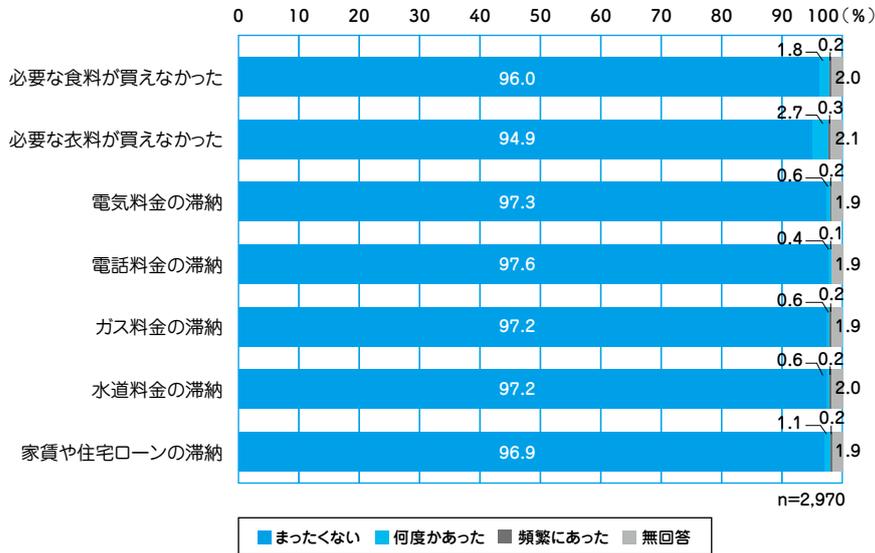
平成26年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。また、令和元年9月に同法が改正され、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨などが定められています。

本区においても、ニーズ調査で、食料・衣料、家賃の滞納など家計の逼迫経験のある方が、少ないながらも見られます。区は子どもの貧困対策の実際の担い手として、地域の実情に合った施策の検討や関係機関との連携を行いながらきめ細かな支援を総合的に推進していく必要があります。

なお、本計画の子育て世帯への経済的支援に関する取組を、「子どもの貧困対策法の推進に関する法律」に基づく計画として策定します。



経済的理由による困窮経験



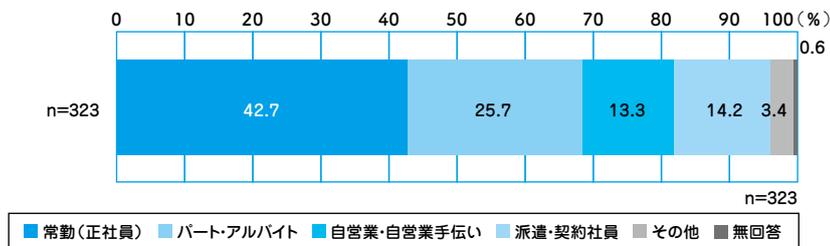
資料:平成30年度中央区子育て支援に関するニーズ調査結果(就学前児童対象調査)より

<ひとり親家庭の自立支援>

ひとり親家庭は、ひとりでの生計維持、悩みを相談する身近な人がいないなどの悩みを抱えています。個々の実情により抱える問題は多岐にわたるため、窓口でのヒアリング等によって、個々の実情に沿ったサービスを的確に案内し、必要なサービスに早期につなげていくことが重要です。区では、手当の支給や宿泊施設等の費用助成などを行うとともに、自立支援教育訓練給付金の対象者拡大やホームヘルプサービス事業の充実を図ってきました。さらに、平成28年度に開始した学習支援事業は、利用者とその保護者から好評を得ており、実施人数の拡大等を行っています。

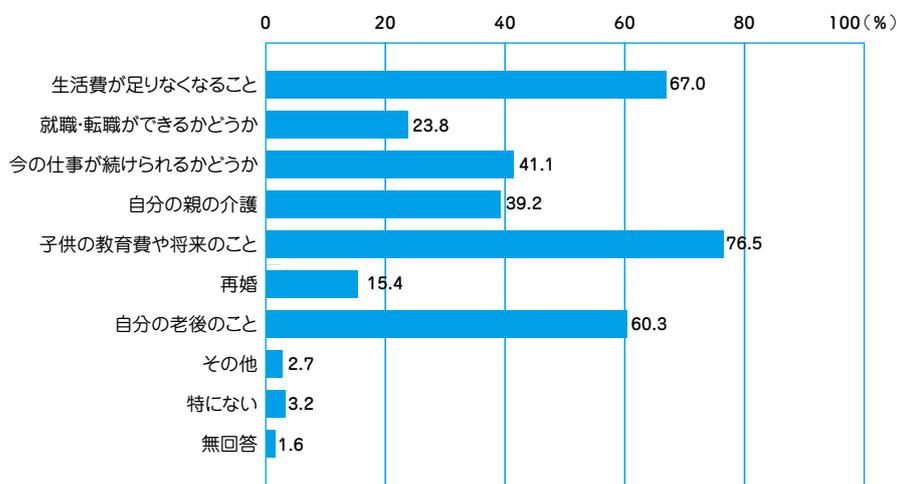
中央区ひとり親家庭実態調査では、パートなどの非正規雇用の割合が約4割となっており、また、将来の不安についても、「子どもの教育費や将来のこと」、「生活費が足りなくなること」など費用に関することが多く、安定した生活を送るための支援が必要です。東京都やハローワークなどの関係機関と連携し、就労につながる各種行政サービスを総合的に案内できる体制を整備していく必要があります。今後も、経済的な自立に向けた支援や悩みを相談しやすい体制の整備など、きめ細かなサービスの一層の充実を図っていく必要があります。

ひとり親家庭の保護者の現在の雇用形態



資料:平成30年度ひとり親家庭実態調査結果より

### ひとり親家庭の保護者の将来の不安



n=370

資料:平成30年度中央区ひとり親家庭実態調査結果より

### 取組の方向性

- 子ども発達支援センターが中心となり、関係機関が連携して、「育ちに支援を必要とする子ども」の早期発見・早期支援につなげていきます。また、「育ちのサポートカルテ」の利用促進を図るため、周知・広報の充実に努めるとともに、カルテの作成者へのサポート体制を強化していきます。
- 要保護児童等に対し、より迅速にきめ細かな支援を行うため、子ども家庭支援センターの体制を強化するとともに、関係機関とのネットワーク強化を図るほか、児童虐待防止に向けた普及・啓発を積極的に実施します。児童相談所設置については、場所の確保に向けて引き続き検討するとともに、児童相談所への研修派遣など人材の育成に取り組めます。
- 安心して子育てができるよう、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの貧困対策について、法の趣旨や国、都などの動向を踏まえ、本区の実情等を勘案しながら総合的に検討していきます。
- ひとり親家庭が精神的・経済的に自立し、安心して子育てができるよう、関係機関と連携し、複雑・困難な個々の実情に沿った的確な支援を行います。また、子どもの学習習慣の定着や将来への不安等に対する精神的ケアを行う学習支援事業の充実に努めていきます。



## 主な事業

### 1 育ちに支援を必要とする子どもへの支援

#### (1) こどもの発達相談

【担当課:子ども発達支援センター】

0歳から高校生まで(新規相談は、原則として就学前まで)の子どもの発達に関するさまざまな相談を受け、必要な検査・評価を行い、子どもの発達状況に応じて、心理面接、個別療育(理学療法、作業療法、言語療法)、集団療育または児童精神科などの専門相談を活用し、適切な支援・療育を行います。

現況(平成30年度実績)	最終年度(令和6年度)目標
こどもの発達相談件数:延べ9,034件	引き続き、こどもの発達相談を実施し、適切な支援・療育を行います。

 132 ページ 第6章 子ども・子育て支援に関する施策の取組 参照

#### (2) 育ちのサポートシステム

【担当課:子ども発達支援センター】

「育ちに支援を必要とする子ども」に対して、必要な支援につなげ適切な療育を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行うため、子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立、「育ちのサポートカルテ」の運用、早期発見・早期支援の充実、発達障害に対する理解の促進に取り組んでいきます。

現況(平成30年度実績)	最終年度(令和6年度)目標
<ul style="list-style-type: none"><li>・コーディネーター業務:延べ591件</li><li>・育ちのサポートカルテ運用件数:52件</li><li>・ゆりのき連携発達相談:相談24件、紹介21件</li><li>・保育園巡回相談:延べ732人</li><li>・発達障害支援講演会:1回、52人</li></ul>	引き続き、育ちのサポートシステムを推進し、「育ちに支援を必要とする子ども」に対し、切れ目のない一貫した支援を行います。

 132 ページ 第6章 子ども・子育て支援に関する施策の取組 参照

#### (3) 障害児支援事業

【担当課:障害者福祉課・子ども発達支援センター】

子ども発達支援センターを地域の中核施設とし、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援の充実を図りながら、質の高い専門的な支援を行います。また、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、関係機関が連携した地域支援体制を構築するため、自立支援協議会「医療的ケア児等支援連携部会」で協議を進めるほか、医療的ケア児コーディネーターを配置し、支援事業の充実を図ります。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援：延べ1,307件</li> <li>・放課後等デイサービス：延べ2,200件</li> <li>・保育所等訪問支援：延べ45回</li> <li>・医療的ケア児等支援連携部会：2回開催</li> <li>・医療的ケア児コーディネーターの配置</li> </ul>	引き続き、子ども発達支援センターを中核に、障害児支援事業を実施します。

 132 ページ 第6章 子ども・子育て支援に関する施策の取組 参照

#### （４）特別支援教育の充実

【担当課：指導室】

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培い、一人一人の可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善・克服するための適切な指導と必要な支援を行う教育環境づくりを進めます。

また、個々の能力を伸長できるよう「育ちのサポートカルテ」を活用して、当該児童生徒の育ちの特性の理解や、保健・医療・福祉等の関係機関との緊密な連携のもと、就学相談をはじめ、就学前の幼児期から義務教育9年間まで切れ目のない支援を推進していきます。

 135 ページ 第6章 子ども・子育て支援に関する施策の取組 参照



#### 子ども発達支援センター ゆりのき

子ども発達支援センターゆりのきは、発達障害のあるなしにかかわらず、子どもの発達や育ちの相談ができ、適切な療育を実施する拠点として、平成30年4月に開設しました。愛称の「ゆりのき」は、センター前に植栽された街路樹で、空高く伸びる樹形や「幸福」という花言葉に子どもたちの成長への願いが込められています。

「育ちに支援を必要とする子ども」が、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受け安心して学び成長していけるよう、子どもの特性に応じた支援情報を記載した「育ちのサポートカルテ」の作成をはじめとした「育ちのサポートシステム」を推進しています。

中央区明石町12-1（中央区保健所等複合施設3階）

電話 03-3545-9844

FAX 03-3545-9660



ゆりのきマスコットキャラクター 妖精リノ



ロビー



こども機能訓練室



## 2 児童虐待防止対策

### (1) 養育支援訪問事業

【担当課:子ども家庭支援センター】

虐待の未然防止に向けた取組として、特に母子保健サービス(母親学級や新生児訪問事業、乳幼児健診等)を実施する保健所・保健センター等と連携し、特定妊婦や子育てに強い不安を抱える家庭、虐待のおそれやリスクを抱えて特に支援が必要な家庭に対して訪問により指導や助言を行う「養育支援訪問事業」を実施します。

### (2) 要保護児童対策地域協議会

【担当課:子ども発達支援センター】

子ども家庭支援センターや保健所、学校、警察など区内関係機関、東京都児童相談センター、民生・児童委員協議会等を構成員とし、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議、関係者向け講演会を開催するほか、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るために啓発活動(キャンペーン)を行います。

現況(平成30年度実績)	最終年度(令和6年度)目標
代表者会議:1回 実務者会議:4回 個別ケース会議:21回 オレンジリボンキャンペーン: 11月に日本橋地区・京橋地区・月島地区で実施	要保護児童対策地域協議会の中で、民生・児童委員や担当地域の主任児童委員など関係機関との連携をより一層強化するとともに、体罰や暴言を使わない子育てについて保護者の理解を深めていきます。

### (3) 児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」

【担当課:子ども家庭支援センター】

子ども家庭支援センターに児童虐待情報専用電話(子どもほっとライン)を設置し、要保護児童の早期発見等、児童虐待についての情報を集約します。

現況(平成30年度実績)	最終年度(令和6年度)目標
被虐待(身体):4件 被虐待(心理):0件 被虐待(ネグレクト):0件 虐待非該当・特定不可:4件 計8件	引き続き、児童虐待防止の広報・啓発活動から「子どもほっとライン」の周知を図っていきます。



## コラム オレンジリボン

「オレンジリボン運動」は、児童虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、児童虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。NPO法人児童虐待防止全国ネットワークが総合窓口となり、全国的に活動を展開しています。オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、集中的な広報・啓発を行い、地方自治体、NPO法人だけでなく、民間企業やスポーツ団体等の協力も得ながら、さまざまな児童虐待防止普及啓発のためのキャンペーンイベントの展開をしています。一人でも多くの方々に「児童虐待防止」に関心を持ってもらい、子どもたちの笑顔を守るために一人ひとりに何が出来るのかを呼びかけていく活動が「オレンジリボンキャンペーン」です。



### 3 子育て世帯への経済的支援

#### (1) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【担当課:保育課・学務課】

保育所・幼稚園に通う子どもの保護者が支払う日用品・文房具・教材費・行事への参加費用などの一部を補助することで、保護者の経済的な負担軽減を図ります。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
1号認定：幼稚園、認定こども園（短時間） 34人	引き続き、保護者の経済的な負担軽減を図っていきます。
2号認定：3～5歳児保育園、 認定子ども園（長時間） 65人	
3号認定：0～2歳保育園 認定こども園（長時間） 8人	



## (2) 子どもの学習支援

【担当課:生活支援課・子育て支援課】

生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども(小学4年生～6年生)と、ひとり親家庭等の子ども(中学1年生～3年生)を対象に、大学生等の学習ボランティアによる個別指導学習形式の無料学習会を開催しています。

子どもの学力を下支えし、学習習慣の定着を図ることや、学校や家庭以外の大人と関わることによるソーシャルスキルや自己肯定感の向上を目指すとともに、ひとり親家庭特有の悩みに対する精神的なケアを図っています。

現況(平成30年度実績)	最終年度(令和6年度)目標
学習会 年30回開催 参加延べ人数 555人 ひとり親家庭向け学習会 年60回開催(30回×2会場) 参加延べ人数 628人	引き続き、学習会を開催し、学習習慣の定着とソーシャルスキルや自己肯定感の向上を目指すとともに、ひとり親家庭特有の悩みに対する精神的なケアを図っていきます。

## (3) 就学援助

【担当課:学務課】

経済的な理由によって就学困難と認められる就学予定者又は児童生徒に対し、義務教育の円滑な実施に役立てるための就学奨励対策として、教育扶助費の支給のほか、就学援助費の支給を行います。

現況(平成30年度実績)	最終年度(令和6年度)目標
要・準要保護認定者数 小学校 630人 中学校 315人	引き続き、義務教育の円滑な実施のため、援助を行います。

## (4) 受験生チャレンジ支援貸付

【担当課:生活支援課】

一定所得以下の世帯の子どもの進学を支援するため、中学校3年生および高校3年生の学習塾などの受講費用および高校・大学などの受験料の貸し付けを無利子で行っています。貸付金は、高校・大学などへ入学した場合、返済が免除されます。

現況(平成30年度実績)	最終年度(令和6年度)目標
相談件数 新規 61件 継続 644件 貸付実績 塾代等受講費用 25件 受験料 29件	引き続き、進学支援のため、委託先の社会福祉協議会と連携を図りながら、貸付事業の利用促進に努めていきます。

## 4 ひとり親家庭の自立支援

### (1) ひとり親家庭の支援

【担当課:子育て支援課】

#### ■ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭が精神的・経済的に自立した生活を営めるよう、自立を目指すすべてのひとり親に対してハローワークなど関係機関との連携を図り、就労につながる各種行政サービス等を総合的に案内できる体制を整備するほか、就労と経済的自立のため「自立支援教育訓練給付金」および「高等職業訓練促進給付金」による主体的な能力開発や資格取得への支援を引き続き行っていきます。

また、就職活動や急病等のため一時的に家事等の日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣する「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」や、母子・父子自立支援員による相談や指導・助言を行うほか、親子で楽しめる親子観劇会の開催やレクリエーション施設の優待など、さまざまなニーズに対応し、ひとり親家庭の自立を促進する支援を実施してまいります。

#### ■ひとり親家庭相談・女性相談

ひとり親家庭の自立に必要な相談や指導・助言を行います。女性相談では、保護を要する女性の発見に努め、各種の相談・指導や一時保護を行うなど、女性の保護更生を図っています。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
ひとり親家庭相談：467 件 女性相談：105 件	引き続き、相談を実施します。

 126 ページ 第6章 子ども・子育て支援に関連する施策の取組 参照



## 施策をまたがる重要な取組

### 相談支援体制の充実とネットワークづくりの支援

子育て期に転入してきた保護者が多く、97.1%が核家族である本区では、周囲に相談相手や助けてくれる人がいない、必要な情報が得られないなど、子育て家庭が「育児の孤立化」につながるリスクが高いことから、これまで重点的に進めてきた相談支援体制のさらなる充実を図っていきます。妊娠・出産期から子育て期までのさまざまな相談に対応するため、母子保健コーディネーターの配置や相談窓口の拡充など、いつでも身近な場所で気軽に相談でき、適切なサポートを受けられる環境づくりを進めます。また、「あかちゃん天国」や「乳幼児クラブ」などの実施により保護者同士のネットワークづくりを引き続き支援するほか、より効果的なツールを活用した情報発信を推進していきます。

区の相談できる場所、相談の機会	担当課・連絡先
プレママ教室（母親学級） パパママ教室（両親学級）	
乳児家庭全戸訪問事業 （新生児等訪問指導）	中央区保健所健康推進課予防係 (3541)5930
乳幼児健康診査	日本橋保健センター健康係 (3661)5071 月島保健センター健康係 (5560)0765
乳幼児健康相談（フリー乳健）	
子育て相談	
ママのこころの相談	中央区保健所健康推進課予防係 (3541)5963
あかちゃん天国	子ども家庭支援センター「きらら中央」 (3534)2103 築地児童館 (3544)0127 新川児童館 (3553)2084 堀留町児童館 (3661)8937 浜町児童館 (3669)3386 月島児童館 1歳6カ月未満 (3531)2307 1歳6カ月以上 (3533)0885 晴海児童館 (3534)3021
子どもと子育て家庭の総合相談	子ども家庭支援センター「きらら中央」 (3534)2255
こどもの発達相談	子ども発達支援センター「ゆりのき」 (3545)9844
児童虐待情報専用電話 「子どもほっとライン」	子ども家庭支援センター「きらら中央」 (3534)2228
教育相談・子ども電話相談	教育センター 来所相談（要予約） (3545)9200 電話相談、子ども電話相談 (3545)9203
ひとり親家庭相談・女性相談	子育て支援課子育て支援係 (3546)5350

### 方向性3 地域・社会全体で子どもを育む力を高めます

#### 基本施策3-1 地域・社会全体による子育ての推進

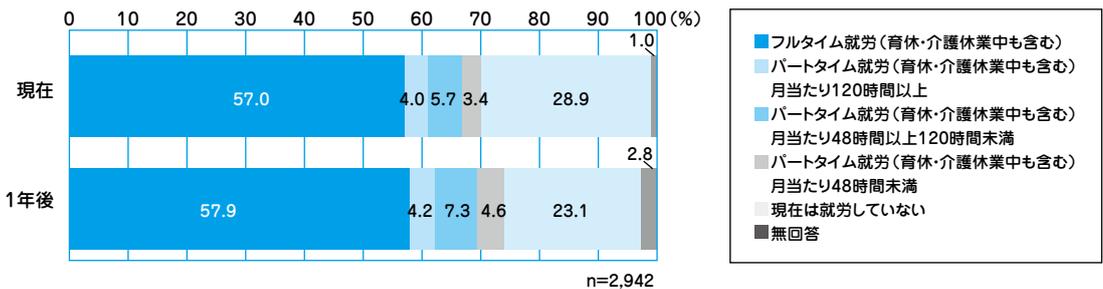
##### 現況と課題

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、それぞれの人生の段階に  
 応じて多様な生き方が選択できる社会の実現が求められています。共働き家庭の増加や長時間労働の恒  
 常化などにより、親子で過ごす時間を十分に持てない家庭も多くなっています。特に、本区においては、  
 ニーズ調査からも、母親の就業率が70.1%と高く、今後の就労意向も高くなっていく傾向がみられ、ワー  
 ク・ライフ・バランスの推進が重要です。区では、ワーク・ライフ・バランスについて、企業の理解を深め、企業  
 に実践してもらうことが重要であるため、関心を持ってもらえるような意識啓発や、講演会等の開催、企業  
 へのアドバイザーの派遣、推進企業の認定などを行ってきました。育児・介護休業法により、男女の出産・子  
 育てがしやすい労働環境づくりが進められていますが、ニーズ調査では、母親で育児休業を「取得した」と  
 回答した人は60.6%だったのに対し、父親はわずか8.6%となっており、男性の育児休業の取得が進んでい  
 ない状況がみられます。今後とも、企業や地域、社会全体の取組としてワーク・ライフ・バランスを推進する  
 とともに、男性の育児参加に向けた取組を進めていく必要があります。

また、家庭は、基本的な生活習慣、他人への思いやり、自己肯定感など、子どもの基礎的な資質や能力を  
 育成する上で非常に重要な役割を担っています。区では、中央区地域家庭教育推進協議会が関係機関等  
 と連携して家庭教育学習会を開催するとともに、父親を対象に子育てへの積極的な参加を促す事業を実  
 施してきました。今後とも、親自らが家庭の果たす役割を理解したうえで、養育に関する正しい知識を持ち、  
 仕事と家庭の調和をとるなど、家庭団らんの時間を増やし、家庭での親の教育力の向上と思いやりのある  
 温かい家庭づくりが進められるよう、家庭・地域・学校・関係機関が連携し、取り組んでいく必要があります。

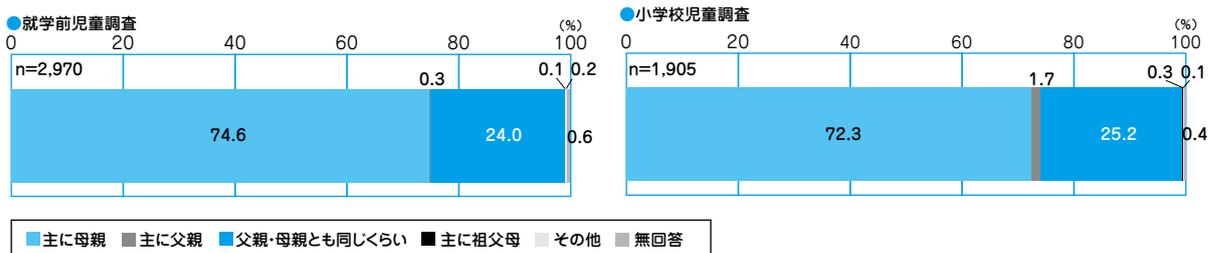
さらに、昨今、子どもが巻き込まれる事故や事件も多発していることから、地域全体で子どもたちを見守  
 り、安全で安心できる子育て環境づくりが求められています。

母親の現在の就労状況と今後の就労予定



資料:平成30年度中央区子育て支援に関するニーズ調査結果(就学前児童対象調査より)

子育てを主に行っている人



資料:平成30年度中央区子育て支援に関するニーズ調査結果(就学前児童対象調査・小学生児童対象調査より)



## 取組の方向性

- 仕事と家庭の両立支援や男女がともに働きやすい職場の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスについて、事業主やそこで働く人たち、地域住民など社会全体の理解を促進していきます。また、性別による役割分担の固定化や偏重をなくすための意識啓発を図り、男女が共同して子育てを行うための環境づくりを推進していきます。
- 地域全体で家庭教育を支援し、家庭の教育力の向上を図るため、地域家庭教育推進協議会など地域の関係機関や学校、PTAと連携しながら、家庭教育学習会等の開催など、保護者が家庭教育について学ぶ機会を提供し、子どもを育む「親力」の向上を図っていきます。
- 子どもの事故を未然に防ぎ、危険を回避するため、交通安全の推進や地域における見守り体制を充実させ、子育てしやすい安全・安心なまちづくりを推進します。



## 主な事業

### 1 ワーク・ライフ・バランスの推進

#### (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

【担当課:総務課】

講演会等の開催、パンフレットの発行、企業に対するアドバイザーの派遣や推進企業の認定などにより、区内企業のワーク・ライフ・バランス推進の取組を支援するとともに、事業主やそこで働く人たち、地域住民等に対してワーク・ライフ・バランスについて普及啓発を図っていきます。

また、男性向けの家事・育児についての講座や子育て世帯の方の社会参加の場の提供等を拡充し、男女共同参画の視点から子育て世帯を支援していきます。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
ワーク・ライフ・バランス推進事業 新規認定企業数：3 社 アドバイザー派遣企業数：2 社 セミナー開催回数：年 2 回 中央区イクメン講座 参加者数：17 人（託児件数 14 件） 開催回数：年 3 回	引き続き、区内企業のワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組を支援するとともに、男性の家事・育児への参画を促進するための学びの場を提供します。

 137 ページ 第6章 子ども・子育て支援に関する施策の取組 参照

#### (2) 育児中の保護者社会参加応援事業

【担当課:総務課】

育児に多くの時間を費やしている保護者に対し、女性センター「ブーケ21」において、育児から離れて自分自身を見つめ、社会参加の機会と自己啓発につながる学習・交流の場を提供します。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
参加者数：54 人（託児件数 60 件） 開催回数：年 6 回（奇数月第 3 水曜日）	引き続き、育児中の保護者の社会参加の機会の提供を実施します。



## 2 地域における子育て支援

### (1) 保育所での地域交流事業

【担当課:子育て支援課・保育課】

保育所の施設等を利用し、身近な地域の方々や、他の保育所・幼稚園・小学校の子どもたちとの交流の場を設けることで、子どもの成長・発達を促す環境づくりを進めています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
区立保育所：延べ 97 回実施 私立保育所：延べ 241 回実施 ・ 地域のおとしよりの交流 ・ 福祉センターとの交流 ・ 幼稚園との交流 ・ 小学校との交流給食など	引き続き、身近な地域の方々や、保育所・幼稚園・小学校の子どもたちとの地域における交流を推進していきます。

#### コラム 園庭開放

区立認可保育所では、家庭で過ごす保護者と乳幼児を対象に園庭を開放しています。同年代の子ども達と一緒に、公園とはひと味違った遊具で遊んだり、経験豊富な保育士が育児相談にも応じる機会となっています。開放している園や日時については、各園に気軽にお尋ねください。



保育所での地域交流：マイホームはるみとの交流



保育所での地域交流：福祉センター交流

## (2) 地域家庭教育推進協議会

【担当課:文化・生涯学習課】

区と学校関係者、PTA、青少年委員、民生・児童委員等地域の家庭教育関係者で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会」の主催で、講座や学習会等を開催し、保護者や区民に家庭教育のあり方を考える機会を提供します。また、幼稚園・小・中学校やPTA、地域で子育て支援活動をしている民間団体との共催で、家庭教育に関する学習会等を開催し、地域全体で家庭教育を支援します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<協議会> 委員：14人 会議：6回 <家庭教育学習会（総計）> 実施状況：68講座、71回 参加者数：3,046人 <報告・交流会> 実施状況：1回 参加者数：41人	引き続き、地域全体で家庭教育を支援していくため、家庭教育学習会の充実に努めます。特に、父親の家庭教育参加や親力の向上、子育て不安の軽減等、重点課題をとらえた企画を推進します。

### ■家庭教育学習会（協議会主催）

乳幼児期・思春期における家庭教育の課題、発達障害について学ぶ講座（子育てキャンパス）や、木工、釣り、合唱など親子で学べる講座を実施します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<家庭教育学習会（子育てキャンパス）> 実施状況：5講座、6回 参加者数：62人 <家庭教育学習会（その他協議会主催講座）> 実施状況：5講座、7回 参加者数：200人	（地域家庭教育推進協議会と同じ）

### ■家庭教育学習会（入園・入学準備期等）（幼稚園・小・中学校との共催）

入園・入学説明会や授業参観日などの機会をとらえて、しつけや規範意識等の重要性を啓発する家庭教育学習会を、幼稚園・小・中学校と連携して開催します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<家庭教育学習会（入園・入学準備期等）> 実施状況：3講座、3回 参加者数：401人	（地域家庭教育推進協議会と同じ）



### ■家庭教育学習会（団体との共催）

乳幼児期、学童期、思春期、発達障害など発達段階に応じたさまざまな課題別の子育て講座を、幼稚園・小・中学校PTAや地域で子育て支援をしている団体と共催して開催します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
< 家庭教育学習会（団体との共催） > 実施状況：54 講座、54 回 参加者数：2,322 人	（地域家庭教育推進協議会と同じ）

### ■家庭教育講演会（中央区PTA連合会との共催）

中央区PTA連合会と共催し、子育てに関心のある方に広く呼びかけ、講演会を開催します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
< 家庭教育講演会 > 実施状況：1 回 参加者数：61 人	（地域家庭教育推進協議会と同じ）

### ■家庭教育学習会「おやじの出番!」（父親の子育て参加促進事業）

家庭教育学習会の中で、特に父親の家庭教育参加促進事業として、親子で学ぶとともに、父親同士の交流を深める「おやじの出番!」を、協議会の企画および地域の団体との共催により、開催します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
< 家庭教育学習会（「おやじの出番!」） > 実施状況：8 講座、9 回 参加者数：317 人 （実績は内数）	（地域家庭教育推進協議会と同じ）

### ■報告・交流会

家庭教育学習会を共催で実施した団体や区民に呼びかけて、今後の家庭教育の充実が図れるよう、報告・交流会を実施します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
< 報告・交流会 > 実施状況：1 回 参加者数：41 人	（地域家庭教育推進協議会と同じ）



おやじの出番！ 親子キス釣り

### (3) 子育て支援講座

【担当課:子ども家庭支援センター】

子育て中の親の親力向上と親同士の仲間づくりの機会になる講座の開催により、地域の子育てを支援します。

特に、「子どもに伝わるほめ方・しかり方」など、子育て中の保護者がすぐに実践できる講座を開催します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<子育て支援講座> 開催回数：13回 参加者数：135人	引き続き、親力向上と地域組織力向上を目的とした講座を実施します。

## 3 子どもを守る安全なまちづくり

### (1) 通学路等の安全確保

【担当課:学務課・環境政策課】

防犯ブザー等のグッズ配布やメール配信を行うとともに、PTAや地域、警察等と連携しながら、登下校時の通学路等における児童・生徒・園児の安全確保に努めています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<ul style="list-style-type: none"><li>・防犯ブザーの配布：1,424個</li><li>・こども110番登録件数：732件</li><li>・こども安全安心メール登録者数：13,754人</li><li>・区内幼稚園・保育園の3～5歳児対象に、交通安全教育絵本を配布</li><li>・区内小学校新入学生全員に、ランドセルカバーを配布</li><li>・通学路の安全点検実施：8校</li></ul>	引き続き、関係機関と連携し、登下校時の通学路等における児童・生徒・園児の安全確保に努めます。



コラム

#### こども安全安心メール

区では、子どもを犯罪から守るための取組の一環として、保護者の方に地域の防犯情報等を直接配信できるシステム「こども安全安心メール」を導入しています。

これは、区が警察や地域の方から連絡のあった不審者の目撃情報等を、携帯電話やパソコンのメール機能を用いて、保護者の方に正確かつ迅速に提供するシステムです。

区内・区外の小・中学校、幼稚園および保育所等に通うお子さんの保護者の方がご利用いただけます。



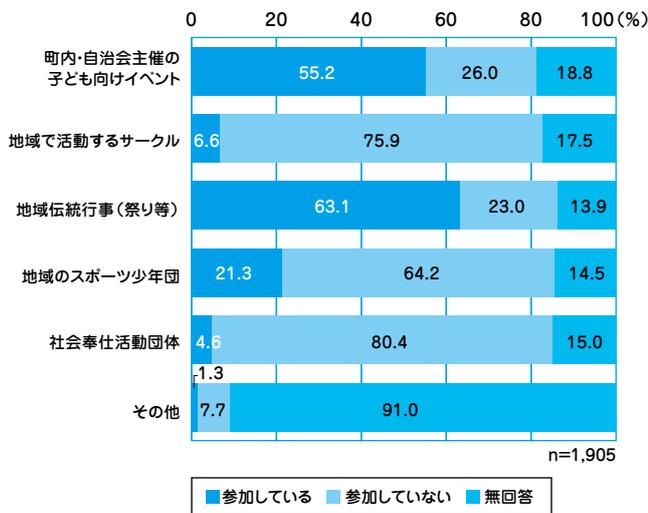
現況と課題

都市化や情報化の進展、意識の変化などにより、子ども同士の外遊びの機会、地域の方々や自然・文化等とふれあう機会が少なくなっています。このような中、区では、子どもが健全に成長できるよう、文化や芸術、スポーツ活動などの多様な取組を実施してきました。ニーズ調査では、子どもの地域の行事や組織への参加状況は、地域伝統行事や町会・自治会主催の子ども向けイベントが5～6割と高く、今後の参加意向は、すべての行事や組織で、参加状況よりも高くなっています。

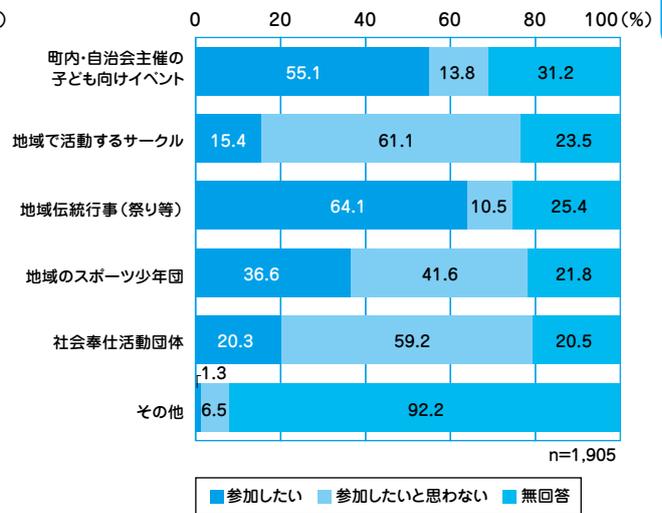
近年、青少年を取り巻く社会環境の変化は著しく、スマートフォンの普及からSNS等を通じたトラブルに巻き込まれるリスクも高まっているほか、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられるなど、社会の責任ある一員としての意識啓発の必要性は一層増しています。青少年がさまざまな地域活動や社会活動に興味を持てるようにするとともに、自立性や社会性を育み社会の一員としての自覚を促すために、地域行事等への参加機会を増やしていくことが重要です。

今後も引き続き、子どもたちの体験の場を充実させ、豊かな人間性や自立心を育み、児童の健全な育成に努めることが重要です。

子どもの地域の行事や組織への参加状況



子どもの地域の行事や組織への今後の参加意向



資料:平成30年度中央区子育て支援に関するニーズ調査結果(小学生児童対象調査より)

取組の方向性

- 異なる年齢・地域の子どもが互いに触れ合い、知り合うことができるよう、さまざまな文化・スポーツ活動などに共に参加できる場を提供していきます。
- 青少年が将来、地域活動に参加して活躍するためのきっかけづくりとして、野外活動やレクリエーション等の集団行動を通して、自主性や社会性を身に付ける研修会を実施します。

## 主な事業

### 1 青少年の健全育成

#### (1) 文化のリレーの実施

【担当課:文化・生涯学習課】

茶道や手話などのさまざまな文化活動を行っている社会教育関係登録団体のボランティア活動により、子どもたちへ文化的・趣味的活動の機会を提供するとともに、世代間の交流を活発にするため、各社会教育会館で講座等を企画し、主に子どもの居場所「プレディ」の中で実施しています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
お茶会、書道、手話ダンス、フラダンス、バルーンアート、マジック教室など 年28回開催（うち4回は公募型） 参加人数：669人 ※3館（築地、日本橋、月島の各社会教育会館）合計	プレディでの実施にとどまらず、活動場所を拡充します。

#### (2) 少年リーダー養成研修会

【担当課:文化・生涯学習課】

小・中学生が将来、地域活動に参加して活躍するためのきっかけ作りとして、野外活動、レクリエーション、集団生活等を行う研修会を実施します。

また、少年リーダー養成研修会参加者によるOB・OG会の設置等により、大学生スタッフの少年リーダー養成研修会への派遣や、子どもフェスティバル等の区の事業および地域活動への協力を推進します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<少年リーダーの養成> 少年リーダー養成研修会参加者：98人	引き続き、少年リーダーを養成していきます。
<青年リーダーの育成> ・少年リーダー養成研修会への派遣 ・区の事業および地域活動への協力	引き続き、青年リーダーの育成を図っていきます。



少年リーダー養成研修



### (3) スポーツ少年団

【担当課:スポーツ課】

「スポーツによる青少年の健全育成」の理想を実現するため、「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを!」「スポーツを通じて青少年のからだところを育てる組織を地域社会の中に」との理念のもとに、特定のスポーツ種目に係る活動を行うほか、野外活動や文化・学習活動等にも取り組み、さまざまな交流体験活動を行っています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
種目：野球、剣道、バドミントン、卓球、空手道など 登録団：18団 登録団員：758人 指導者：218人（H30.10.1現在）	現在の登録団数・団員数を増加させるよう取り組みます。

### (4) 少年少女スポーツ教室

【担当課:スポーツ課】

小学生を対象（一部、中学生以上および保護者も対象）にスポーツ教室を開催し、野球やサッカー、水泳などスポーツの基礎的な知識を学び、技術を習得してもらうことで、児童の健康の維持・増進や体力の向上を目指します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
区主催：野球、サッカー、水泳、バレーボール、テニスなど9種目11教室621人参加 体育協会主催：合気道（体験）、トランポリン（体験）など4種目4教室171人参加 ※中学生・保護者含む	引き続き、少年少女スポーツ教室を開催していきます。



コラム

#### 民生・児童委員の活動

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、担当する地域において、区民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。また、民生委員は児童委員を兼務しています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

民生・児童委員は地域の中でさまざまな活動を行っています。地域全体で子育てを推進していくために、民生・児童委員の方々の貢献はとても大きなものとなっています。

<活動事例>

- ・児童館（52頁参照）のさまざまな行事への協力
- ・保健所・保健センターで行う3～4カ月児健康診査（57頁参照）への協力
- ・子育て交流サロン「あかちゃん天国」（66頁参照）での見守り・相談などの協力
- ・要保護児童対策地域協議会（75頁参照）への構成員としての参加
- ・地域家庭教育推進協議会（84頁参照）への委員としての参加、各学習会への協力
- ・子どもフェスティバルでの車いす体験コーナーの実施





コラム

## 地域スポーツクラブ

地域スポーツクラブは、地域の方々が主体となって運営し、身近な施設で子どもから大人まで誰もが気軽にスポーツやレクリエーション、文化活動等を楽しめるスポーツクラブです。会員としてだけでなく、運営スタッフ、指導者などさまざまな形でクラブに参加することができます。

中央区には、月島地域を中心に活動する「中央区地域スポーツクラブ大江戸月島」があります。

クラブでの活動を通じて、健康維持・増進だけでなく、地域でのふれあいや世代を超えた交流を体験できます。

### <実施種目>

体操、野球、フットサル、テニス、バスケットボール、チアダンス、水泳、空手など 24 種目 60 教室を開催中（令和元年8月現在）

### <実施場所>

月島地域などの小学校、区民館や月島社会教育会館などの区の施設

### <スポーツ以外の活動>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会選手村予定地周辺の清掃活動

学校の宿題や漢字検定などの勉強を教える寺子屋 など

### <ホームページ>

中央区地域スポーツクラブ大江戸月島 <http://chuo-sports.com/>



フットサル



チアダンス



### 1 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

#### 提供区域の設定

本区における教育・保育提供区域は、利用実態として居住地域を越えて利用されていることや、一時的な需要の増減に対し広域で調整しやすく弾力的な対応が可能であることから1区域（中央区全地域）で設定を行います。

#### 算出の考え方

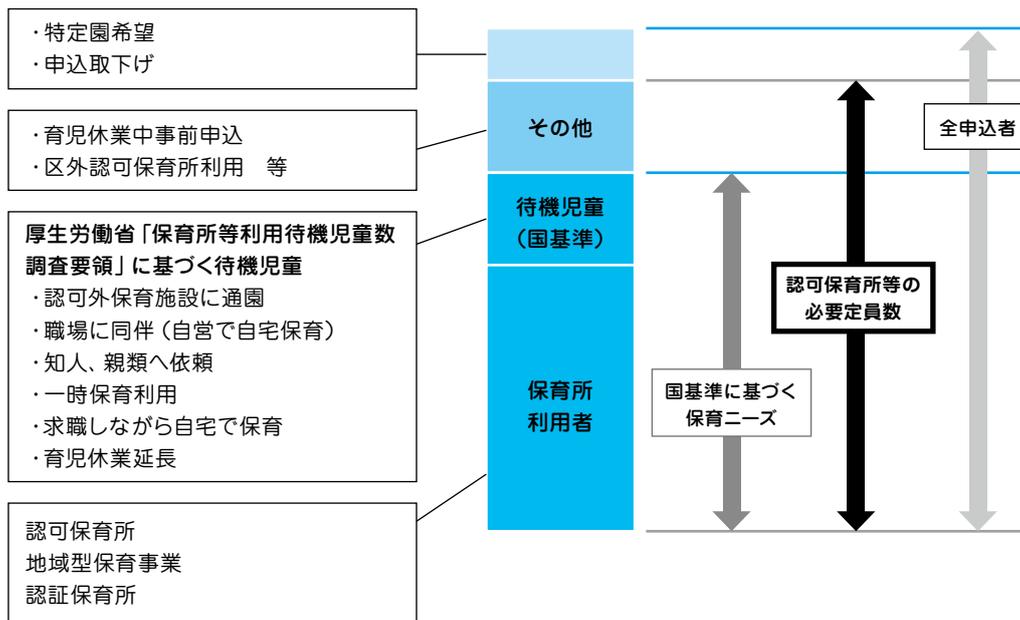
##### (1) 保育所等

保育所等は、利用申込み実績をもとに、量の見込みの推計を行いました。

人口推計 (A) × ニーズ率 (B)

(A) 平成31年1月1日を基準日とし、同年4月1日時点で修正した人口推計

(B) 保育ニーズ（保育所利用者数＋待機児童）に加え、育児休業中事前申込や区外認可保育所利用者などの児童を含めて算出した過去5年間の最高値



## (2) 幼稚園等

幼稚園等の利用実績および保育所等のニーズ率から、量の見込みの推計を行いました。

人口推計×幼稚園利用率

幼稚園利用率＝教育・保育施設利用者（A）－（B）

（A）保育所申込者と幼稚園等入所者の人口に対する割合(5年平均)

（B）保育所等の量の見込みに用いたニーズ率

	保育園申込者と幼稚園等入所者の人口に対する割合(5年平均) (A)	保育所等の量の見込みに用いた申込率 (B)	幼稚園利用率 (A-B)
3歳	88.4%	54.1%	34.3%
4歳	89.7%	52.5%	37.2%
5歳	90.1%	51.3%	38.8%

### 確保方策の方針

幼稚園等については、認定こども園の整備を進めるとともに、学校施設の整備・改修にあわせ定員数を確保していきます。

保育施設については、以下の考え方のもとに保育施設の整備を進め、定員数を確保していきます。

### 確保方策の考え方

【保育施設について】

- 1) 認可保育所の開設を中心に整備を進めていきます。
- 2) 1歳児の待機児童解消に向けて、1歳児から定員設定の保育施設の整備に努めます。
- 3) 地域型保育事業および認証保育所については確保方策に含めます。



## 量の見込みと確保方策

量の見込みA…利用申込実績等から算出した教育・保育施設等の利用者数見込み

確保方策B……既存の教育・保育施設等の定員数に、整備予定の施設等の定員数を加えた数

量の見込みAのニーズに応じた確保方策Bの定員数を確保できるよう、施設整備等に取り組んでいきます。

例) B 2,000人-A1,700人= 300人:確保方策がニーズを満たしている

B 1,400人-A1,500人=-100人:確保方策がニーズを満たしていない

				2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
幼稚園等 (教育標準 時間認定)	1号認定 2号認定	3~5 歳児	人口	5,703	5,929	6,067	6,417	6,761
			量の見込みA	2,093	2,175	2,226	2,354	2,483
			確保方策B	2,110	2,215	2,275	2,415	2,540
			B-A	17	40	49	61	57
保育所等 (保育認定)	2号認定	3~5 歳児	人口	5,703	5,929	6,067	6,417	6,761
			量の見込みA	3,004	3,123	3,196	3,380	3,561
			確保方策B	3,177	3,425	3,598	4,032	4,098
			B-A	173	302	402	652	537
	3号認定	1~2 歳児	人口	4,131	4,245	4,247	4,395	4,660
			量の見込みA	2,251	2,314	2,315	2,396	2,540
			確保方策B	2,070	2,212	2,322	2,566	2,610
			B-A	-181	-102	7	170	70
		0歳児	人口	2,106	2,116	2,092	2,181	2,301
			量の見込みA	554	556	550	574	605
			確保方策B	503	530	555	601	611
			B-A	-51	-26	5	27	6

- 幼稚園等については、区立幼稚園のほか認定こども園短時間保育の定員数を確保方策としており、5カ年とも量の見込みを上回っています。
- 保育所等の2号認定(3~5歳児)については、既存の教育・保育施設等の定員数に加え、新たに私立認可保育所および認定こども園を整備することにより、5カ年とも量の見込みを上回っています。
- 保育所等の3号認定(0歳、1・2歳児)については、既存の教育・保育施設等の定員数に加え、新たに私立認可保育所および認定こども園を整備することにより、令和4年度には量の見込みを上回る計画となっています。なお、令和3年度までの期間においても、計画以上の定員数を確保できるよう、積極的に整備を進め、待機児童の解消に努めていきます。

### 2020 (令和2) 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育所等	量の見込み A	554人	2,251人			3,004人		5,809人
	確保方策 B	503人	2,070人			3,177人		5,750人
	B-A	-51人	-181人			173人		-59人
幼稚園等	量の見込み C					2,093人		2,093人
	確保方策 D					2,110人		2,110人
	D-C					17人		

### 2021 (令和3) 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育所等	量の見込み A	556人	2,314人			3,123人		5,993人
	確保方策 B	530人	2,212人			3,425人		6,167人
	B-A	-26人	-102人			302人		174人
幼稚園等	量の見込み C					2,175人		2,175人
	確保方策 D					2,215人		2,215人
	D-C					40人		

### 2022 (令和4) 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育所等	量の見込み A	550人	2,315人			3,196人		6,061人
	確保方策 B	555人	2,322人			3,598人		6,475人
	B-A	5人	7人			402人		414人
幼稚園等	量の見込み C					2,226人		2,226人
	確保方策 D					2,275人		2,275人
	D-C					49人		

### 2023 (令和5) 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育所等	量の見込み A	574人	2,396人			3,380人		6,350人
	確保方策 B	601人	2,566人			4,032人		7,199人
	B-A	27人	170人			652人		849人
幼稚園等	量の見込み C					2,354人		2,354人
	確保方策 D					2,415人		2,415人
	D-C					61人		

### 2024 (令和6) 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育所等	量の見込み A	605人	2,540人			3,561人		6,706人
	確保方策 B	611人	2,610人			4,098人		7,319人
	B-A	6人	70人			537人		613人
幼稚園等	量の見込み C					2,483人		2,483人
	確保方策 D					2,540人		2,540人
	D-C					57人		



## 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

利用実績から算出した「量の見込み」に対応できるよう、「地域子ども・子育て支援事業による確保の内容および実施時期（確保方策）」を次の通り設定します。

### 提供区域の設定

地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定については、本区におけるこれまでの地理的要件や行政区域の考え方、計画・事業における地域の考え方に基づき、京橋地域・日本橋地域・月島地域の区分で区域を設定します。

広域利用が想定される病児・病後児保育や、地域子育て支援拠点事業（あかちゃん天国）についても1区域につき1施設以上を設置しています。

ただし、事業の性質上、区全体で量の見込みをとらえるべき以下の事業は、区全体として提供区域を設定します。

#### 区全体として提供区域を設定する事業

- 利用者支援に関する事業（利用者支援）
- 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）
- 一時預かり保育、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）
- 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- 妊婦健康診査
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する確保方策の一覧

### 量の見込みA…利用実績等から算出した各事業等の利用者数見込み

### 確保方策B……各事業の現在の定員数等に、拡大予定の定員数等を加えた数

量の見込みAのニーズに応じた確保方策Bの定員数等の規模を確保できるよう、各事業の取組を進めていきます。

全地域合計		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
時間外保育事業 (延長保育事業)	量の見込みA	333人	347人	354人	374人	397人
	確保方策B	977人	1,067人	1,142人	1,202人	1,232人
	B-A	644人	720人	788人	828人	835人
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	量の見込みA	892人	974人	1,044人	1,106人	1,188人
	確保方策B	585人	585人	585人	585人	585人
	B-A	-307人	-389人	-459人	-521人	-603人
放課後子供教室 (子どもの居場所「プレディ」)	量の見込みA	4,173人	4,531人	4,847人	5,206人	5,632人
	確保方策B	5,458人	5,912人	6,308人	6,764人	7,325人
	B-A	1,285人	1,381人	1,461人	1,558人	1,693人
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ)	量の見込みA	87人日	91人日	94人日	100人日	106人日
	確保方策B	2,190人日	2,190人日	2,190人日	2,190人日	2,190人日
	B-A	2,103人日	2,099人日	2,096人日	2,090人日	2,084人日
幼稚園預かり保育	量の見込みA	19,081人日	20,034人日	20,751人日	21,781人日	22,589人日
	確保方策B	22,050人日	33,075人日	33,075人日	33,075人日	33,075人日
	B-A	2,969人日	13,041人日	12,324人日	11,294人日	10,486人日
一時預かり保育、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	量の見込みA	31,293人日	32,404人日	32,956人日	34,624人日	36,673人日
	確保方策B	54,470人日	58,070人日	58,070人日	58,070人日	58,070人日
	B-A	23,177人日	25,666人日	25,114人日	23,446人日	21,397人日
病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	量の見込みA	3,006人日	3,180人日	3,297人日	3,464人日	3,633人日
	確保方策B	5,260人日	5,260人日	5,260人日	5,260人日	5,260人日
	B-A	2,254人日	2,080人日	1,963人日	1,796人日	1,627人日

量の見込みおよび確保方策を利用実績や事業定員数などに基づき算出した事業のみ掲載（全地域の合計）

※1 学童クラブの確保方策では不足する量の見込み（マイナス）については、子どもの居場所「プレディ」での受入れで対応しています。

※2 子どもの居場所「プレディ」の量の見込みAには※1の不足する量の見込みが含まれています。



## (1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

### 確保方策の考え方

保育所申込み等に関する相談体制については、保育園長経験者を配置し、特別出張所、保健所、保健センター等における出張相談を実施することとし、保育所の入所や利用に関する相談に応じるとともに、一時預かり保育等相談者の要望に見合った各種の保育メニューに関する情報提供を行います。

また、地域子育て支援拠点事業「あかちゃん天国」において、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行うほか、保健所・保健センターでは母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談を行います。

### 事業の量の見込みと確保方策

#### ●量の見込み

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
保育所申込み等に関する相談体制	区役所窓口	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	その他	区役所窓口以外の相談体制	区役所窓口以外の相談体制	区役所窓口以外の相談体制	区役所窓口以外の相談体制	区役所窓口以外の相談体制
地域子育て支援拠点事業「あかちゃん天国」実施箇所数		7カ所	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所
妊娠・出産に関する相談窓口実施箇所数		3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所

#### ●確保方策

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
保育所申込み等に関する相談体制	区役所窓口	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	その他	・特別出張所 ・保健所 ・保健センター ・子ども家庭支援センター	・特別出張所 ・保健所 ・保健センター ・子ども家庭支援センター	・特別出張所 ・保健所 ・保健センター ・子ども家庭支援センター	・特別出張所 ・保健所 ・保健センター ・子ども家庭支援センター	・特別出張所 ・保健所 ・保健センター ・子ども家庭支援センター
地域子育て支援拠点事業「あかちゃん天国」実施箇所数		7カ所	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所
妊娠・出産に関する相談窓口実施箇所数		3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所

## (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

### 確保方策の考え方

- ①延長保育利用定員数：保育所等の確保方策にあわせて延長定員数拡大
- ②スポット延長保育固定枠（区立1園あたり3人）
- ③認証保育所の午後7時以降保育利用契約者数の実績分（過去5カ年のうち最大値）

### 事業の量の見込みと確保方策

#### ●量の見込み

時間外保育事業利用者 (人/日)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
京橋地域	69	75	79	81	83
日本橋地域	106	111	114	117	117
月島地域	158	161	161	176	197

#### ●確保方策

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
京橋地域	①延長保育利用定員数	177	192	207	222	222
	②区立スポット固定枠	15	15	15	15	15
	③認証保育所枠	14	14	14	14	14
日本橋地域	①延長保育利用定員数	294	339	369	369	384
	②区立スポット固定枠	15	15	15	15	15
	③認証保育所枠	6	6	6	6	6
月島地域	①延長保育利用定員数	409	439	469	514	529
	②区立スポット固定枠	18	18	18	18	18
	③認証保育所枠	29	29	29	29	29

保育施設の確保方策において、認可保育所の整備を進めることにより、その施設分の延長保育利用定員数が増加します。3地域とも5カ年すべてにおいて量の見込みを上回る計画となっています。



### (3)①放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

#### 確保方策の考え方

確保方策（学童クラブの定員数+暫定定員数）で不足する量の見込みについては、放課後子供教室（子どもの居場所「プレディ」）との連携で対応するものとします。

#### 事業の量の見込みと確保方策

●量の見込み

学童クラブ入所希望者数 (人)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
京橋地域	177	202	219	232	244
1年生	68	84	83	87	91
2年生	52	57	69	68	72
3年生	35	35	39	47	46
4年生	15	18	19	20	24
5年生	5	6	7	7	8
6年生	2	2	2	3	3
日本橋地域	146	166	180	188	200
1年生	64	75	78	79	86
2年生	54	57	66	69	71
3年生	22	27	28	32	34
4年生	4	5	6	6	7
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
月島地域	569	606	645	686	744
1年生	267	287	302	312	345
2年生	183	197	212	230	241
3年生	87	90	97	107	117
4年生	26	25	26	29	32
5年生	5	6	6	6	7
6年生	1	1	2	2	2

●確保方策

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
京橋地域	児童館数(館)	2	2	2	2	2
	クラブ数	3	3	3	3	3
	定員数(人)	110	110	110	110	110
	暫定定員数(人)	10	10	10	10	10
日本橋地域	児童館数(館)	2	2	2	2	2
	クラブ数	2	2	2	2	2
	定員数(人)	80	80	80	80	80
	暫定定員数(人)	5	5	5	5	5
月島地域	児童館数(館)	4	4	4	4	4
	クラブ数	8	8	8	8	8
	定員数(人)	320	320	320	320	320
	暫定定員数(人)	60	60	60	60	60

※ 暫定定員数：当該年度の応募状況により、暫定的に拡大する定員枠

確保方策一量の見込みで不足する分は次頁の放課後子供教室(子どもの居場所「プレディ」)の量の見込みに含まれます。



学童クラブ



## ②放課後子供教室（子どもの居場所「プレディ」）

### 確保方策の考え方

学童クラブ待機児にも対応できるよう一層の連携を行い、開設時間を学童クラブと同様に、土曜日・長期休業日の開始時間については午前8時30分とし、平日・長期休業日（土曜日は除く）の終了時間については午後7時30分まで延長して、実施します。

現在開設している12校のほか、2023（令和5）年度に月島地域に1校開設し、受入数を拡充する予定です。

### 事業の量の見込みと確保方策

#### ●量の見込み

プレディ利用登録者数（人）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
京橋地域	909	1,010	1,104	1,190	1,263
日本橋地域	1,242	1,361	1,482	1,618	1,759
月島地域	2,022	2,160	2,261	2,398	2,610

#### ●確保方策

		2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
京橋地域	実施校数（校）	4	4	4	4	4
	想定利用登録者数（人）	988	1,097	1,200	1,293	1,372
日本橋地域	実施校数（校）	3	3	3	3	3
	想定利用登録者数（人）	1,467	1,607	1,750	1,910	2,077
月島地域	実施校数（校）	5	5	5	6	6
	想定利用登録者数（人）	3,003	3,208	3,358	3,561	3,876

現在開設している12校に加え、2023（令和5）年度に月島地域に開設する1校での想定利用登録者数を確保方策とし、5カ年の量の見込みを上回る計画となっています。

## (4) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

### 確保方策の考え方

1日の定員を6人とし、年間（365日）通じて対応することで最大2,190人を受入れが可能な体制を確保します。

### 事業の量の見込みと確保方策

#### ●量の見込み

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
年間利用延べ人数見込み (年間延べ宿泊日数見込み)	87	91	94	100	106

#### ●確保方策

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
定員数（人）	養護施設 1				
	乳児院 1				
	協力家庭 4				
定員数計（人）	6	6	6	6	6
年間利用定員延べ人数 箇所ごとの定員×年間開設日数の合計	2,190	2,190	2,190	2,190	2,190

現在の施設および協力家庭の規模で設定する確保方策で、量の見込みを上回る計画となっています。



## (5) 幼稚園預かり保育

### 確保方策の考え方

区立幼稚園では、各地域1園ずつ、1日あたり30人の定員数を確保し、土日、祝日を除く年間245日対応することで各地域7,350人の受け入れが可能な体制を確保します。

また、日本橋地域においては、2021（令和3）年度から阪本こども園（仮称）で新たに45人の定員数を確保し、18,375人まで受け入れが可能な体制を確保します。

さらに、2023（令和5）年度に公私連携幼保連携型認定こども園を月島地域に開設し、受入定員数を拡充する予定です。

### 事業の量の見込みと確保方策

#### ●量の見込み

年間利用希望延べ人数	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
京橋地域	5,835	6,197	6,632	6,979	7,211
日本橋地域	7,731	8,227	8,514	8,775	8,788
月島地域	5,515	5,610	5,605	6,027	6,590

#### ●確保方策

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
京橋地域	実施園数（園）A	1	1	1	1	1
	1園あたり利用定員（人） （登録利用＋一時利用）B	30	30	30	30	30
	年間実施日数245日×B （受入人数最大値）	7,350	7,350	7,350	7,350	7,350
日本橋地域	実施園数（園）A	1	2	2	2	2
	1園あたり利用定員（人） （登録利用＋一時利用）B	30	75	75	75	75
	年間実施日数245日×B （受入人数最大値）	7,350	18,375	18,375	18,375	18,375
月島地域	実施園数（園）A	1	1	1	1	1
	1園あたり利用定員（人） （登録利用＋一時利用）B	30	30	30	30	30
	年間実施日数245日×B （受入人数最大値）	7,350	7,350	7,350	7,350	7,350

現在実施している3園に加え、2021（令和3年）4月に開設する阪本こども園（仮称）に設定する確保方策で、量の見込みを上回る計画となっています。

## (6) 一時預かり保育、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 確保方策の考え方

一時預かり保育については、2020（令和2）年4月に開設する京橋地域の私立認可保育所および2021（令和3）年4月に開設する阪本こども園（仮称）において一時預かり保育を実施し、受入定員数を拡充する予定です。また、2023（令和5）年度に京橋地域および月島地域に1園ずつ整備予定の認定こども園において一時預かり保育を実施し、受入定員数をさらに拡充する予定です。

トワイライトステイについては、子ども家庭支援センター「きらら中央」および京橋こども園において、量の見込みに対応します。

ファミリー・サポート・センター事業では、提供会員の確保に努め、依頼に対応できるような体制を整えていきます。

### 事業の量の見込みと確保方策

#### ●量の見込み

年間利用希望延べ人数	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
一時預かり保育	22,054	22,701	22,915	23,999	25,346
トワイライトステイ	2,057	2,182	2,281	2,422	2,592
ファミリー・サポート・センター事業	7,182	7,521	7,760	8,203	8,735
合計	31,293	32,404	32,956	34,624	36,673

現在実施している各施設・事業に加え、2020（令和2）年4月に開設する京橋地域の私立認可保育所および2021（令和3）年4月に開設する阪本こども園（仮称）で実施する一時預かり保育等の規模に基づき設定する確保方策で、量の見込みを上回る計画となっています。



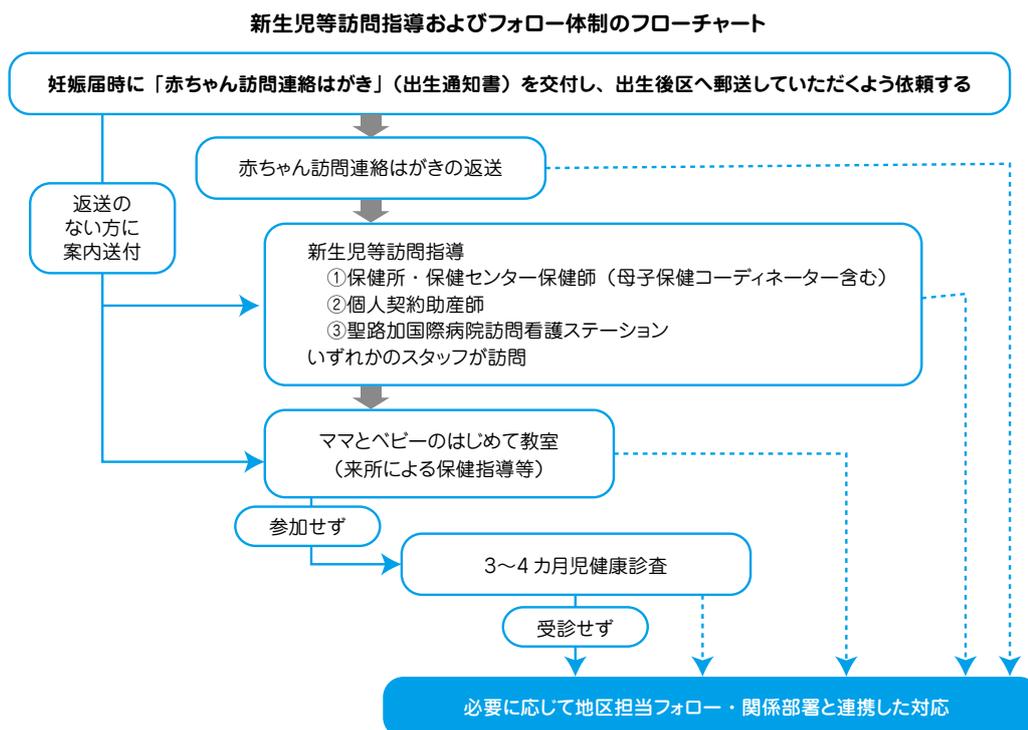
●確保方策

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	
一時預かり保育	きらら中央	1日の定員 A	22	22	22	22	22
		1日の受入可能人数（一時保育定員×1.8）+緊急保育定員 B	38	38	38	38	38
		年間開設日数（概数） C	345	345	345	345	345
		年間最大受入可能延人数 B×C	13,110	13,110	13,110	13,110	13,110
	日本橋分室	1日の定員 A	6	6	6	6	6
		1日の受入可能人数（一時保育定員×2）+緊急保育定員 B	11	11	11	11	11
		年間開設日数（概数） C	240	240	240	240	240
		年間最大受入可能延人数 B×C	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640
	十思分室	1日の定員 A	9	9	9	9	9
		1日の受入可能人数（一時保育定員×1.8）+緊急保育定員 B	15	15	15	15	15
		年間開設日数（概数） C	240	240	240	240	240
		年間最大受入可能延人数 B×C	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
	京橋こども園	1日の定員 A	17	17	17	17	17
		1日の受入可能人数（一時保育定員×1.6）+緊急保育定員 B	29	29	29	29	29
		年間開設日数（概数） C	365	365	365	365	365
		年間最大受入可能延人数 B×C	10,585	10,585	10,585	10,585	10,585
	晴海こども園	1日の定員 A	15	15	15	15	15
		1日の受入可能人数（一時保育定員×1.6）+緊急保育定員 B	24	24	24	24	24
		年間開設日数（概数） C	290	290	290	290	290
		年間最大受入可能延人数 B×C	6,960	6,960	6,960	6,960	6,960
公私連携認定こども園等で実施する一時預かり保育（年間最大受入可能延人数）		1,825	5,425	5,425	5,425	5,425	
一時預かり保育 計		38,720	42,320	42,320	42,320	42,320	
トワイライトステイ	きらら中央	1日の定員 A	20	20	20	20	20
		年間開設日数（概数） B	345	345	345	345	345
		年間最大受入可能延人数 A×B	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900
	京橋こども園	1日の定員 A	10	10	10	10	10
		年間開設日数（概数） B	345	345	345	345	345
		年間最大受入可能延人数 A×B	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450
トワイライトステイ 計		10,350	10,350	10,350	10,350	10,350	
ファミリー・サポーター・センター事業	提供会員数（人） A	264	264	264	264	264	
	両方会員数（人） B	183	183	183	183	183	
	稼働日数（人） C	365	365	365	365	365	
	年間最大受入可能延人数（A+B）×C	163,155	163,155	163,155	163,155	163,155	
	活動可能件数（H30年度実績より）	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	
	合計	54,470	58,070	58,070	58,070	58,070	

## (7) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）

### 確保方策の考え方

4カ月までの乳児および母親の状況把握ができるよう、以下のフローチャートに基づき実施していきます。



### 事業の量の見込みと確保方策

#### ●量の見込み

生後28日以内の新生児および4カ月までの乳児を対象とします。

【参考】

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
0歳児人口推計（人）	2,106	2,116	2,092	2,181	2,301

#### ●確保方策

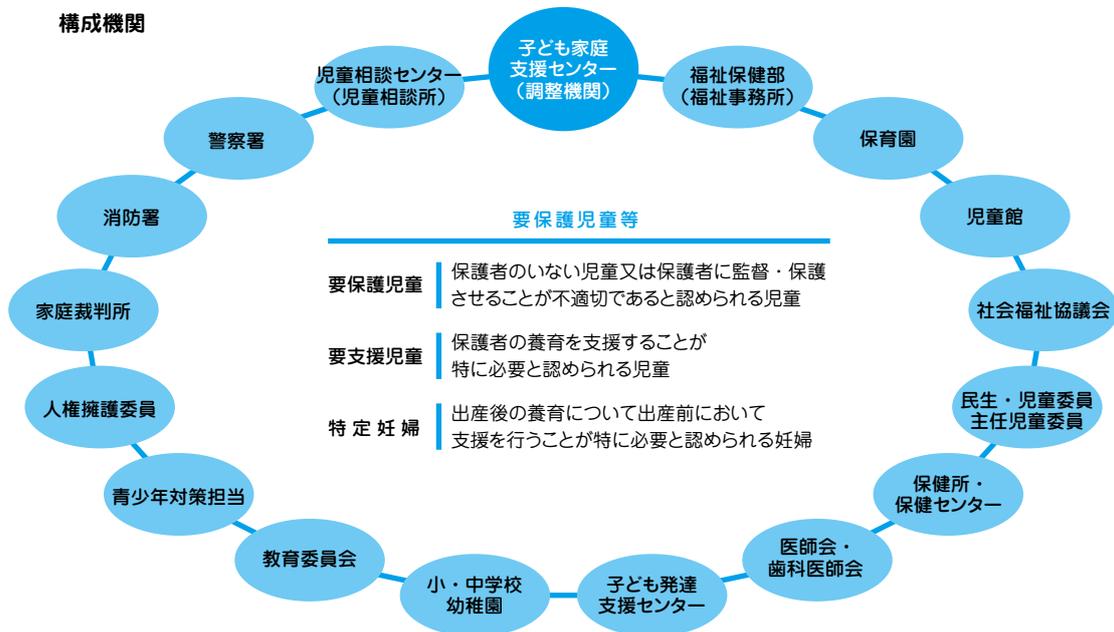
	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
実施体制	1 訪問人員 40人程度（保健師、個人契約助産師、聖路加国際病院訪問看護ステーション） 2 実施機関 ①中央区保健所 ②日本橋保健センター ③月島保健センター 3 訪問事業以外のフォロー体制 ママとベビーのはじめて教室、乳児健診等の機会に行う。 ※フローチャートは上図のとおり				



## (8) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

### 確保方策の考え方

児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために子ども家庭支援センター「きらら中央」や、センターを調整機関とした「要保護児童対策地域協議会」の運営を推進します。協議会は下図のような関係機関と、民生・児童委員や福祉団体などから構成され、相互に連絡を取り合い、情報の交換や支援に関する協議を行うことで、児童虐待を防止します。



### 事業の量の見込みと確保方策

養育支援が必要な家庭への個別対応、虐待予防・早期発見という事業の性質上、量の見込みは設定しません。

#### ●確保方策

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
実施体制	<p>【養育支援訪問】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. アセスメントシートを用いた調査および聞き取り</li> <li>2. 養育支援訪問事業検討会議（援助方針の検討） ※保健所・保健センター等との協議</li> <li>3. 支援計画書作成</li> <li>4. 養育支援の実施               <ol style="list-style-type: none"> <li>①子ども家庭支援センター相談員または保健所・保健センター保健師による訪問相談</li> <li>②ヘルパーによる育児、養育および家事援助</li> </ol> </li> </ol> <p>【要保護児童対策地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者会議 年1回開催</li> <li>・実務者会議 年4回開催（講演会1回含む）</li> <li>・個別ケース検討会議 随時開催</li> </ul>				

## (9) 地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）

### 確保方策の考え方

各地域に拠点を確保し、1カ所あたり30～70人程度の利用者（1日の延べ人数）を、年末年始、祝日を除く年間345日受け入れることで、各地域の量の見込みに対応します。

### 事業の量の見込みと確保方策

#### ●量の見込み

年間利用希望延べ人数（人）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
京橋地域	26,745	28,772	29,681	29,649	29,266
日本橋地域	28,187	29,216	29,110	28,909	28,388
月島地域	59,109	59,511	58,994	64,160	72,010

#### ●確保方策

拠点数（カ所）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
京橋地域	2	2	2	2	2
日本橋地域	2	2	2	2	2
月島地域	3	3	3	3	3

#### 【参考】1カ所1回あたりの量の見込み（利用延べ人数）

		2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
京橋地域 （築地児童館・ 新川児童館）	量の見込み再掲：年間利用 希望延べ人数（人）A	26,745	28,772	29,681	29,649	29,266
	拠点数（カ所）B	2	2	2	2	2
	開館日数（概数）C	345	345	345	345	345
	1カ所日あたりの利用延べ人数 D（A / B / C）	39	42	43	43	42
日本橋地域 （堀留町児童館・ 浜町児童館）	量の見込み再掲：年間利用 希望延べ人数（人）A	28,187	29,216	29,110	28,909	28,388
	拠点数（カ所）B	2	2	2	2	2
	開館日数（概数）C	345	345	345	345	345
	1カ所日あたりの利用延べ人数 D（A / B / C）	41	42	42	42	41
月島地域 （子ども家庭 支援センター 「きらら中央」・ 月島児童館・ 晴海児童館）	量の見込み再掲：年間利用 希望延べ人数（人）A	59,109	59,511	58,994	64,160	72,010
	拠点数（カ所）B	3	3	3	3	3
	開館日数（概数）C	345	345	345	345	345
	1カ所日あたりの利用延べ人数 D（A / B / C）	57	57	57	62	70



## (10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

### 確保方策の考え方

年間開業日数および定員数から、受入最大枠が京橋地域では1,500人日、日本橋地域では940人日、月島地域では2,820人日と設定し、対応可能な体制を確保します。

### 事業の量の見込みと確保方策

#### ●量の見込み

年間利用希望延べ人数（日）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
京橋地域	1,123	1,220	1,290	1,336	1,358
日本橋地域	669	715	741	762	771
月島地域	1,214	1,245	1,266	1,366	1,504

#### ●確保方策

		2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
京橋地域 （聖路加 ナーサリー）	量の見込み再掲： 年間利用希望延べ人数A	1,123	1,220	1,290	1,336	1,358
	受入最大枠（人日） 定員1日6人×開業日数（概数）250日	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	1日あたりの利用延べ人数 B（A／250日）	4.5	4.9	5.2	5.3	5.4
	1日あたりの定員（人）	6	6	6	6	6
日本橋地域 （ニチキッズ さわやか日本橋 浜町保育園）	量の見込み再掲： 年間利用希望延べ人数A	669	715	741	762	771
	受入最大枠（人日） 定員1日4人×開業日数（概数）235日	940	940	940	940	940
	1日あたりの利用延べ人数 B（A／235日）	2.8	3.0	3.2	3.2	3.3
	1日あたりの定員（人）	4	4	4	4	4
月島地域 （勝どき小児 クリニック・ ゆめみらい）	量の見込み再掲： 年間利用希望延べ人数A	1,214	1,245	1,266	1,366	1,504
	受入最大枠（人日） 定員1日6人×開業日数（概数）235日×2カ所	2,820	2,820	2,820	2,820	2,820
	1日あたりの利用延べ人数 B（A／235日）	5.2	5.3	5.4	5.8	6.4
	1日あたりの定員 （6人×2カ所）（人）	12	12	12	12	12

上表で算出した1日あたりの利用延べ人数（量の見込み）は、1日あたり定員と比べても概ね対応できる規模となっています。

## (11) 妊婦健康診査

### 確保方策の考え方

聖路加国際病院ほか妊婦健康診査実施医療機関に委託して、必要な妊婦健康診査を実施します。

### 事業の量の見込みと確保方策

#### ●量の見込み

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
妊婦健康診 受診件数 (件)	1回目	2,454	2,466	2,438	2,541	2,681
	2～14回目 (延べ件数)	21,257	21,358	21,116	22,014	23,226

#### ●確保方策

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
実施体制	<p>1 実施場所</p> <p>① 都内妊婦健康診査委託医療機関 (区内委託医療機関は聖路加国際病院ほか11医療機関)</p> <p>② その他医療機関 (妊婦健康診査受診票が利用できない妊婦健康診査実施医療機関での受診については、後日償還払いで対応)</p> <p>2 検査項目</p> <p>① 1回目 問診、体重測定、血圧測定、尿検査 (糖、蛋白定性)、血液型 (ABO、Rh)、貧血、血糖、不規則抗体、HIV抗体、梅毒血清反応検査、HBs抗原検査、風疹抗体価検査、C型肝炎検査</p> <p>② 2回目から14回目 【毎回】 問診、体重測定、血圧測定、尿検査 (糖、蛋白定性)、保健指導 【週数等に応じ、各回1項目】 クラミジア抗原検査、経膈超音波検査、HTLV-1抗体、貧血、血糖、B群溶連菌、NST (ノン・ストレス・テスト)</p> <p>③ 妊娠期間中に1回 妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検査</p>				

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 確保方策の考え方

保育所・幼稚園などに通う子どもの保護者が支払う日用品・文房具・教材費・行事への参加費用等の実費の一部を補助していきます。

### 事業の量の見込みと確保方策

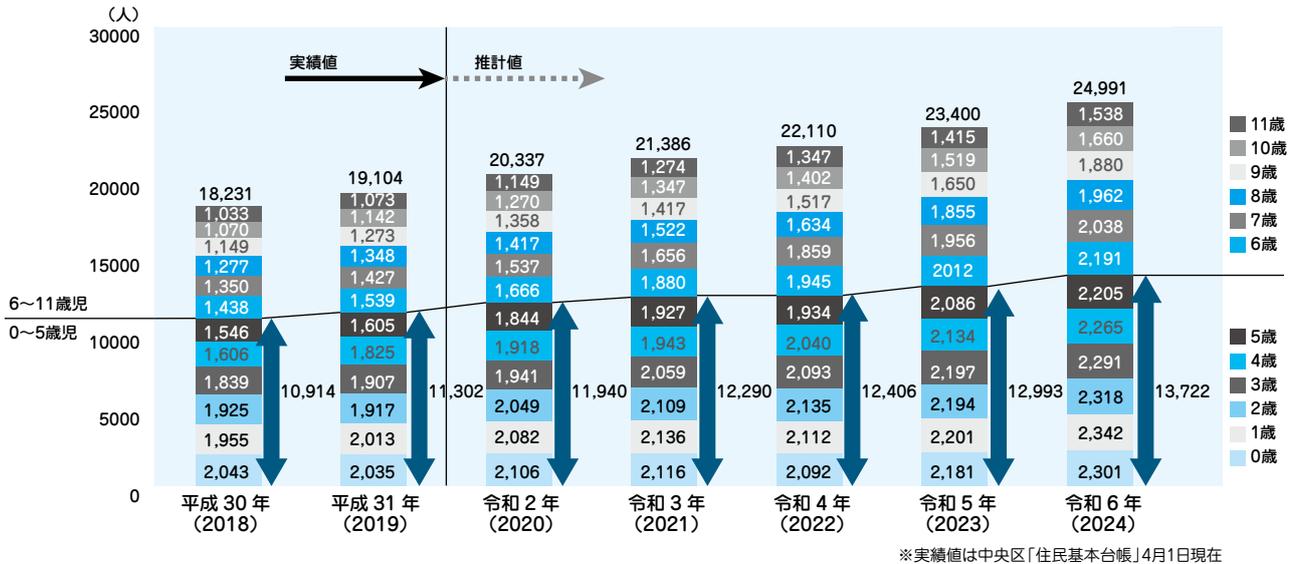
事業の性質上、量の見込みは設定しません。



### 3 本計画で取り扱う人口推計

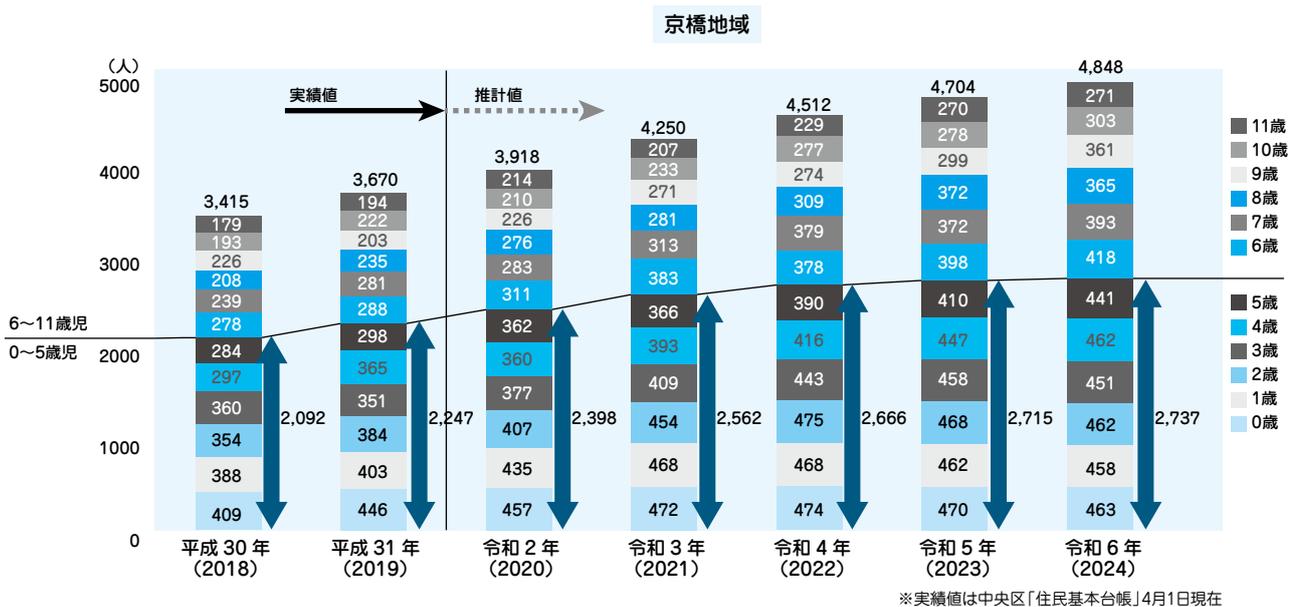
本計画では、平成31（2019）年4月1日の住民基本台帳人口を基準とし、直近の開発動向などの要素を取り入れて算出した人口推計を用いています。

近年のマンション開発等による人口増加の傾向や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の晴海地区における住宅開発による人口増加の見込みなどを反映させたところ、増加傾向は今後も続き、令和6（2024）年は乳幼児・小学校児童の人口は24,991人と推計されています。

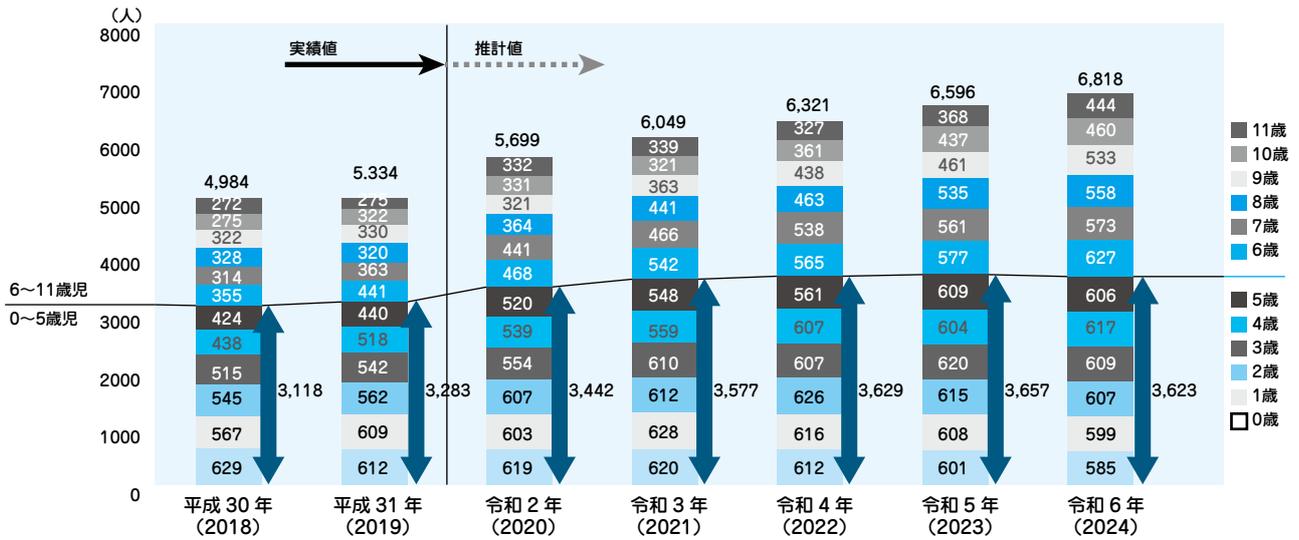


地域別の平成31年実績値をみると、月島地域が約5割を占めており、次いで日本橋地域で約3割となっています。

京橋、日本橋、月島の3地域の推計値をみると、全ての地域において令和2年以降も増加傾向が続き、特に月島地域の伸びが、3地域の中でも大きく、平成31年に比べ令和6年には0～5歳の人口が約1.3倍になると推測されます。

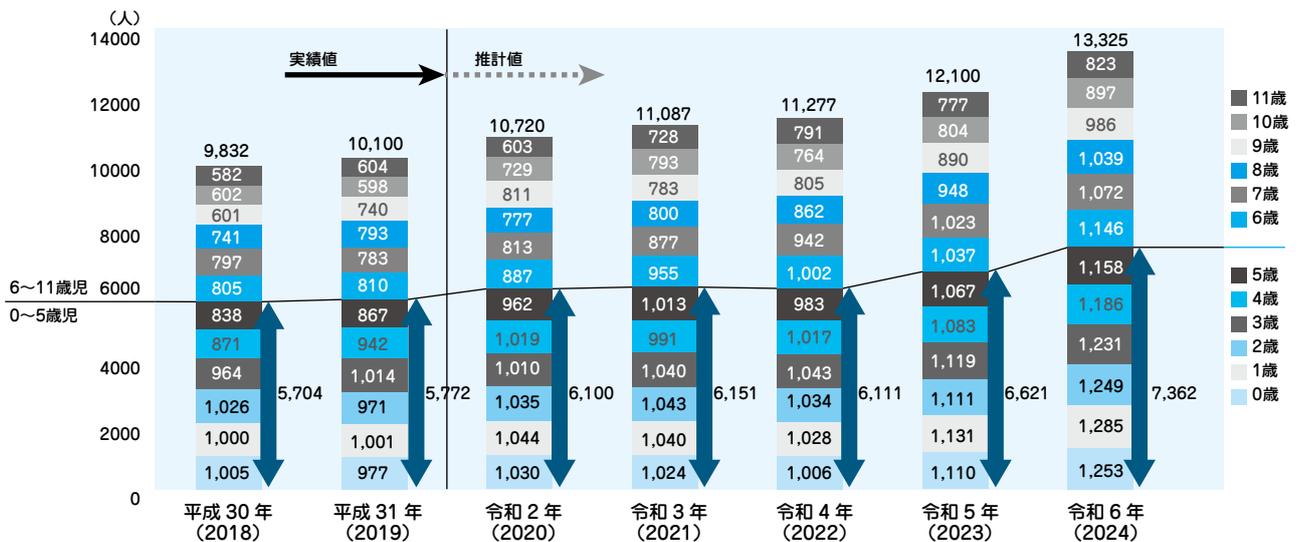


### 日本橋地域



\*実績値は中央区「住民基本台帳」4月1日現在

### 月島地域



\*実績値は中央区「住民基本台帳」4月1日現在



第4章において掲載した子ども・子育て支援の各事業のうち、子ども・子育て支援法に基づく基本方針において「市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項」として位置づけられている各施策等について、取組の内容を再掲し、詳述します。

### <再掲する施策>

1. 幼児期の教育・保育の一体的提供（就学前教育の充実と小学校への接続）
2. 育児休業後の保育施設等の円滑な確保
3. 児童虐待防止対策
4. ひとり親家庭の自立支援の推進
5. 障害児施策の取組
6. 特別支援教育の充実
7. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

※各施策について、「これまでの経緯」「区の対応・現状」「今後の取組」の文章展開で解説します。

## 1 幼児期の教育・保育の一体的提供（就学前教育の充実と小学校への接続）

### (1) これまでの経緯

本区では共働き家庭の増加から、幼児期に保育所に通う子どもの割合が半数以上となり、幼稚園に通う子どもの割合より多くなってきました。また、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園が整備され、幼児期に過ごす場所が多様化してきました。

このような背景に加え、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、幼稚園も保育所も幼保連携型認定こども園も、日本の大切な幼児教育施設と位置づけられています。どの施設に通っていてもすべての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられ、小学校への接続を見据えて体制を整えることが必要であると明示されました。また、乳幼児期に経験してほしい事柄を整理した「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が示され、保育・教育を行う際の指導の方向性が明確になりました。

### 参考 保育所・幼稚園・認定こども園の制度比較

区分	保育所	幼稚園	認定こども園
管轄省庁	厚生労働省	文部科学省	内閣府
法令根拠	児童福祉法	学校教育法	子ども・子育て支援法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
目的・内容	保護者の就労等により、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図る	義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長する	小学校就学前の子どもに対する教育および保育ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進する
機能	保護者の就労等により、保育を必要とする乳児又は幼児、その他の児童を保育する児童福祉施設	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に教育を行う学校	保護者の就労の有無に関わらず就学前の子どもに幼児教育・保育を提供するとともに、地域における子育て支援を行う施設
内容の基準	保育所保育指針	幼稚園教育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
対象児	0歳から就学前の保育を必要とする児童	満3歳から就学前の幼児	保育所部分…0歳から就学前の保育を必要とする児童 幼稚園部分…満3歳から就学前の幼児
職員とその資格	保育士 保育士資格	幼稚園教諭 幼稚園教諭普通免許	満3歳以上…保育士資格と幼稚園教諭免許の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満…保育士資格 ※幼保連携型は、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方の資格・免許を有していることを原則



## 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

健康な心と体	(幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園における)生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活を作り出すようになる。
自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつかったり、守ったりするようになる。
社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、(幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園)内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。
数量・図形、文字等への関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
言葉による伝え合い	先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

## (2) 区への対応・現状

中央区には、区立幼稚園が16園（うち3園が休園）、区立認可保育所が14園、私立認可保育所が41園、認証保育所が12園あります（令和元年10月現在）。

平成23年3月に区内で初めての認定こども園が開設され、さらに公設民営の認定こども園が平成24年12月に1園、平成25年10月に1園開設されています。どの施設においても、教育・保育の一体的提供を展開しています。

### ■保幼小における合同連絡会・研修会等

幼稚園教諭と保育士が、子どもたちがどの施設においても同じような内容の幼児教育・保育を受けることができるように、互いの指導方法や教材研究などを情報交換するため、年に数回、合同連絡会、研修会を設定しています。

さらに、保育所、幼稚園のみならず、小学校とも合同連絡会や研修会を通じて、教員、保育士同士が交流・連携し、その成果をそれぞれの現場で実践に生かすことにより、就学前の子ども、入門期の児童に対する教育・保育の質の確保・充実や教員・保育士の質の向上、小学校への円滑な接続を図るようにしています。

合同連絡会には、全体会と地区別研修会があり、全体会では、保幼小の連携の在り方や意義について学んだり、地区別研修会の計画や反省を行ったりしています。また、地区別研修会では、公開保育や公開授業、協議会を通して、保育所・認定こども園・認証保育所・幼稚園・小学校の教員・保育士が直接話し合うことで、幼児期の教育・保育から小学校での教育につなげていくべき内容などを明らかにすることができ、意義のあるものとなっています。

### 連絡会・地区別研修会の概要

会の種類	開催回数	対象	内容
連絡会	年2回	小学校・幼稚園・認可保育所・認証保育所・認定こども園の長もしくはそれに準ずる者	地区別協議会（今年度の計画や反省）・情報交換等
地区別研修会	年1～2回	小学校・幼稚園・認可保育所・認証保育所・認定こども園の教員・保育士	幼稚園・小学校の公開保育・公開授業、協議会、保育所の概要説明

### ■「保幼小接続カリキュラム」の作成と実施

幼児期の子どもたちへの質の高い幼児教育・保育を考えると、児童期への接続における育ちや学びの連続性や一貫性が重要だとされています。幼児期の教育・保育が小学校以降の教育の土台となることを考え、幼児期と児童期の教育双方が接続を意識する必要があります。

そこで、平成28年度に、福祉保健部および教育委員会として、「保幼小の接続カリキュラム ～幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指して～」を作成し、5歳児の11月頃から小学校第1学年7月頃を保育所、幼稚園から小学校への接続期とし、計画的な保幼小接続の実践の充実を図るようにしました。また、平成30年度には「実践資料版」を作成し、日常の指導場面での具体的なポイントを事例で示すことで、幼児教育・保育の現場で実践できるようになっています。

カリキュラムは、小学校の入門期の課題解決に向け、保育士や幼稚園教諭、小学校教諭が同じ視点を持って実践できるよう指導方法をまとめた資料として、各保育所・認定こども園・幼稚園に配布され、活用されています。



### ■ 幼児教育リーフレットの活用による教育

保育所・認定こども園・幼稚園での教育内容の理解と、家庭での子育ての一助となるように、平成29年度に、保護者向け子育て支援リーフレット「幼児のよりよい育ちをめざして 保育所・幼稚園から小学校へつなげる家庭との連携」を発行し、毎年各保育所・認定こども園・幼稚園を通じて各保護者に配布しています。

このリーフレットは、就学を目の前にした5歳児保護者向けに作成し、時期に応じた子育てのヒントや、子どもの育ちに期待や見通しを持つことにつなげています。

#### リーフレットの概要

リーフレット名	配布時期	内 容	配布先
幼児のよりよい育ちをめざして 保育園・幼稚園から小学校へ つなげる家庭との連携	5歳児進級時	・小学校へのつながり、学習の接続 ・家庭での過ごし方 ・小学校生活について	各保育所・認定こども園・ 幼稚園に通う保護者

### (3) 今後の取組

教員・保育士の指導力の向上、保・幼・小の連携強化、合同研修会の充実等を図り、その成果をそれぞれの現場での実践に生かすことにより、就学前の子どもに対する幼児期の教育の質の確保・充実や小学校への円滑な接続を図っていきます。現在行っているさまざまな事業を今後も引き続き行っていくとともに、下表のような方向性で内容の充実を図ります。

事業名	取組の方向性	
保幼小における連絡会・ 地区別研修会等の充実	連絡会	保・幼・小連携の、より有効的な交流活動の年間計画や情報交換などができるよう、内容を見直すことを検討します。
	地区別研修会	研修内容を見直し、時期をとらえたテーマでより実践的かつ深い協議を活発に行えるよう、グループの細分化などを図ります。
	その他の取組	幼保の教育内容の一体化に関し、幼稚園教諭と保育士による研究会・研修会の実施を継続し、充実していきます。

## 2 育児休業後の保育施設等の円滑な確保

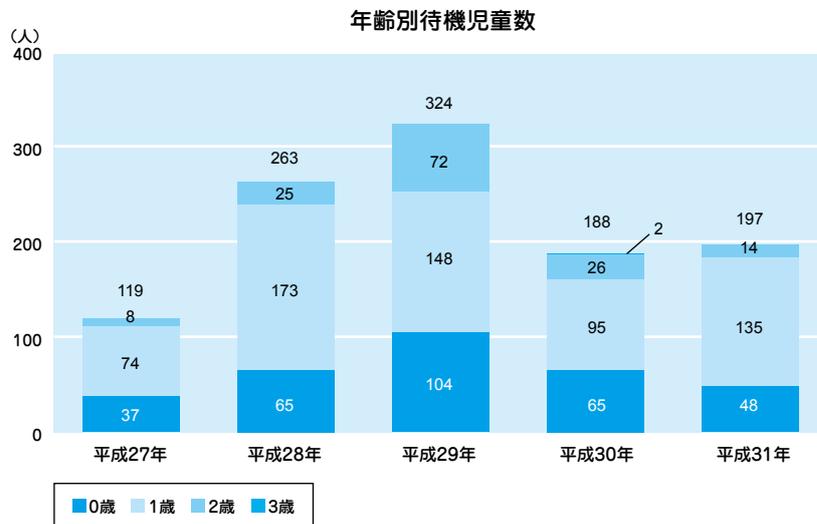
### (1) これまでの経緯

0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して、育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があります。予定通り育児休業を満了できずに早期の入所申込みをせざるを得ない状況は、改善すべき課題として取り組んでいく必要があります。

平成28年3月に保育所に入れなかった保護者がブログに書き込んだことをきっかけに待機児童が大きな社会問題となりました。また、平成28年4月1日の待機児童数が大幅に増加したことが影響し、翌年の平成29年4月入所については、0歳児の申込みが大幅に増えています。これは育児休業を早めに切り上げてでも入所しやすい0歳児のうちに申し込んだほうが良いという判断をした方が多かったと見込まれます。結果として、平成29年4月1日の待機児童数は0歳児が104人に増えるとともに、全体でも324人と最も増加することとなりました。平成30年4月入所については、私立認可保育所の開設により大幅に定員が拡大したことを受け、待機児童数は減少しました。しかし、平成31年4月入所については、1歳児の申込者数が大幅に増加したため、待機児童数も増加しています。

保育施設の整備のほか、居宅訪問型保育事業（待機児童向け）の導入を実施していますが、待機児童の解消には至らず、とりわけ1歳児が保育所に入りにくい状況は改善されていません。

多くの保護者が育児休業満了の1歳児での入所を希望していることから、今後も、育児休業中の保護者が途中で切り上げたりすることなく、予定通り安心して育児休業満了時（原則1歳到達時）まで取得できるよう、できる限り入所しやすくなるような施策を実施していきます。



### (2) 区の対応・現状

新規開設の私立認可保育所について、1歳児からの定員設定や1歳児の定員が0歳児の定員の2倍以上とする定員設定をしているほか、定員に空きが出る4、5歳児クラスの保育室等空いているスペースを活用して、1年間に限り1歳児を保育する期間限定型保育事業を実施しています。また、平成31年4月から居宅訪問型保育事業（待機児童向け）を実施し、保育定員の拡大を図っています。



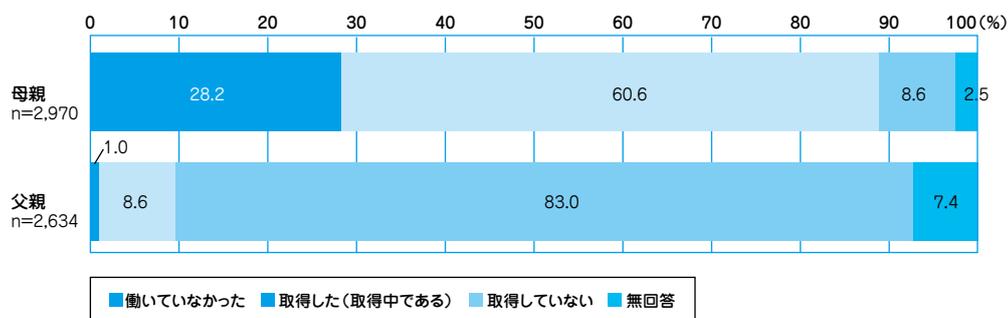
### (3) 今後の取組

- 新規開設の私立認可保育所について、1歳児からの定員設定や1歳児の定員が0歳児の定員の2倍以上とする定員設定を継続します。
- 新規開設の認可保育所において、空きが出る4、5歳児クラスの保育室等空いているスペースを活用して1年間に限り1歳児を保育する期間限定型保育事業を実施します。
- 待機児童を対象とした居宅訪問型保育事業を実施します。

#### ■両親の育児休業の取得状況

Q.お子さんが生まれた時の両親の育児休業の取得状況をお答えください。

○「取得した(取得中である)」は、「母親」は60.6%、「父親」は8.6%となっています。



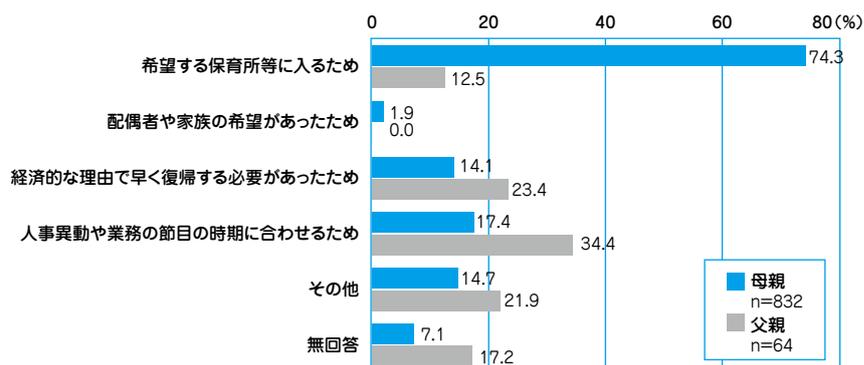
資料：平成30年度中央区子育て支援に関するニーズ調査結果(就学前児童対象調査より)

## ■ 職場復帰の実際の時期と希望する時期が異なる理由

Q. 母親・父親のいずれか、もしくは両方で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。希望の時期に職場復帰できなかった理由をお答えください。

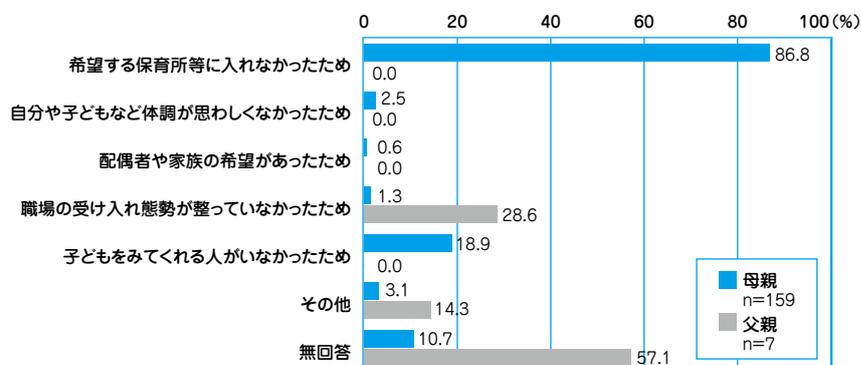
### 【希望より「早く」復帰した理由】

- “母親” は「希望する保育所等に入るため」が74.3%で最も高く、次いで「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が17.4%となっています。
- “父親” は「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が34.4%で最も高く、次いで「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」が23.4%となっています。



### 【希望より「遅く」復帰した理由】

- “母親” は「希望する保育所等に入れなかったため」が86.8%で最も高く、次いで「子どもをみてくれる人がいなかったため」が18.9%となっています。
- “父親” は「職場の受け入れ態勢が整っていなかったため」が28.6%と高くなっています。



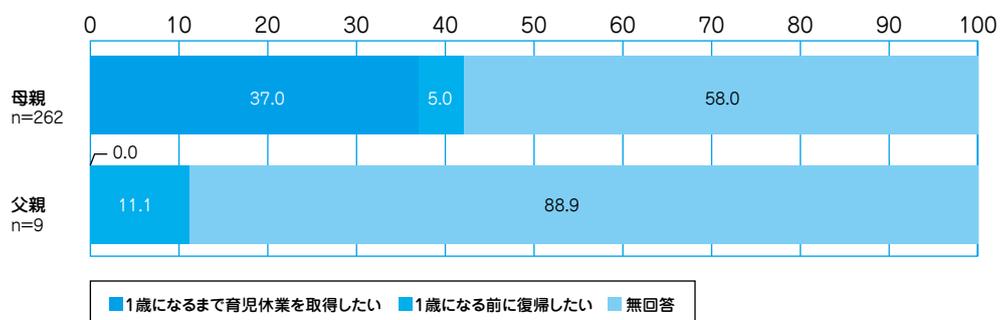
資料：平成30年中央区子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童対象調査より）



■子どもを必ず預けられる施設がある場合の1歳までの育児休業の取得について

Q.お子さんが1歳になった時に必ずお子さんを預けられる施設等があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。(現在も育児休業中で、お子さんが1歳未満の方限定)

○「1歳になるまで育児休業を取得したい」は“母親”は37.0%となっています。



資料：平成30年度中央区子育て支援に関するニーズ調査結果(就学前児童対象調査より)



保育所での地域交流：晴海総合高校との筍掘り



保育所での地域交流：隅田川テラス花壇の苗植え

## 3 児童虐待防止対策

### (1) これまでの経緯

核家族化や近隣関係の希薄化が進み、育児に不安を持つ家庭が増えています。そのため、身近な子育てに関する相談が増大するとともに、児童虐待など養護相談も増えてきています。

従来、児童福祉法においては、あらゆる子ども家庭相談について児童相談所が対応することとされてきましたが、すべての子どもの権利を擁護するために、子どもと家庭への支援を行うに当たっては、子どもとその家庭に最も身近な基礎自治体である市町村（特別区を含む。）がその責務を負うことが望ましいと考えられるようになりました。

東京都では、平成6年に東京都児童福祉審議会が「子育て支援ネットワークの核として、住民に身近な各区市町村に※子供家庭支援センターの設置が必要」と提言し、翌年平成7年には相談機能やサービスの提供を行う※子供家庭支援センターを都内全域に設置することとしました。国においても平成16年の児童福祉法改正により、子ども家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に規定されました。合わせて、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関が考え方を共有し、適切な連携のもとに対応していくことが必要であるとの観点から、情報の交換と支援の協議を行う場として「要保護児童対策地域協議会」の設置が努力義務となり、また、平成20年の同法の改正において、地域協議会の協議の対象を「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」に加えて、「要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要とされる児童）」、「特定妊婦（出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）」に拡大し、児童虐待予防に向けた支援を関係機関が連携して実施できるよう強化されました。

しかしながら、児童虐待や家庭での不適切な養育などにより、子どもが犠牲となる痛ましい事件に関する報道が後を絶ちません。虐待を未然に防ぎ、早期に発見・対応することは、地域社会全体で取り組むべき重要な課題となっており、国や東京都においては法律や条例に体罰禁止を明記することとなりました。

このような経緯を踏まえて、本区においても、区が児童相談の第一義的窓口となり、児童虐待防止ならびに予防に向けて地域社会全体で取り組むことができる体制を構築しています。

※東京都は公文規程により、常用漢字に従って「子ども」を「子供」と漢字で表記。

### (2) 区への対応・現状

#### 1) 児童相談および児童虐待への対応

区では、虐待相談を含む18歳未満の子どもと子育て家庭に関する児童相談の中核機関として、平成19年9月に「中央区立子ども家庭支援センター（きらら中央）」を開設しました。

子ども家庭支援センターでは、子どもと子育て家庭のあらゆる相談に応じるとともに、区における児童虐待の通告窓口として、児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」を設置しています。学校や保育所、児童館、児童相談センター、保健医療機関等関係機関とも連携を図り、児童虐待の早期発見と適切な支援に努めています。

また、虐待の未然防止に向けた取組として、特に母子保健サービス（母親学級や新生児訪問事業、乳幼児健診等）を実施する保健所・保健センター等と連携し、特定妊婦や子育てに強い不安を抱える家庭、虐待のおそれやリスクを抱えて特に支援が必要な家庭に対して訪問により指導や助言を行う「養育支援訪問事業」を平成22年度より実施しています。



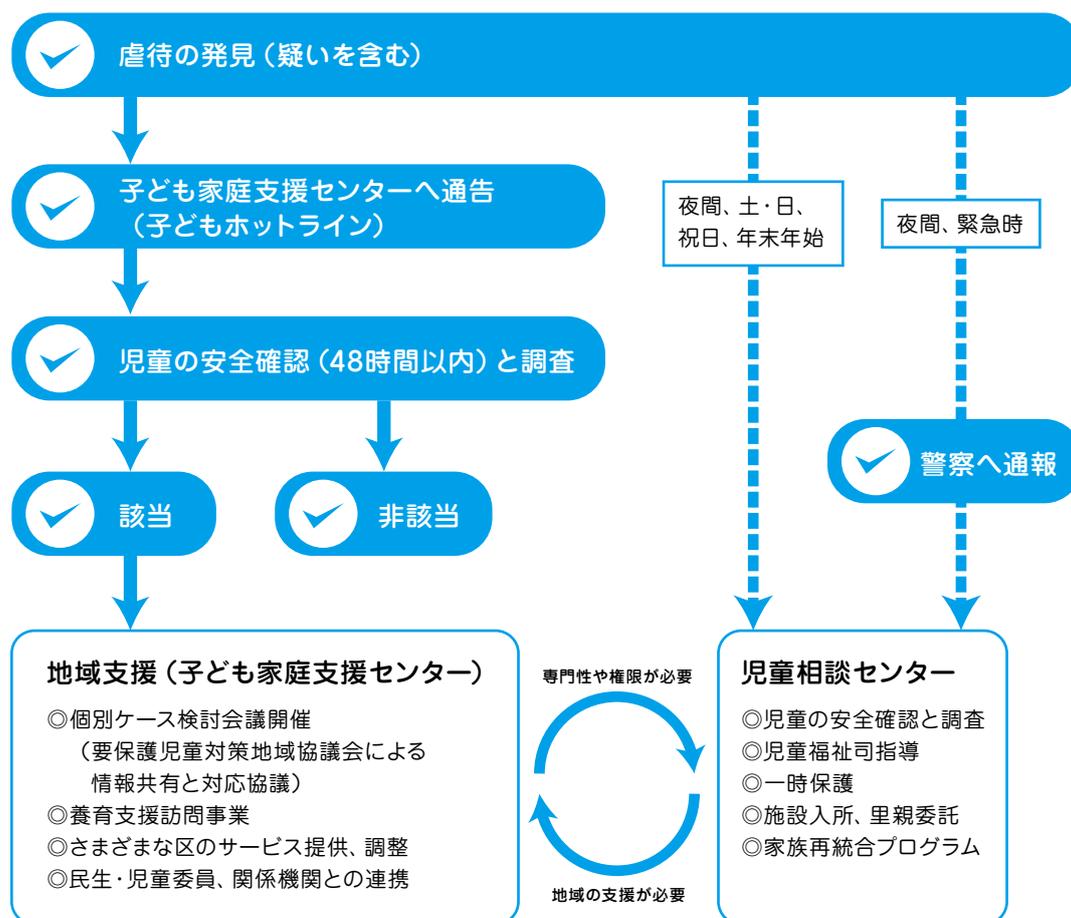
更に、平成31年4月からは子ども子育て応援ネットワーク（子育て世代包括支援センター事業）を構築し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施しています。

こうして、支援が必要な家庭を早期に発見し、本事業を有効に活用することで、適切な養育環境の確保および虐待の未然防止を図っています。

### <虐待対応の流れ>

子ども家庭支援センターでは、通告（相談）受理後、速やかに受理会議において対応を組織的に検討し、子どもを取り巻く状況について慎重に調査を行うとともに、子どもを直接目視して安全を確認します。調査の結果、継続した支援が必要な家庭については、子ども家庭支援センターが情報を管理し、関係機関と連携して虐待の改善や深刻化防止に向けて支援をしていきます。なお、相談（通告）内容が重篤な場合や緊急保護が必要な場合は、都の児童相談センターや警察と連携して対応します。

また、一時保護や施設入所から家庭復帰する児童についても児童相談センターとの連携を図り、区内関係機関とも協力しながら虐待の再発防止に努めています。



## 2) 要保護児童対策地域協議会の運営

要保護児童等に対し、より迅速できめ細やかな支援を行うため、平成19年12月に子ども家庭支援センターを調整機関とする「中央区要保護児童対策地域協議会」(以下、「協議会」という。)を設置しました。協議会は、区内関係機関や東京都児童相談センター、民生・児童委員協議会等を構成員とし、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議、関係者向け講演会を開催するほか、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るために啓発活動(キャンペーン)を行っています。また、児童虐待の早期発見および適切な対応に向けた区独自のマニュアルを作成し、関係機関が連携を図る上で活用しています。

### 各関係機関の役割

主な機関名	主な機能
子ども家庭支援センター	児童虐待に対する情報の集約など要保護児童対策地域協議会における調整機関、地域における養護・保健・育成などの子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談・支援の窓口、子育て支援サービス提供
保健所・保健センター	母子保健・精神保健の観点における妊産婦、子ども、育児に関するサポート、虐待予備群や育児不安群などハイリスク家庭への面接・訪問・電話等による個別・継続的フォロー。子ども子育て応援ネットワークとして母子保健コーディネーターや保健師が相談を受けています。
子ども発達支援センター ゆりのき	育ちに支援を必要とする子どもや家族の相談を受け、子どもの発達状況に応じて支援を行う地域の療育の拠点です。療育を通して子どもの発達支援を行い、育児ストレスを抱えやすい保護者に対し、子どもへの対応方法を助言する等心理的支援を行います。
児童館	18歳未満の子どもに健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的とし設置。子ども子育て応援ネットワークとして子育て支援員(サポートさん)が子育てに関する相談を受けています。
幼稚園・保育所	就学前の子どもや保護者と関わる中で養育状況の把握と必要に応じた相談や支援、要保護児童の早期発見
小学校・中学校	児童・生徒の言動・心身の様子等に関する日々の状態の把握と必要に応じた相談や支援、要保護児童の早期発見
医療機関	診療場面等を通じた子どもの養育状況の把握、要保護児童の早期発見
児童相談センター(児童相談所)	18歳未満の子ども福祉に関する相談・必要な援助、調査、援助に係る専門機関



児童虐待防止キャンペーン



### (3) 今後の取組

本区においては、30代、40代を中心とする子育て家庭が増加しており、また、約9割の世帯がマンション等集合住宅に居住するといった特性があります。

こうした状況を踏まえ、児童虐待を未然に防止するために子育て家庭が地域で孤立しないような取組が必要です。

今後も、子ども家庭支援センターが調整機関となり、学校・保育所・児童館、児童相談センター（児童相談所）、警察、保健・医療機関、民生・児童委員など関係機関と連携を図りながら、子どもと子育て家庭を支援する総合的なネットワーク強化に向けた取組を行うとともに、引き続き、児童虐待防止キャンペーンの実施など普及啓発活動を積極的に実施する中で相談窓口の周知を図り、児童虐待防止に向けた地域社会の意識の向上に努めます。また、地域協議会においても関係機関の間での情報共有など連携強化を図っていきます。

#### 関連事業

事業名	内容
子どもと子育て家庭の総合相談	養護相談、虐待相談、育成相談、非行相談など18歳未満の子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じながら子育て支援サービスの調整を行い、必要に応じて関係機関への連絡、紹介を行います。 相談時間 祝日、年末年始を除く午前9時から午後5時
児童館での子育て相談の実施	子育てに関する悩みなどをより身近なところで相談できるよう、児童館で子育て相談を実施します。
「子どもほっとライン」の運営	児童虐待についての情報を集約するため、子ども家庭支援センター内に児童虐待情報専用電話を設置しています。
「要保護児童対策地域協議会」の運営	要保護児童等の早期発見と迅速かつ的確な対応および継続的な支援を行うため、学校・保育所、児童相談センター、警察、保健・医療機関や民生・児童委員等で構成し設置しています。 子ども家庭支援センターが調整機関となり、定期的に会議を開催します。 (代表者会議 年1回、実務者会議 年4回、個別ケース会議(随時))
児童虐待対応ハンドブックの配布	児童虐待の早期発見や適切な対応に活用できるよう、さまざまな場面での留意事項、事例からの学びなどをまとめたハンドブックを作成し関係機関等に配布しています。
児童虐待防止啓発用リーフレット等の配布	国が推進している体罰によらない育児の啓発資材「子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作戦」のリーフレットを、保育園児から中学校児童までの全保護者に配布しています。更に、区としても児童虐待防止キャンペーンなどの機会を捉えて、虐待防止に関する普及や啓発を図るためのリーフレットを作成し、区民の方々へ配布しています。
子ども向けカード「相談してね」の配布(小・中学生用)	家庭のことで悩んでいる児童が関係機関に相談できるよう、小学3年生から中学3年生までの児童にわかりやすい相談カードを作成し配布しています。
養育支援訪問事業の実施	児童の養育について特に支援が必要と認められる家庭に対して、訪問による支援(養育相談、育児・家事援助)を実施します。

## 4 ひとり親家庭の自立支援の推進

### (1) これまでの経緯

国の経済・雇用状況は緩やかに回復しているものの、ひとり親家庭を取り巻く環境は依然厳しく、その就労状況から安定した生活を送るための支援をする必要があります。あわせて、子育てと生計の維持という二重の負担から、生活面や子どもの養育等においても様々な悩みを抱えています。

そのため国においては、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、ひとり親家庭への支援体制の充実を図っています。

区においても、近年の人口増加に伴って、一人で生計を担うことによる将来への不安や子どもの教育に対する悩みなど、日常生活においてさまざまな不安や悩みを抱え、支援を必要とするひとり親家庭も増加傾向にあります。

平成30年度に実施した「中央区ひとり親家庭実態調査」では、就労状況について、42.7%が常勤（正社員）ではあるものの、「パート・アルバイト」が25.7%、「派遣・契約社員」が14.2%で、非正規雇用の割合も約4割を占めており、約8.6%が未就労の中、「働く意欲のある人」は約9割となっています。

また、年収については、200～300万円未満が25.9%と最も多く、次いで100～200万円未満が22.4%となっており、300万円未満の人が半数以上を占めていることから、多くのひとり親世帯が経済的に厳しい状況に置かれていることが伺えます。

次に子育てについては、子どもの教育や進学・就職に関する悩みを抱える家庭が多くいます。将来の不安としては、「子どもの教育費や将来のこと」が76.5%と最も多く、次いで「生活費が足りなくなること」が67.0%と費用に関することが多く、ここからもひとりで生計を維持することへの不安が大きく、経済的自立に向けた支援が必要なことが伺えます。子育てに関する悩みや不安の相談先については、「友人や知人」が63.5%と最も多く、次いで「祖父母・兄弟等の親族」が50.8%である一方、「子育て支援課のひとり親家庭相談」が2.4%、「教育センターの教育相談」が1.6%など公的機関への相談割合が低く、さらには「相談相手がいない」、「相談する機関が分からない」という人も約8%います。

さらに仕事と子育てを両立していく上で大変だと感じていることは、「子どもとのコミュニケーションの時間が十分に取れない」が57.0%、「子どもが急な病気になった時に代わりに面倒を見てくれる人がいない」が49.8%、「子育てのため就労時間が長くとれない」が33.1%となっており、両立していく上でのさまざまな課題があることも伺えます。

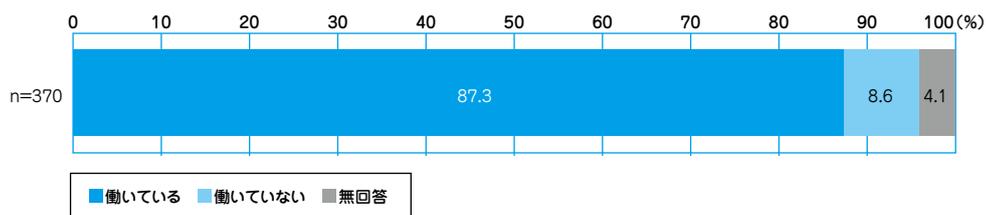
このような状況があることから、ひとり親家庭の人が仕事と子育てを両立し、経済的自立と生活の安定を図っていく上では、区の果たすべき役割が大きく、適切な支援を継続・強化していく必要があります。



## ■ひとり親家庭の保護者の就労状況

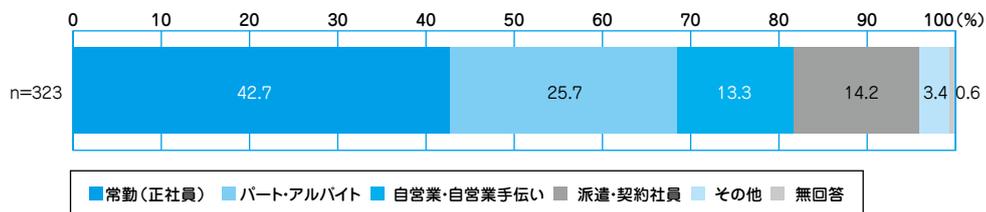
### Q.あなたは、現在働いていますか。

○現在の就労状況については、「働いている」が87.3%、「働いていない」が8.6%となっています。



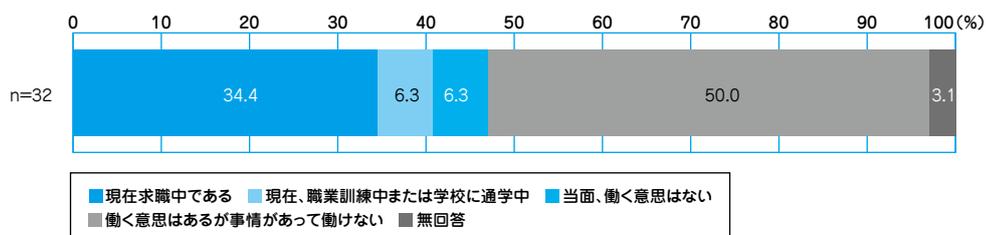
### Q.あなたのお仕事は次のどれにあたりますか。【「働いている」方のみ】

○現在の雇用形態については、「常勤（正社員）」が42.7%で最も多く、次いで「パート・アルバイト」が25.7%、「派遣・契約社員」が14.2%となっています。



### Q.就業意向についてお答えください。【「働いていない」方のみ】

○現在、働いていない方の今後の就業意向については、「働く意思はあるが事情があって働けない」が50.0%と半数を占め、次いで「現在、求職中である」が34.4%、「現在、職業訓練中または学校に通学中」、「当面、働く意思はない」がいずれも6.3%となっています。



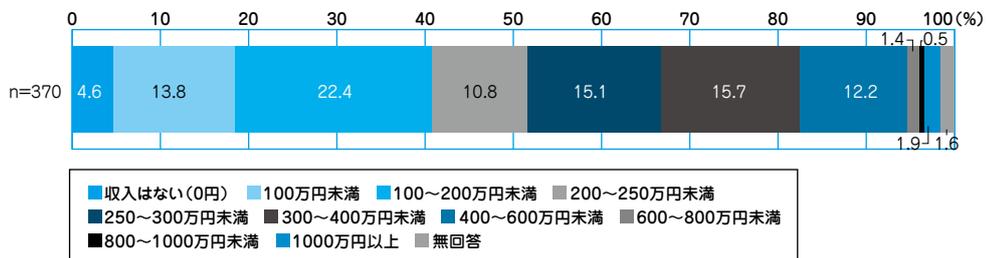
資料：平成30年度「中央区ひとり親家庭実態調査」より

## ■ひとり親家庭の世帯の年間収入（税込み）

Q.あなたの家庭（世帯）全員の方の、昨年（平成29年1月～12月）の年間収入（税込み）はいくらですか。

※収入には、勤労収入（パート、アルバイトを含む）、事業収入（自営業等）、農業収入、不動産収入、利子・配当金、個人年金、仕送りや元配偶者等からの養育費を含みます。

○世帯の年間収入（税込み）については、「100～200万円未満」が22.4%で最も多く、これを含めて世帯の年間収入（税込み）が250万円未満の方が51.6%と過半数を占めています。

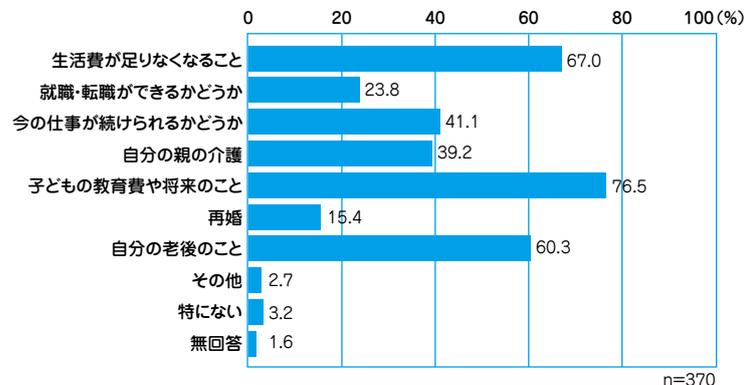


資料：平成30年度「中央区ひとり親家庭実態調査」より

## ■ひとり親家庭の悩みや将来の不安

Q.今の生活の悩みや将来の不安はどんなことですか。

○将来の不安としては、「子どもの教育費や将来のこと」が76.5%で最も多く、次いで「生活費が足りなくなること」が67.0%、「自分の老後のこと」が60.3%となっています。



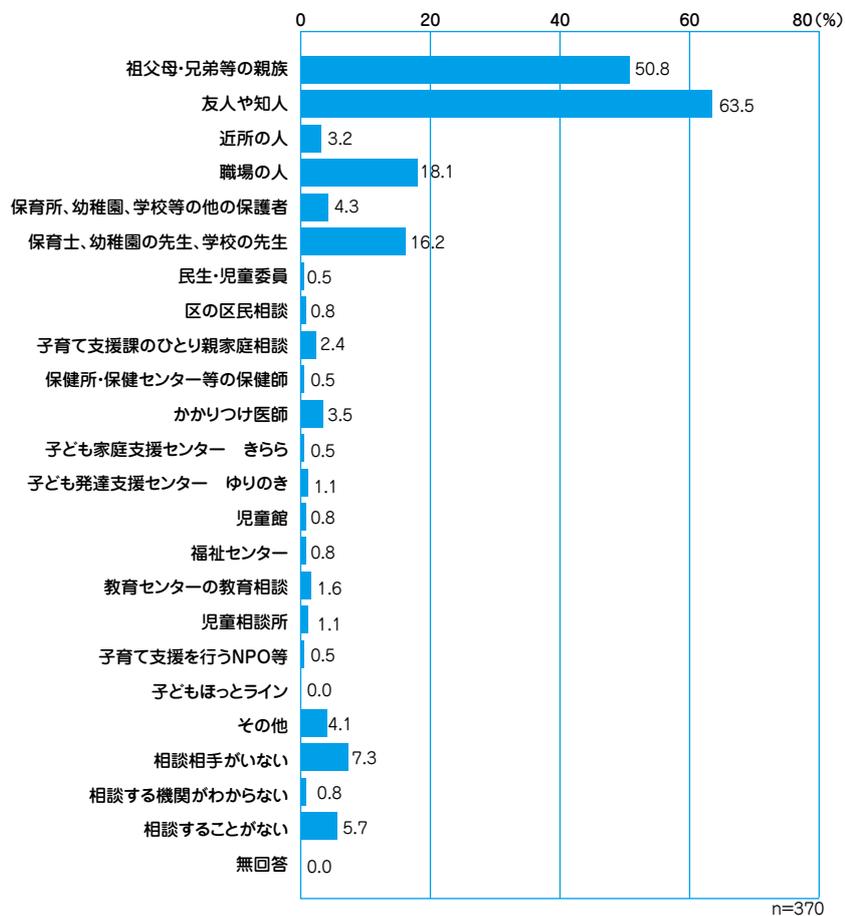
資料：平成30年度「中央区ひとり親家庭実態調査」より



## ■子育てに関する悩みや不安の相談相手・機関

Q.子育てに関する悩みや不安をどなたに、または、どこの機関に相談していますか。

○子育てに関する悩みや不安の相談相手・機関としては、「友人や知人」が63.5%で最も多く、次いで「祖父母・兄弟等の親族」が50.8%、「職場の人」が18.1%となっています。

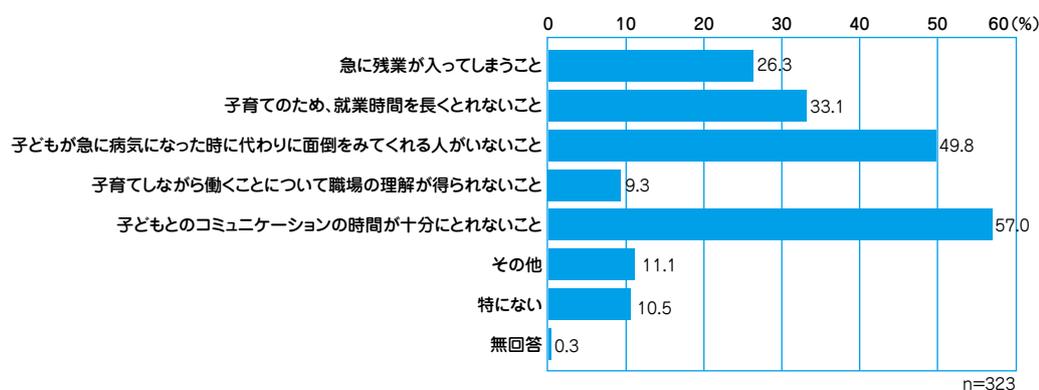


資料：平成30年度「中央区ひとり親家庭実態調査」より

## ■仕事と子育ての両立で大変なこと

Q.仕事と子育てを両立する上で、大変だと感じていることは何ですか。

○仕事と子育ての両立で大変なこととしては、「子どもとのコミュニケーションの時間が十分にとれないこと」が57.0%で最も多く、次いで「子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみてくれる人がいないこと」が49.8%、「子育てのため、就業時間を長くとれないこと」が33.1%となっています。



資料：平成30年度「中央区ひとり親家庭実態調査」より

## (2) 区への対応・現状

区では、ひとり親家庭の安定雇用と経済的自立のため、技能習得に向けた支援として「自立支援教育訓練給付金」および「高等職業訓練促進給付金」を実施しています。国の方針に従ってこれまで父子家庭も対象とするなど施策の充実を図るとともに、非課税世帯に対する「高等職業訓練促進給付金」において本区は国の基準を上回る事業を実施しています。

また、義務教育終了前の児童を有するひとり親家庭が、就職活動などの際に利用できる「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」では、看護や冠婚葬祭などのため一時的に日常生活における家事・育児に支障が生じる場合にもヘルパーを派遣するなど、さまざまなニーズに対応し、ひとり親家庭の自立を促進する支援を実施しています。

また、母子・父子自立支援員を置き、ひとり親家庭の自立に必要な相談や指導・助言を行っているほか、親子観劇会の開催やレクリエーション施設の優待など、親子で楽しめるための支援を実施しています。

さらには平成28年度より児童扶養手当を受給しているひとり親家庭等の中学生を対象に学習支援事業を開始し、毎年定員の拡大など充実を図りながら実施しています。



### (3) 今後の取組

ひとり親家庭が精神的・経済的に自立した生活を営めるよう、自立を目指すすべてのひとり親に対してハローワークなど関係機関との連携を図り、就労につながる各種行政サービス等を総合的に案内できる体制を整備するほか、就労と経済的自立のため「自立支援教育訓練給付金」および「高等職業訓練促進給付金」による主体的な能力開発や資格取得への支援や日常生活に支障が生じる場合にヘルパー派遣を行う「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」の事業を引き続き行っていきます。

また、学習支援事業も引き続き継続し、学習習慣の定着とひとり親家庭の子どもの精神的なケアを図っていきます。

#### 関連事業

事業名	内容
東京都母子及び父子福祉資金の貸付	母子家庭および父子家庭が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金を貸し付けます。
女性福祉資金の貸付	配偶者のいない女性が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金を貸し付けます。
自立支援教育訓練給付金	区が指定する教育訓練講座を受講し修了した母子家庭の母および父子家庭の父に対して、経費の一部を助成し、主体的な能力開発を支援します。
高等職業訓練促進給付金	看護師や介護福祉士などの国家資格取得のため1年以上養成機関で修業する母子家庭の母および父子家庭の父に対して、高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担軽減を図り、資格取得を支援します。
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育修了前の子どものいるひとり親家庭に対して、就職活動や急病等のため一時的に家事等の日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣します。
ひとり親家庭休養ホーム	ひとり親家庭の休養とレクリエーションにふさわしい施設を指定し、ひとり親家庭の親子が、指定施設を無料または低額な料金で利用できるよう助成を行います。
ひとり親家庭レクリエーション	ひとり親家庭の親子を対象として、日ごろ仕事や育児に追われている労苦をねぎらい、親子間のコミュニケーションを図るため、「親子観劇会」を実施しています。
ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭等の中学生に対して、学習支援ボランティアによる無料学習会を実施し、学習習慣の定着やひとり親家庭特有の悩みに対する精神的なケアを図ります。
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の自立に向けて、母子・父子自立支援員による助言・指導を行っています。
※ひとり親家庭日帰りバス研修	ひとり親家庭を対象に、相互の交流やレクリエーションを目的とした日帰りバス研修を実施します。

※中央区社会福祉協議会和中央区ひとり親家庭福祉協議会の共催により行います。

## 5 障害児施策の取組

### (1) これまでの経緯

平成28年4月に施行した障害者差別解消法は、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消の推進等が定められています。

また、障害者総合支援法および児童福祉法の改正（平成30年4月施行）により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを趣旨として、「障害者総合支援法」および「児童福祉法」の一部が改正されました。

今回の改正では、障害児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応として、障害児福祉計画を策定するとともに、障害児サービスの提供体制の計画的な構築を図ることや、医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めることなどが求められています。

他にも、障害者雇用推進法の改正、発達障害者支援法の改正、成年後見制度利用推進法の施行など障害福祉を取巻く状況は大きく変化しています。

### (2) 区の対応・現状

平成30年4月に発達障害など「育ちに支援を必要とする子ども」に様々な支援を行う地域の療育の拠点として、「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設しました。子どもの発達に関するさまざまな相談を受け、必要な検査・評価を行い、その成長に合わせ、心理面接や個別療育(理学療法、作業療法、言語療法)、集団療育や児童精神科等の専門相談による継続的な支援を行っています。

本区では子育て世代の人口増に伴い子どもの人口も増加しており、子どもの育ちに関する相談が増加傾向にある中、相談支援機能を強化するとともに、保健・福祉・教育等の関係機関が連携して、「育ちに支援を必要とする子ども」が地域で安心して学び成長していけるようライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制「育ちのサポートシステム」を整備し運用しています。

また、医学の進歩を背景として、医療的ケア児（たんの吸引や経管栄養などの生きていく上で必要な医療的援助が日常的に必要な子ども）は、平成17年から平成27年の10年間で約2倍となっています。平成28年5月の児童福祉法の改正により、「地方公共団体は、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められました。

こうした法改正に基づき、本区では、平成30年3月に策定された第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画の中で、関係機関の協議の場を設置することを計画化し、自立支援協議会のひとつの部会として、「医療的ケア児等支援連携部会」を設置しました。

さらに重症心身障害児（医療的ケア児を含む）に対して、授業の終了後または学校の休業日に生活能力の向上に必要な訓練を提供するとともに社会との交流を支援するため、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）を対象とした民間の放課後等デイサービス事業所の開設を支援しました。また、日常的に医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害者（児）の居宅に訪問看護師を派遣して一定時間医療的ケア等を代替することにより、当該障害者（児）の健康の保持を図るとともに、当該障害者（児）の家族の介護負担の軽減を図っています。



### (3) 今後の取組

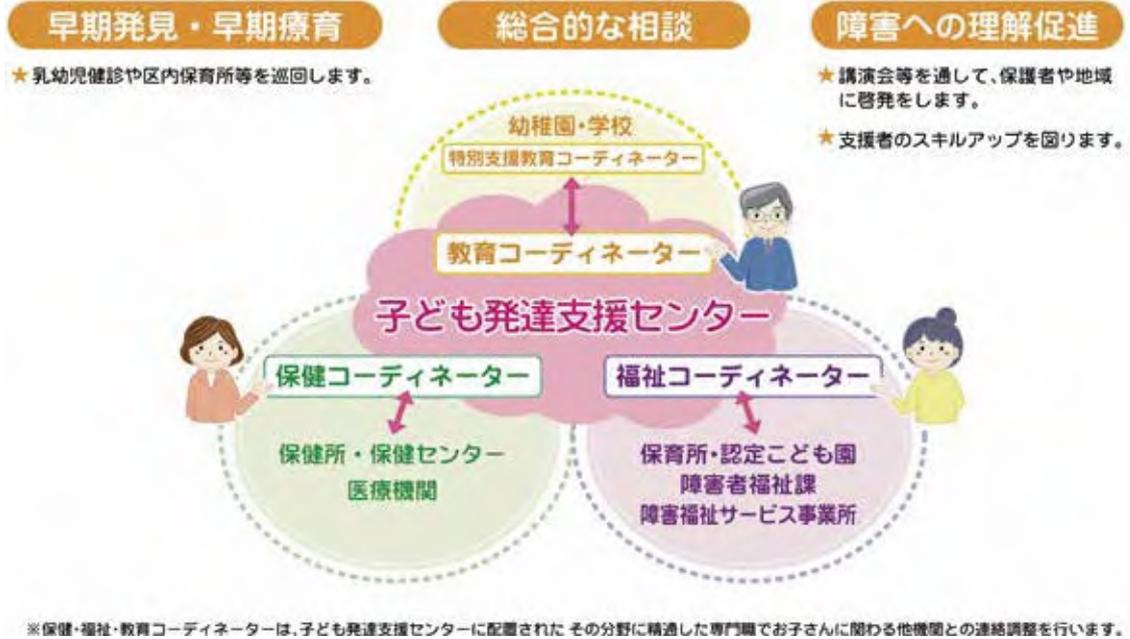
地域の療育の拠点である「子ども発達支援センター ゆりのき」が中心となり、「育ちに支援を必要とする子ども」の支援情報を蓄積した「育ちのサポートカルテ」を作成するなど、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行う「育ちのサポートシステム」を推進していきます。

また、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、関係機関が連携した地域整備体制を構築するため、自立支援協議会「医療的ケア児等支援連携部会」で協議を進めるほか、医療的ケア児コーディネーターを配置し支援事業の充実を図ります。

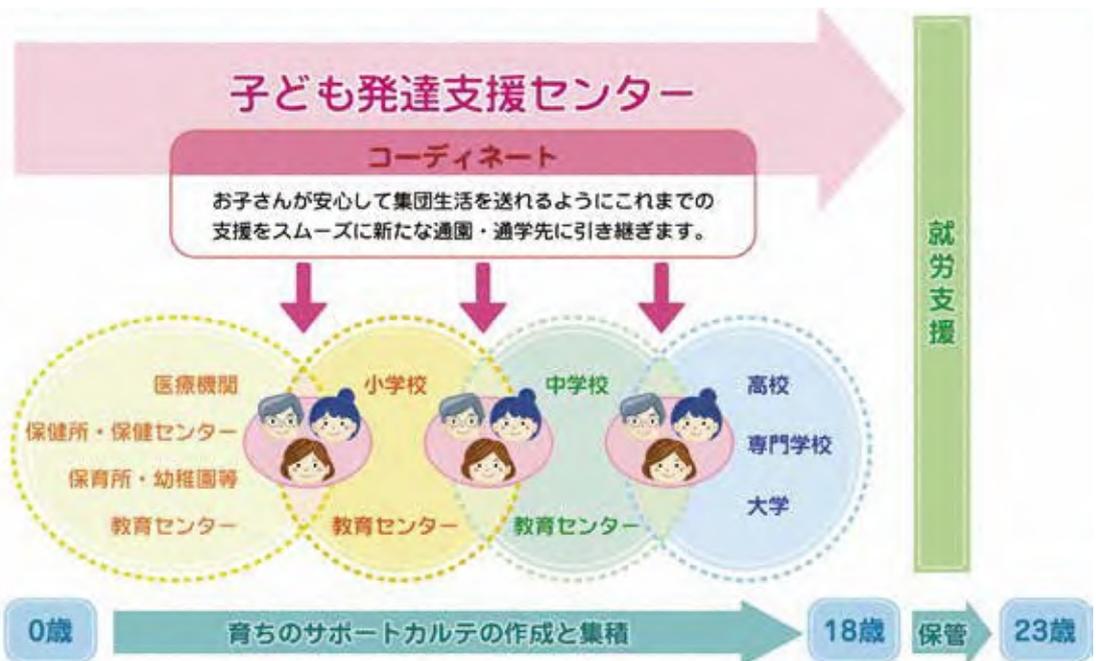
#### 参考：第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画より抜粋 「中央区育ちのサポートシステムの推進」より

子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立	子どもの発達の総合相談と療育の拠点	子ども発達支援センターが、発達障害のあるなしにかかわらず、子どもの発達や育ちの相談ができ、必要な支援につなげられる拠点としての機能を担っていきます。
	コーディネーター機能の充実	子ども発達支援センターに「育ちに支援を必要とする子ども」の支援経験や知識のある保健・福祉・教育の人材をコーディネーターとして配置し、相談支援や調整、連携体制づくりを推進します。
	関係機関が連携した支援体制（横の連携）	子ども発達支援センターが障害児支援の中心となり、乳幼児期から就労期まで保健・障害福祉・教育・就労の関係機関と連携した支援を実施します。
「育ちのサポートカルテ」の運用	「育ちのサポートカルテ」の作成	「育ちに支援を必要とする子ども」の発達の特性に応じた支援を提供するため、各関係機関が支援情報を記入した「育ちのサポートカルテ」を作成し、子ども発達支援センターが管理します。
	ライフステージに応じた切れ目のない支援（縦の連携）	就学等のライフステージの切り替え時に、「育ちに支援を必要とする子ども」の支援の一貫性が途切れないよう、子ども発達支援センターのコーディネーターが関係機関を調整し、「育ちのサポートカルテ」の円滑な引継ぎを行っていきます。
早期発見・早期支援の充実	乳幼児健診からの早期発見・早期支援	保健所・保健センターが実施する乳幼児健診や健診後の経過観察の場に、子ども発達支援センターからコーディネーターや臨床心理士を派遣することで、子どもの支援の必要性を直接把握し、早期支援につなげます。（ゆりのき連携発達相談）
	保育所の巡回支援	子ども発達支援センターが区内全保育所・こども園を巡回し、「育ちに支援を必要とする子ども」の対応について相談や助言を行い、必要に応じて子ども発達支援センターの通所支援につなげます。
発達障害に対する理解の促進	家族や地域への普及・啓発	発達障害に関する正しい知識を普及するため、講演会やリーフレットの配布、ホームページへの掲載等を行います。
	職員のスキルアップ	子ども発達支援センターに、発達障害に精通した学識経験者のアドバイザーを配置し、「育ちに支援を必要とする子ども」の支援方法や支援体制に対する助言を得ることにより、職員のスキルアップを図ります。また、支援に携わる職員（教員、保育士等を含む。）が共通認識を持ち連携が円滑にできるよう、共通研修を実施して支援の質の向上を図ります。

## 横の連携



## 縦の連携



## 6 特別支援教育の充実

### (1) これまでの経緯

平成19年4月から、学校教育法の改正により「特別支援教育」が位置付けられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

また、「教育基本法」では、国および地方公共団体は、障害のある者がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう教育上必要な支援を講じるよう規定しており、本区においても幼稚園から中学校まで、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な支援を行っていくことが求められています。

### (2) 区の対応・現状

本区においては、平成18年に設置した中央区特別支援教育検討委員会における報告書「中央区における特別支援教育のあり方について」に基づき、通常の学級に在籍するLD（学習障害）、AD/HD（注意欠如・多動性障害）、高機能自閉症などの特別な支援を必要とする児童・生徒を対象とした通級指導学級の設置、特別支援教育アドバイザーによる巡回指導、教育相談員等の派遣、学習指導補助員の配置などの支援体制を推進してきました。

平成27年度には、明正小学校に通級指導学級（言語障害・難聴）を開設し、児童個々の能力や特性に合わせたきめ細やかな支援を行っています。

また、「東京都特別支援教育推進計画」（第3次実施計画）に則り、特別支援教室を平成28年度から平成30年度にかけて全小中学校に設置し、発達障害等のある児童・生徒が、通常の学級に在籍しながら、拠点校から巡回する教員により、個別の状況に合わせた適切な指導を受けられるように支援体制を強化しました。

さらに、心身に障害のある児童・生徒には固定制の特別支援学級（知的障害）を設け、一人ひとりのニーズに応じた支援体制を整備するとともに、特別支援教育補佐員を配置するなどきめ細かな支援を行っています。

障害のある児童生徒が自分の可能性を最大限に伸ばし、必要な配慮や支援、指導を受けられる学校について情報提供を行う、就学相談の件数が年々増加しています。今後は、特別支援教育専門員を増員する等、就学相談体制の充実も図っています。

#### 本区の通級指導学級開設状況 （令和元年度）

名称	設置校
通級指導学級 （言語障害・難聴）	明正小学校

#### 本区の特別支援教室開設状況 （令和元年度）

巡回拠点校	担当巡回校
明石小学校	中央小学校
京橋築地小学校	泰明小学校、月島第二小学校
有馬小学校	常盤小学校、久松小学校
阪本小学校	明正小学校、城東小学校、日本橋小学校
月島第一小学校	月島第三小学校
豊海小学校	佃島小学校
晴海中学校	銀座中学校、佃中学校、日本橋中学校

### 特別支援教育アドバイザー派遣状況 (令和元年度)

中学校	1回/年
小学校	1回/年
宇佐美学園	3回/年
幼稚園	3回/年
特別支援学級 (固定制・通級制)	3回/年

### 就学相談実施状況

入学年度	入学年度
27年度	66
28年度	81
29年度	95
30年度	96
31年度	118

### (3) 今後の取組

近年の傾向では、知的発達に課題のない発達障害の児童・生徒数の急増が顕著であります。

本区において、特別支援教育をさらに推進するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、保護者と教育関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深め、保護者の障害受容と円滑な支援につなげていくことが重要となります。また、幼児・児童・生徒それぞれの障害特性に応じた適切な学習の場が提供できるよう、特別支援学級の新設を含め、基礎的環境整備を進めるとともに、子ども発達支援センターが推進する「育ちのサポートシステム」が行う、幼稚園・学校、福祉、医療、保健、就労等の関係機関と連携した適切な支援を行っていく必要があります。

### 関連事業

事業名	内容
特別支援教育専門員の配置	特別支援教育専門員を配置し、小学校または中学校の新入学にあたって、子どもたち一人ひとりに応じた適切な教育が受けられるよう、就学相談体制を充実します。
特別支援教育アドバイザーの派遣	特別な教育的支援が必要と思われる子どもたちに関する専門的な指導・助言等を教員に行う臨床心理士等の資格をもった特別支援教育アドバイザーを、全小中学校・幼稚園・特別支援学級に派遣します。
職員研修の充実	教員や特別支援教育コーディネーターに対する研修を実施し、継続した教員等の専門性向上を図ります。
子ども発達支援センターとの連携	個々の能力を伸ばせるよう「育ちのサポートカルテ」を活用して、当該児童生徒の育ちの特性の理解や、福祉・医療・保健等の関係機関との緊密な連携のもと、就学前の幼児期から切れ目のない支援を推進します。



## 7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

### (1) これまでの経緯

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児・近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことのできないものです。仕事と生活の充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。

しかし、現実の社会には、安定した就労ができず経済的自立ができない、仕事に追われて心身の健康を害しかねない、仕事と子育てや介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られ、働く人々が将来への不安や豊かさを実感できない大きな要因となるだけでなく社会活力の低下、少子化・人口減少などの現象にまで繋がっているといえます。

こうした状況の中、国では、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。憲章は国民的な取組の大きな方向性を示すもので、行動指針には企業や働く者の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針が示されています。

区においても、「中央区男女共同参画行動計画2018」において「仕事と生活の調和の推進に向けた支援」を取組むべき課題として掲げ、全ての区民が、自らの意思で自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択でき、充実した生活を送ることができる社会を目指し、関連する事業の推進に取り組んでいます。

### (2) 区への対応・現状

本区では、人口の増加が続いており、特に30歳代、40歳代の働き盛りの世帯を中心に、子どものいる世帯も増えています。一方、高齢化率は低いものの高齢者数が年々増加している中で、社会経済を活性化するためには、今後とも女性を始めとする多様な人材を活用することが不可欠ですが、国の調査によると、依然として働いている女性の5割が妊娠・出産時に離職しています。さらに、長時間労働の常態化などにより、家族と一緒に過ごしたり地域社会へ参加することが依然として難しくなっています。

平成30年実施の「中央区政世論調査」によれば、ワーク・ライフ・バランスについての考え方として「仕事とそれ以外の生活を同じように両立させることが望ましい」という人は5割を超えています。が、現実には「両立させている」という人は2割程度となっています。

区では、仕事と生活の調和の実現に向けた勤労者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進および具体的な実現方法の周知のため広報・啓発を行うとともに、企業に対するコンサルタント派遣、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の認定などの事業を推進しています。

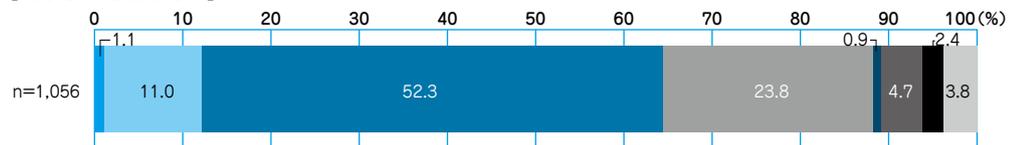
また、核家族化や共働き世帯が増加する中、家庭における子育ての負担や不安・孤独感を和らげ、男女ともに保護者がしっかりと子どもに向き合い、喜びを感じながら子育てに臨めるように、男性が家事・子育ての担い手として力を発揮するための意識啓発を図るとともに、その知識や技術を習得することを支援しています。

## ■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

Q. あなた自身の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、望ましいと思うものはどれですか。また、望ましい位置づけに対して、あなたの現在の状況は次のどれにあてはまりますか。（それぞれ○は1つ）

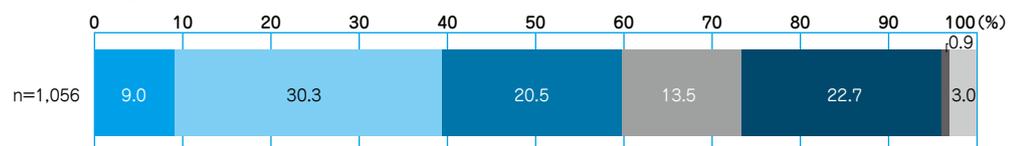
○「仕事と生活とを同じように両立させることが望ましい」が52.3%となっていますが、現在の状況としては「仕事と生活を同じように両立させている」は20.5%にとどまり、「どちらかといえば、仕事の方を優先している」が30.3%という結果になっています。

### 【望ましいと思うもの】



- 仕事に専念する方がよい
- 仕事以外の生活も大事ではあるが、仕事の方を優先する方がよい
- 仕事と生活を同じように両立させることが望ましい
- 仕事も大事だが、生活の方を優先させるほうがよい
- 仕事以外の生活に専念する方がよい
- わからない
- その他
- 無回答

### 【現在の状況】



- 仕事に専念している
- どちらかといえば、仕事の方を優先している
- 仕事と生活を同じように両立させている
- どちらかといえば仕事よりも、生活の方を優先させている
- 現在仕事をしていない
- その他
- 無回答

資料：平成30年7月実施「第48回中央区政世論調査」



### (3) 今後の取組

引き続き、セミナー等の開催、企業に対する情報提供、コンサルタント派遣や推進企業の認定などにより、事業主やそこで働く人たちや地域住民等に対してワーク・ライフ・バランスについて普及啓発を図っていきます。

また、男性向けの家事・育児についての講座や子育て世帯の方の社会参加の場の提供等を拡充し、男女共同参画の視点から子育て世帯を支援していきます。

#### 関連事業

施策名	内容
ワーク・ライフ・バランスセミナー等の実施	商工会議所等と連携し、区民や企業に対してワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催し、啓発を行います。
ワーク・ライフ・バランス啓発	区民や企業に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発を行います。
企業に対するコンサルタント派遣	ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業、または、さらに取組を向上させたい企業に対し、コンサルタントを派遣し支援します。
ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	ワーク・ライフ・バランスを推進している企業を認定し、その取組を広く紹介することにより、企業に対する普及啓発を図ります。
男女共同参画講座（男性対象）の充実	男性が家事・子育てに参画するための意識啓発やきっかけづくりのため、男性を対象とした男女共同参画講座を実施し、知識や技術の習得を支援します。
パパママ教室の開催 <再掲56頁「母子健康教育」参照>	初めて出産を予定している夫婦を対象に、赤ちゃんのお風呂の入れ方、痛みを和らげるリラクゼーション法などの講義・実習を開催します。
家庭教育学習会「おやじの出番！」講座の開催 <再掲85頁「父親の子育て参加促進事業」参照>	区と学校関係者やPTA、青少年委員、民生・児童委員等地域の家庭教育関係者で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会」で、父親の家庭教育への参画を促すことを目的とした講座「おやじの出番！」を開催します。また、父親が子育てを楽しむ目的で結成された地域のサークルと協議会の共催で、「おやじの出番！」の新しいプログラムを企画・実施し、父親の家庭教育への参加を促進します。

### 1 計画の推進体制

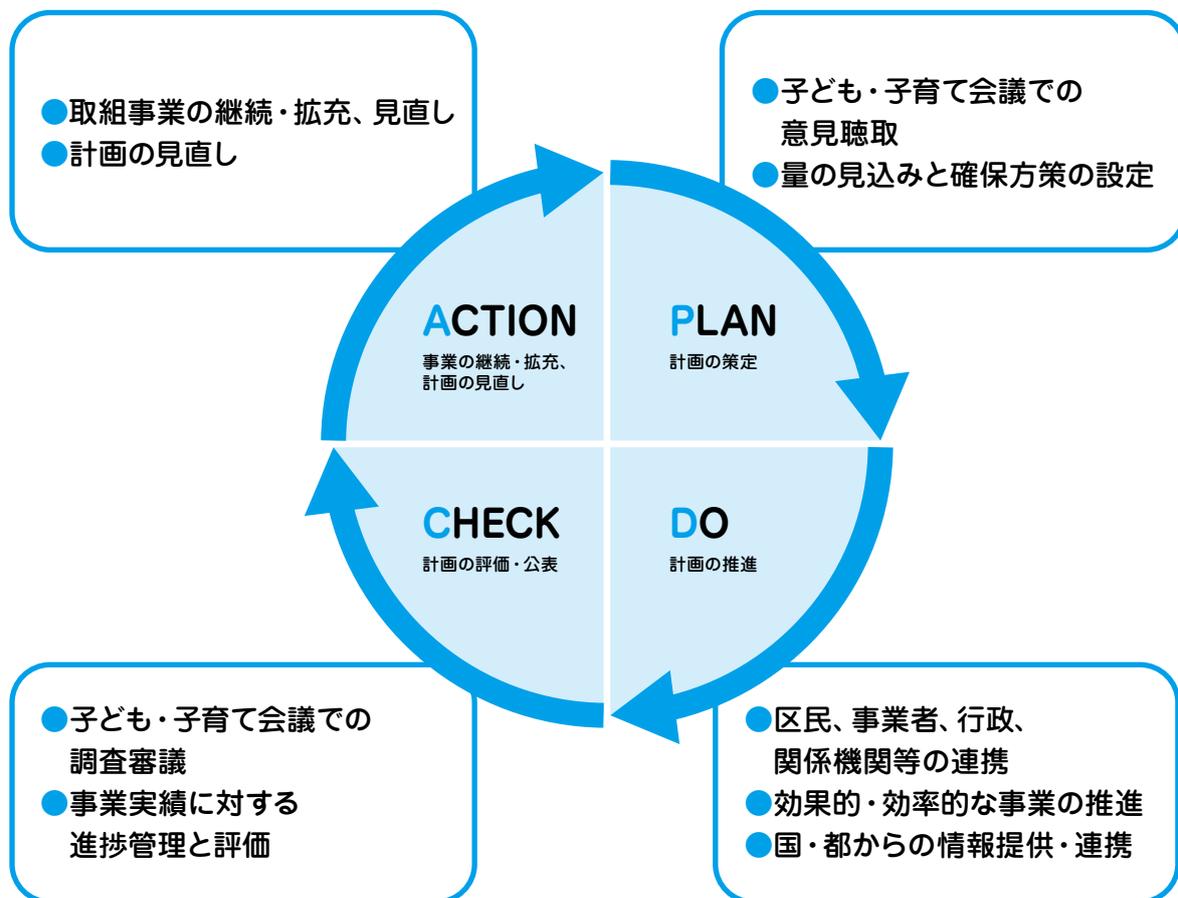
本計画に掲載したすべての施策を円滑に実施していくために、庁内関係部署、関係機関、関連団体などと相互に連携・協力しながら取組を推進します。また、今後の社会情勢の変化に伴う新たな課題や国、都などの動きにも柔軟に対応できるよう体制づくりに努めます。

### 2 計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し）

各年度において、本計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価するため、中央区子ども・子育て会議を定期的を開催し、その結果を公表します。

また、計画開始後、人口推計を上回る乳幼児人口の増加や、教育・保育ニーズの推移などにより、計画上の量の見込みと実際の需要に乖離が生じる事態も考えられます。

計画の実効性を高めるため、住民ニーズなどの社会的要請を的確に捉えていくとともに、PDCAサイクルのもと、計画の進捗状況を年度ごとに整理し、そうした状況を踏まえつつ、必要に応じて計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。



# 資料編

## 目次

1	中央区子育て支援に関するニーズ調査（抜粋）	資料編 1
2	中央区子ども・子育て会議条例	資料編 16
3	用語解説	資料編 17
4	施設位置図	資料編 23
5	中央区子ども・子育て会議審議経過	資料編 27



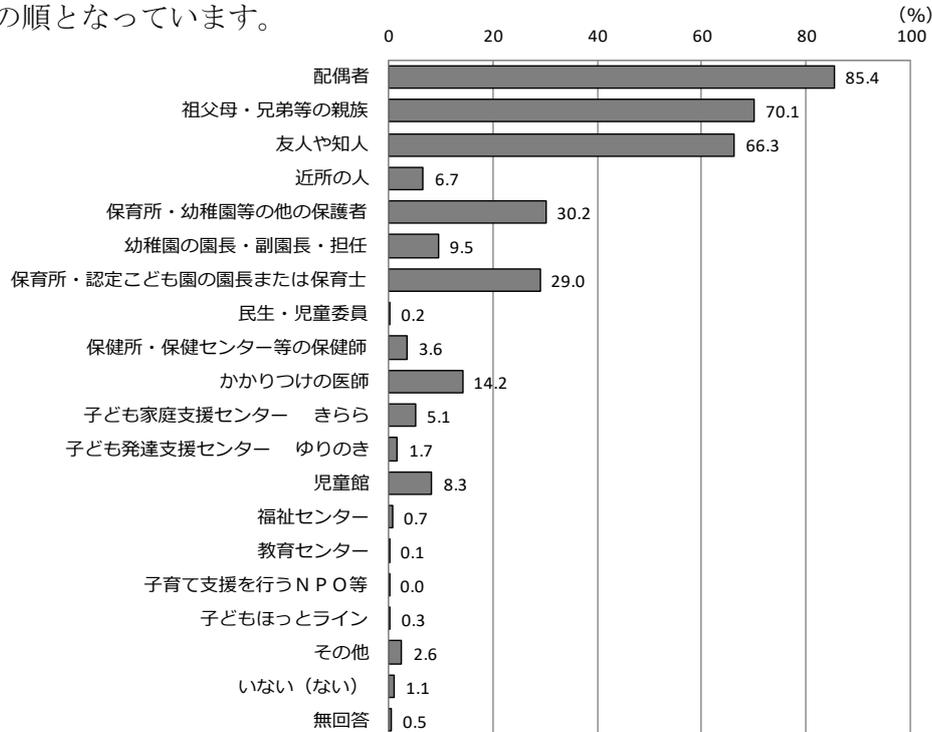
# 1 中央区子育て支援に関するニーズ調査（抜粋）

## 子どもの育ちをめぐる環境について

### （1）子育てに関して気軽に相談できる人や場所（複数回答）

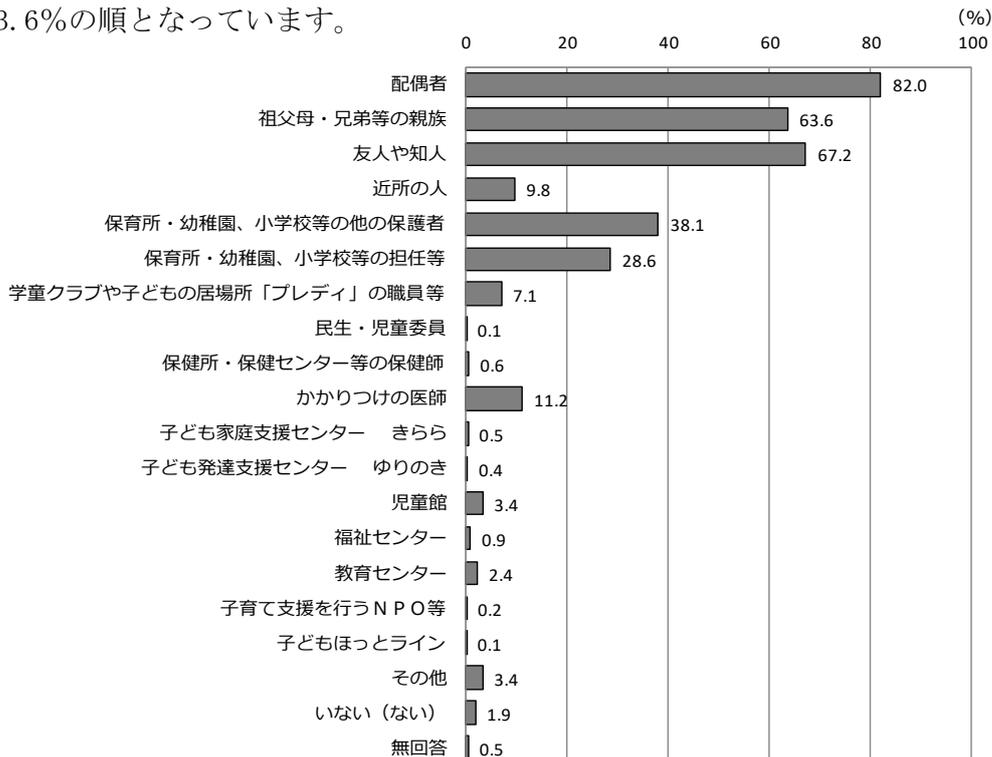
#### ◆就学前児童調査◆

・「配偶者」が 85.4%で最も高く、次いで「祖父母・兄弟等の親族」が 70.1%、「友人や知人」が 66.3%の順となっています。



#### ◆小学校児童調査◆

・「配偶者」が 82.0%で最も高く、次いで「友人や知人」が 67.2%、「祖父母・兄弟等の親族」が 63.6%の順となっています。

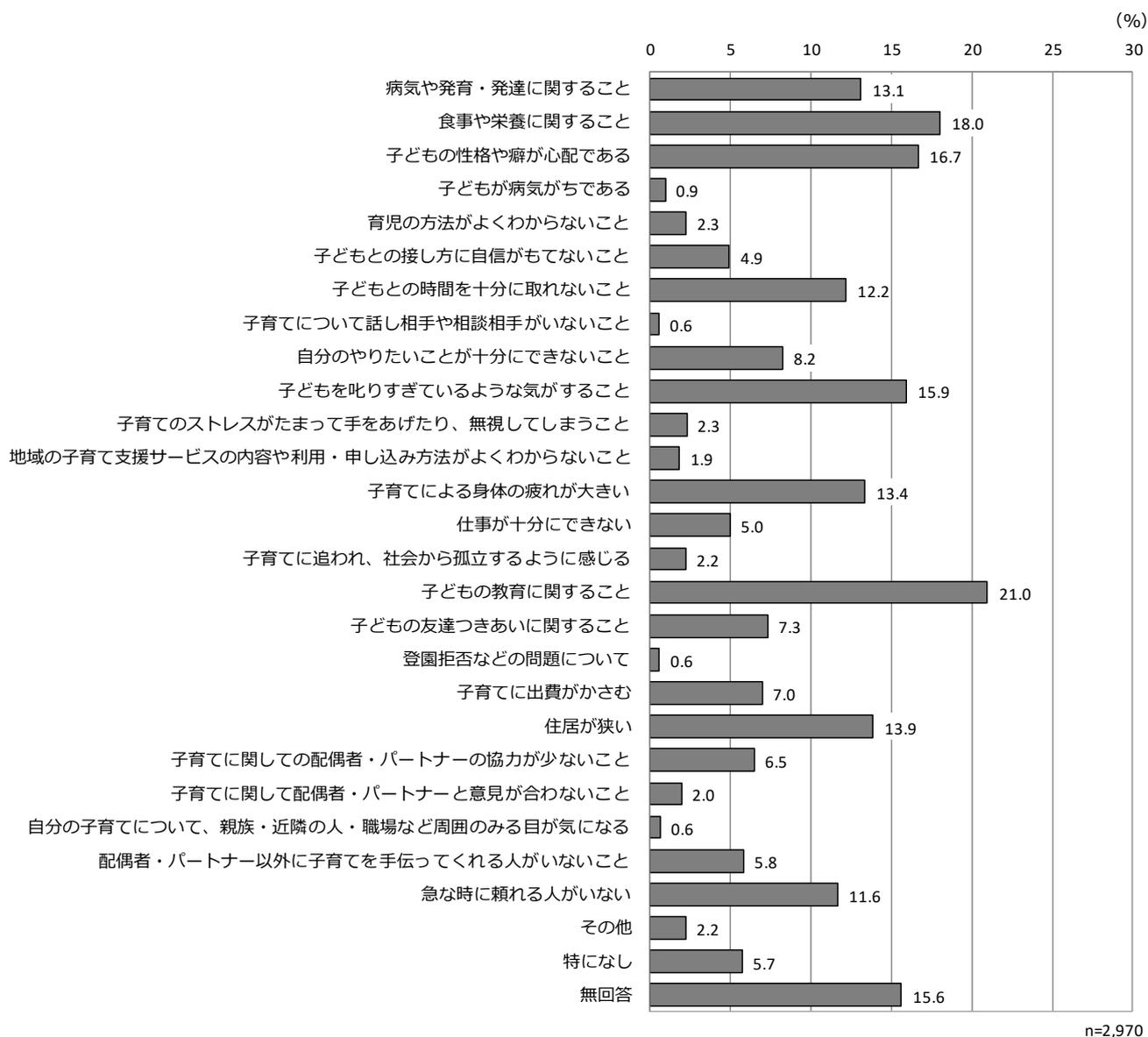


n=1,905

## (2) 子育てに関する悩みや気になること（複数回答）

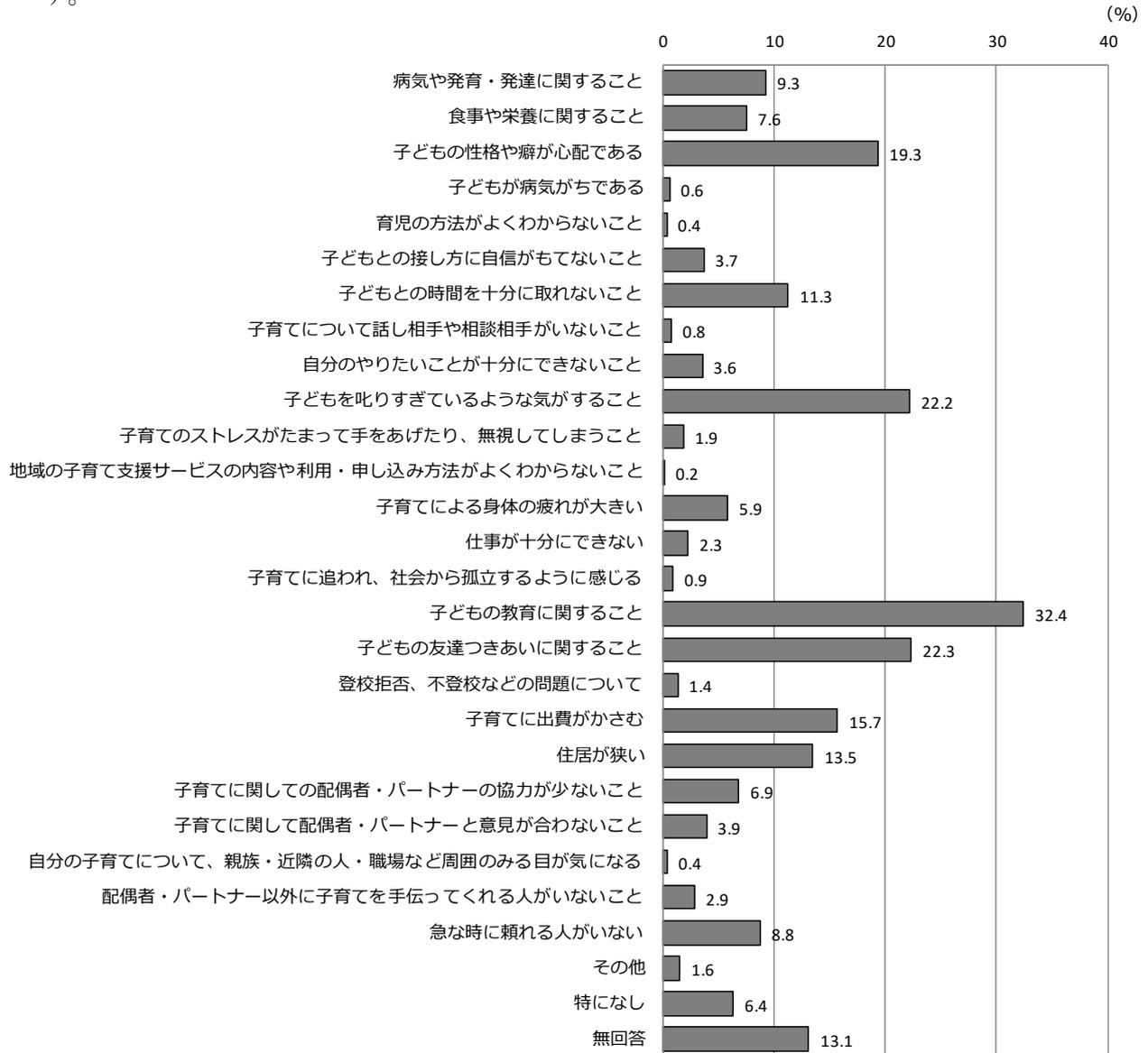
### ◆就学前児童調査◆

・「子どもの教育に関すること」が21.0%で最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」が18.0%、「子どもの性格や癖が心配である」が16.7%の順となっています。



◆小学校児童調査◆

・「子どもの教育に関すること」が32.4%で最も高く、次いで「子どもの友達つきあいに関すること」が22.3%、「子どもを叱りすぎているような気がする」と22.2%の順となっています。



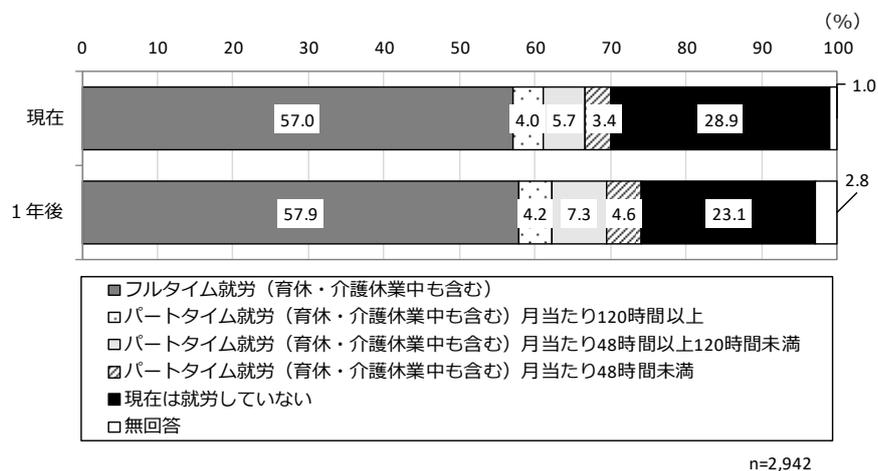
n=1,905

## 保護者の就労状況について

### (1) 母親の現在の就労状況と今後の就労予定（単回答）

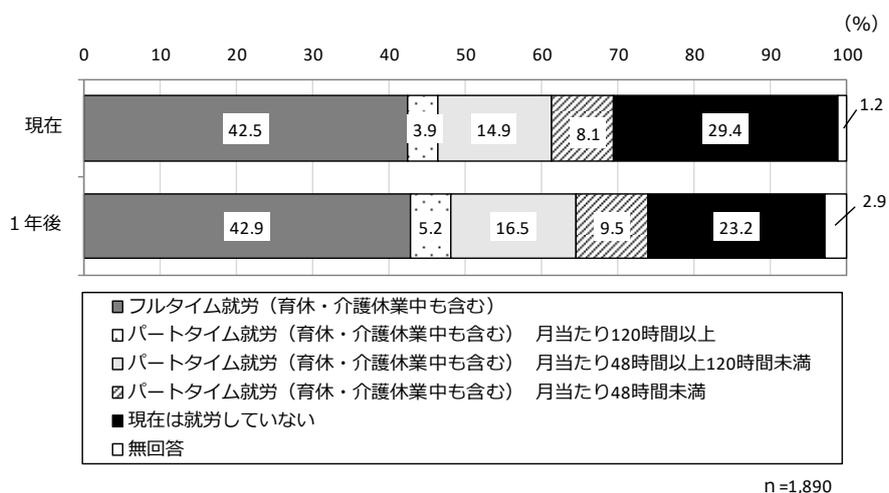
#### ◆就学前児童調査◆

- ・現在は、「フルタイム就労（育休・介護休暇中も含む）」が 57.0%、1 年後は、「フルタイム就労（育休・介護休暇中も含む）」が 57.9%で最も高くなっています。
- ・就業率は、現在の 70.1%に比べ、1 年後の就業率は 74.0%で 3.9 ポイント増加しています。



#### ◆小学校児童調査◆

- ・現在は、「フルタイム就労（育休・介護休暇中も含む）」が 42.5%、1 年後は、「フルタイム就労（育休・介護休暇中も含む）」が 42.9%で最も高くなっています。
- ・就業率は、現在の 69.4%に比べ、1 年後の就業率は 74.1%で 4.7 ポイント増加しています。

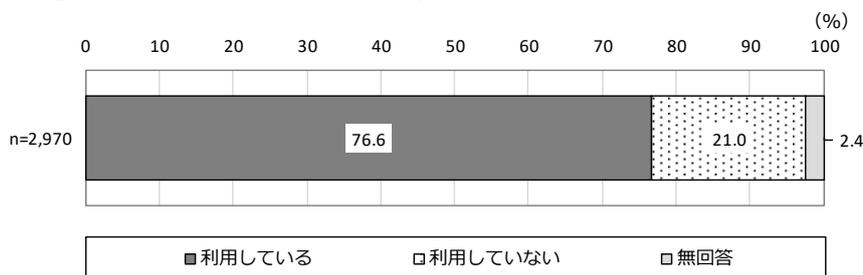


## 平日の定期的な施設・事業の利用状況について

### ◆就学前児童調査◆

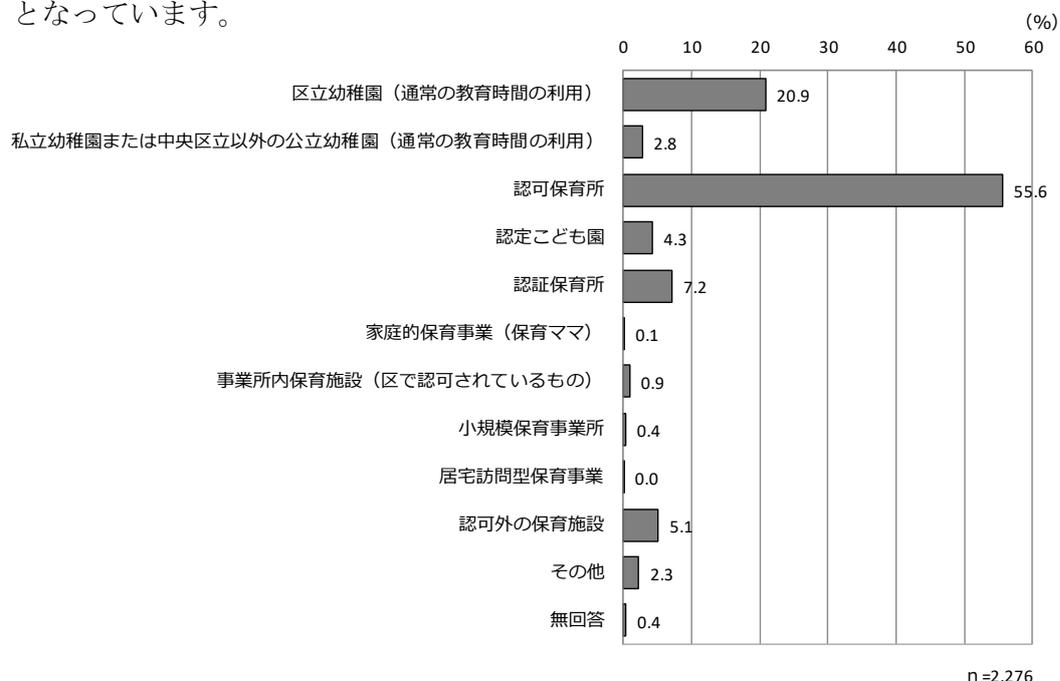
#### (1) 幼稚園や保育所などの施設・事業の定期的利用の有無（単回答）

・「利用している」が76.6%となっています。



#### (2) 定期的にご利用している施設・事業（単回答）【(1)で「利用している」と回答した方限定】

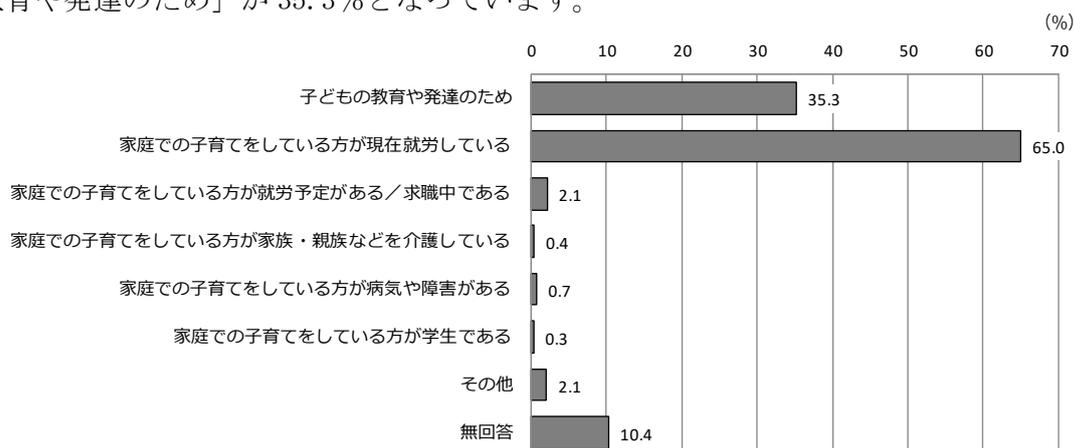
・「認可保育所」が55.6%で最も高く、次いで「区立幼稚園（通常の教育時間の利用）」が20.9%となっています。



#### (3) 定期的にご利用している理由（複数回答）

【(1)で「利用している」と回答した方限定】

・「家庭での子育てをしている方が現在就労している」が65.0%で最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が35.3%となっています。

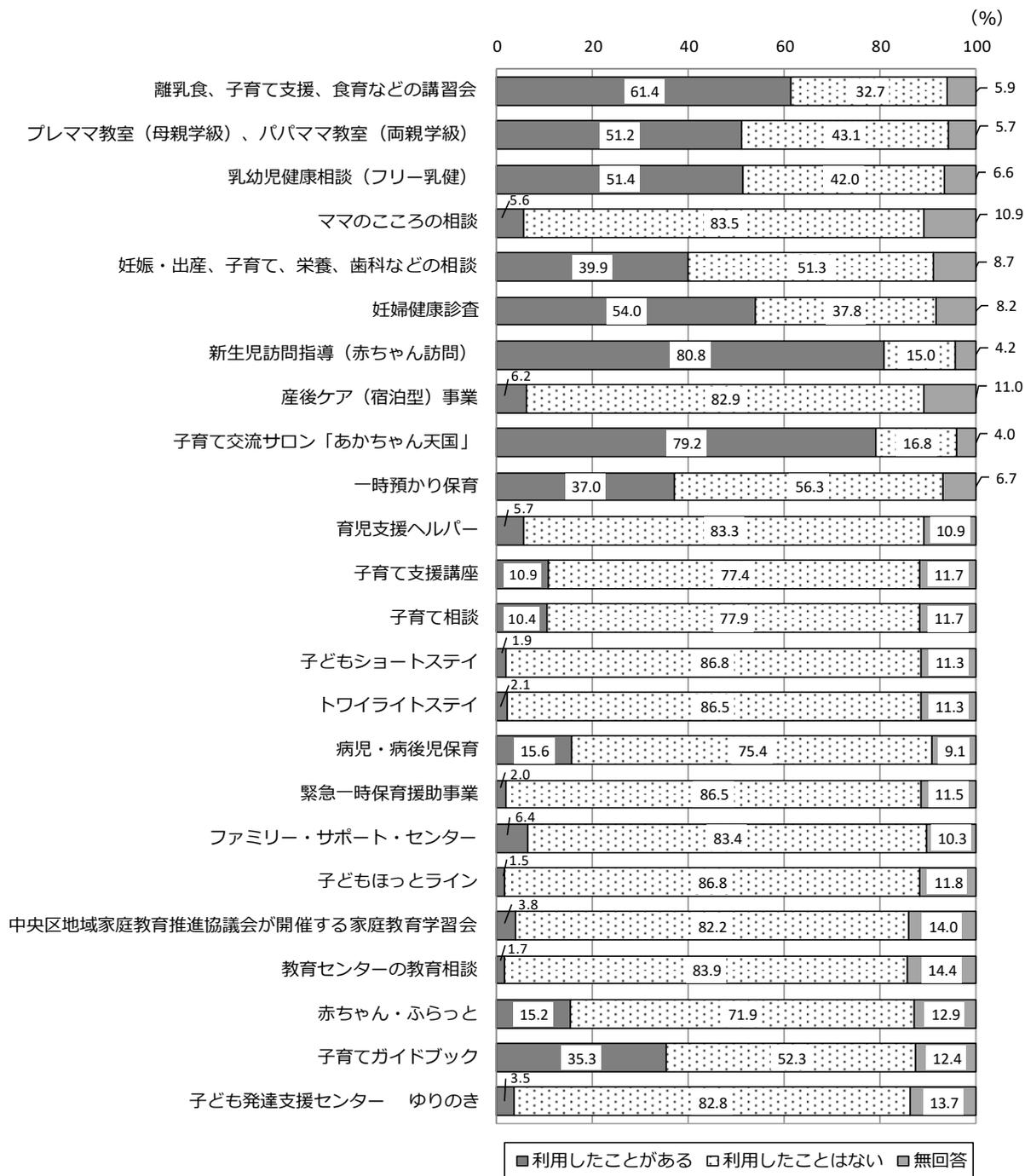


## 地域の子育て支援事業の利用状況について

### (1) 地域子育て支援事業の利用経験（単回答）

#### ◆就学前児童調査◆

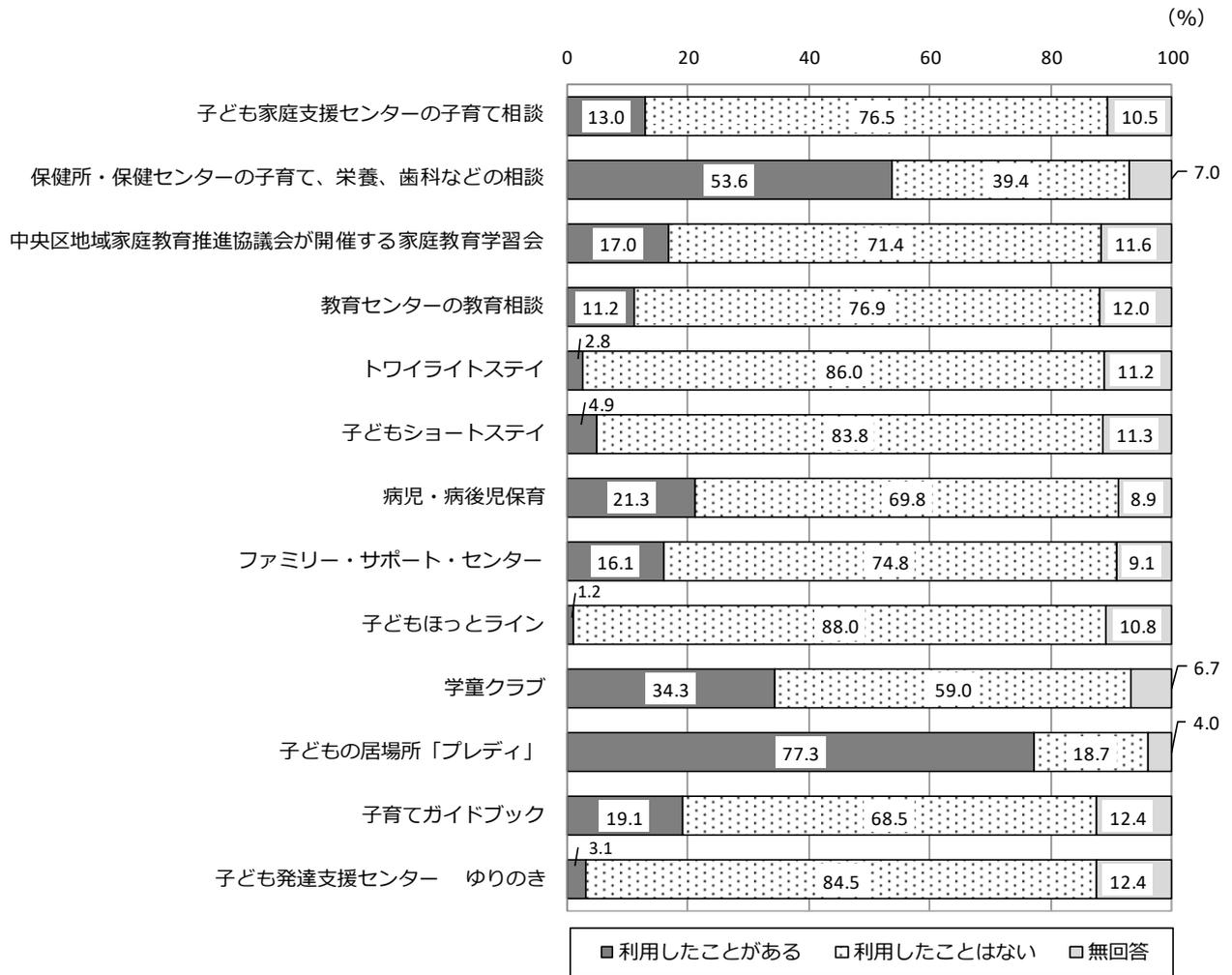
- ・利用経験が高い事業は、「新生児訪問指導（赤ちゃん訪問）」が80.8%で最も高く、次いで「子育て交流サロン「あかちゃん天国」」が79.2%となっています。



n=2,970

◆小学校児童調査◆

・利用経験が高い事業は、「子どもの居場所「プレディ」」が77.3%で最も高く、次いで「保健所・保健センターの子育て、栄養、歯科などの相談」が53.6%となっています。

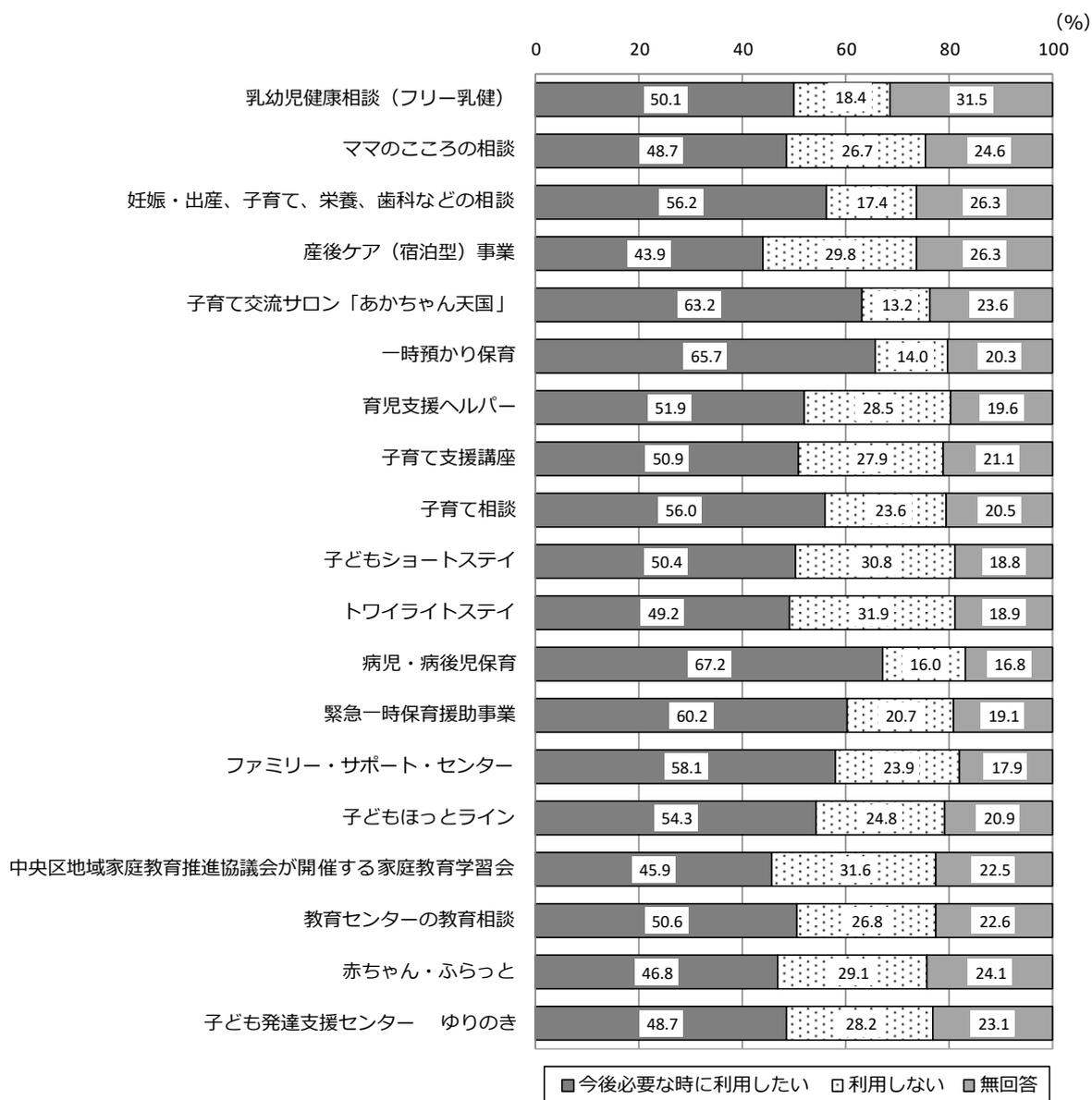


n=1,905

## (2) 地域子育て支援事業の今後の利用意向（単回答）

### ◆就学前児童調査◆

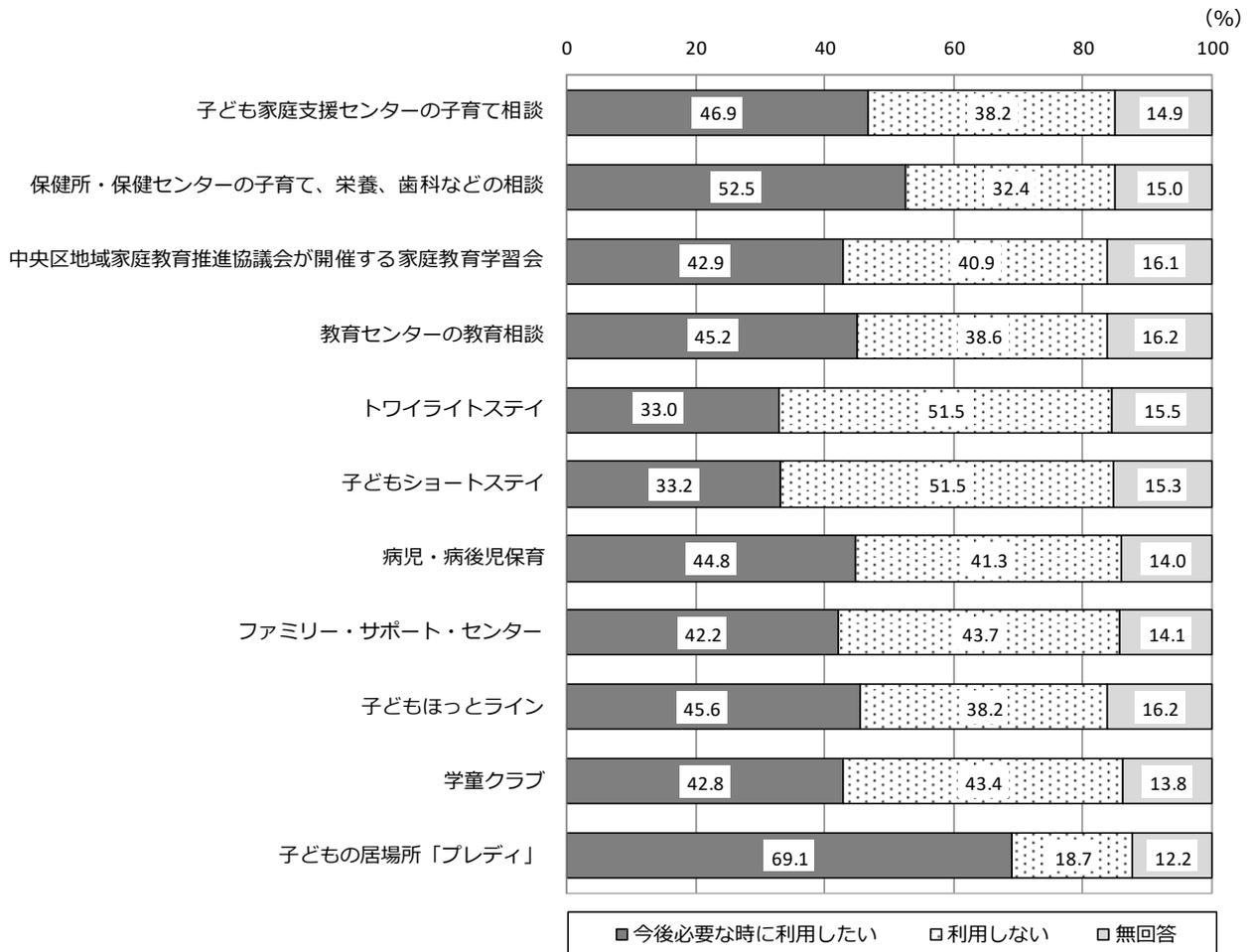
- ・利用意向が高い事業は、「病児・病後児保育」が67.2%で最も高く、次いで「一時預かり保育」が65.7%となっています。
- ・利用経験と利用意向を比較すると、「病児・病後児保育」や「ファミリー・サポート・センター」は利用経験に比べ50ポイント以上高くなっています。



n=2,970

◆小学校児童調査◆

- ・利用意向が高い事業は、「子どもの居場所「プレディ」」が69.1%で最も高く、次いで「保健所・保健センターの子育て、栄養、歯科などの相談」が52.5%となっています。
- ・利用経験と利用意向を比較すると、「子どもほっとライン」は利用経験に比べ44.4ポイント高くなっています。



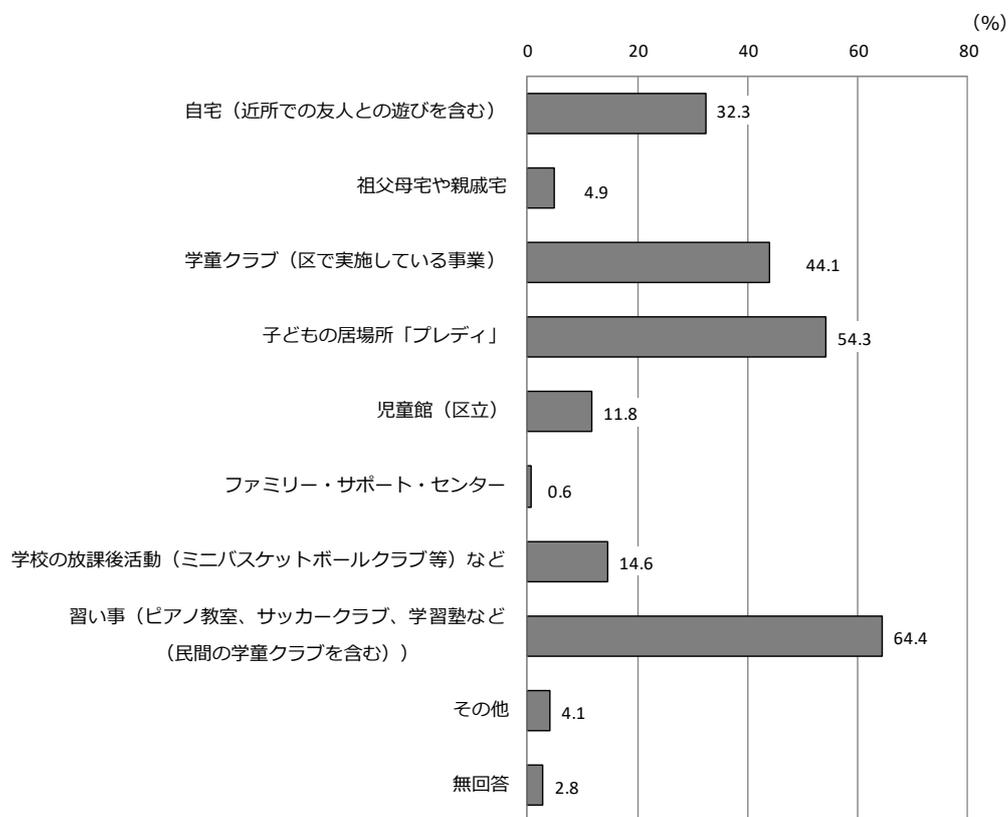
n=1,905

## 小学校における放課後の過ごし方について

### (1) 小学校低学年時の平日の放課後に希望する居場所（複数回答、数量回答）

#### ◆就学前児童調査◆

- ・「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など（民間の学童クラブを含む）」が 64.4%で最も高く、次いで「子どもの居場所「プレディ」」が 54.3%となっています。

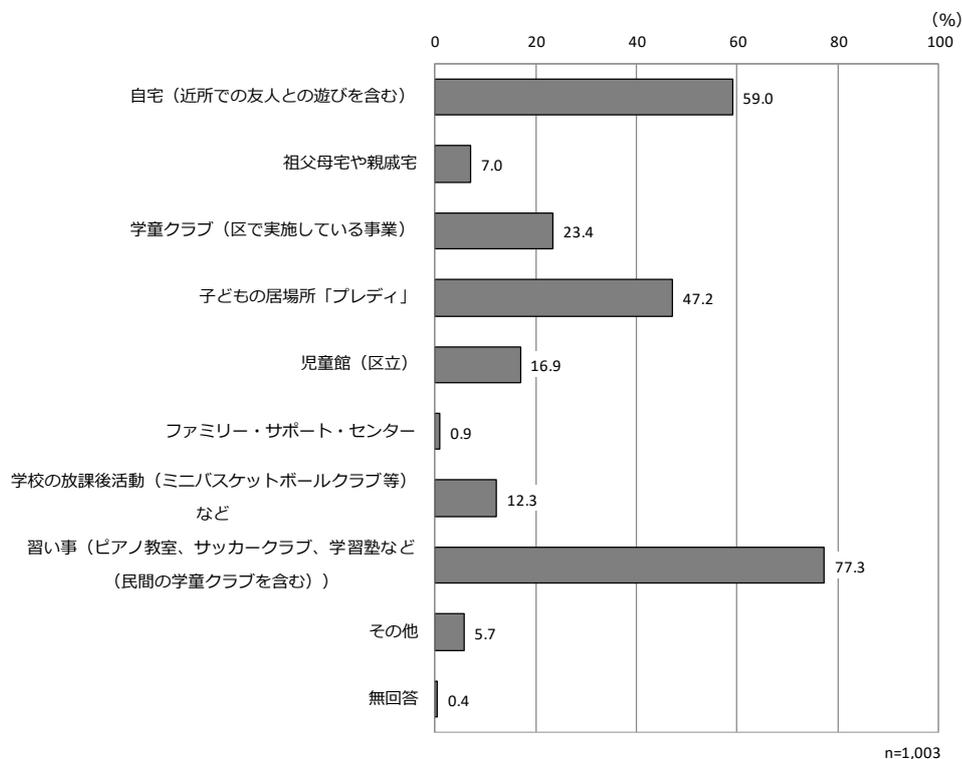


n=492

## (2) 小学校低学年時の平日の放課後の居場所（複数回答、数量回答）【3年生以下限定】

### ◆小学校児童調査◆

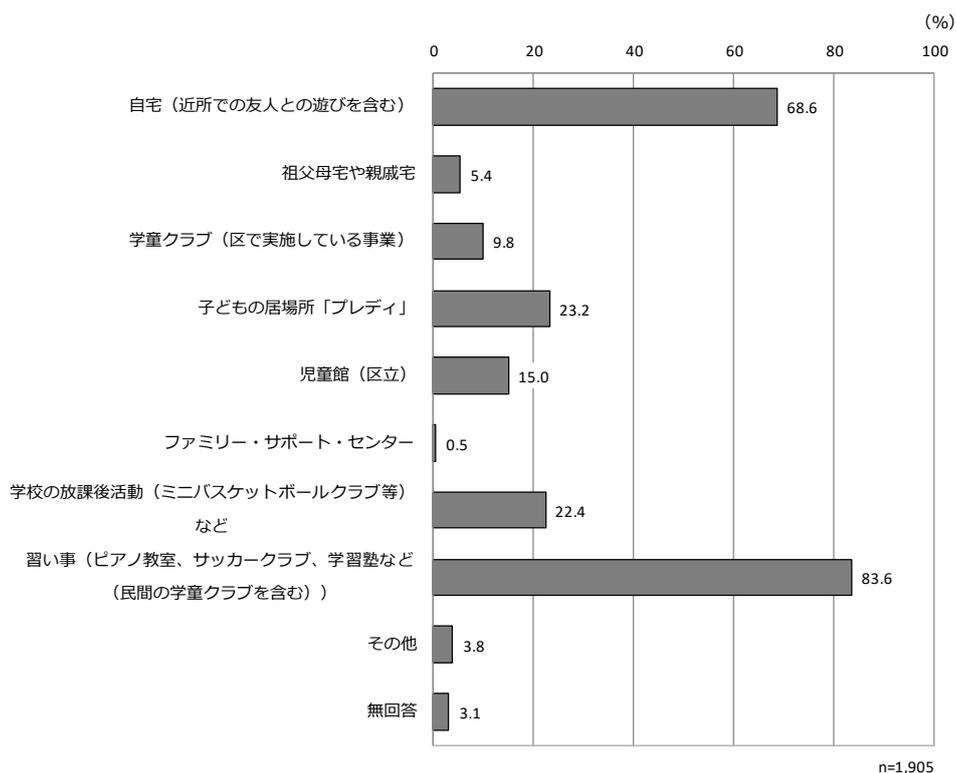
- ・「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など（民間の学童クラブを含む）」が 77.3% で最も高く、次いで「自宅（近所での友人との遊びを含む）」が 59.0% となっています。



## (3) 小学校高学年時の平日の放課後の居場所（複数回答、数量回答）

### ◆小学校児童調査◆

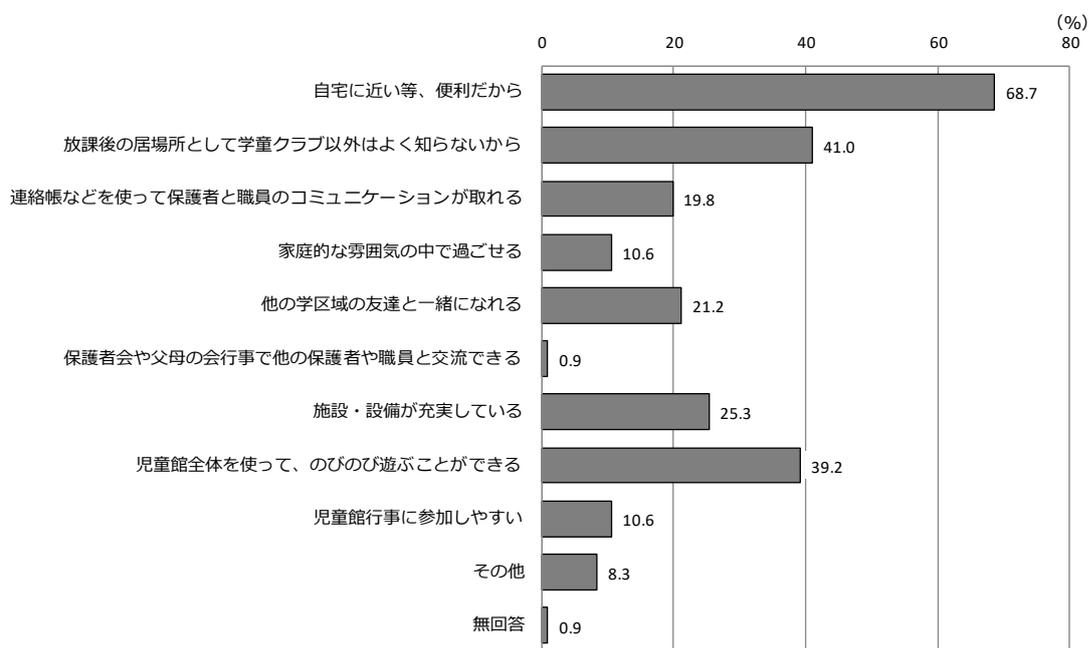
- ・「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など（民間の学童クラブを含む）」が 83.6% で最も高く、次いで「自宅（近所での友人との遊びを含む）」が 68.6% となっています。



#### (4) 学童クラブを利用したい理由(複数回答)【「学童クラブ」の利用意向がある方限定】

##### ◆就学前児童調査◆

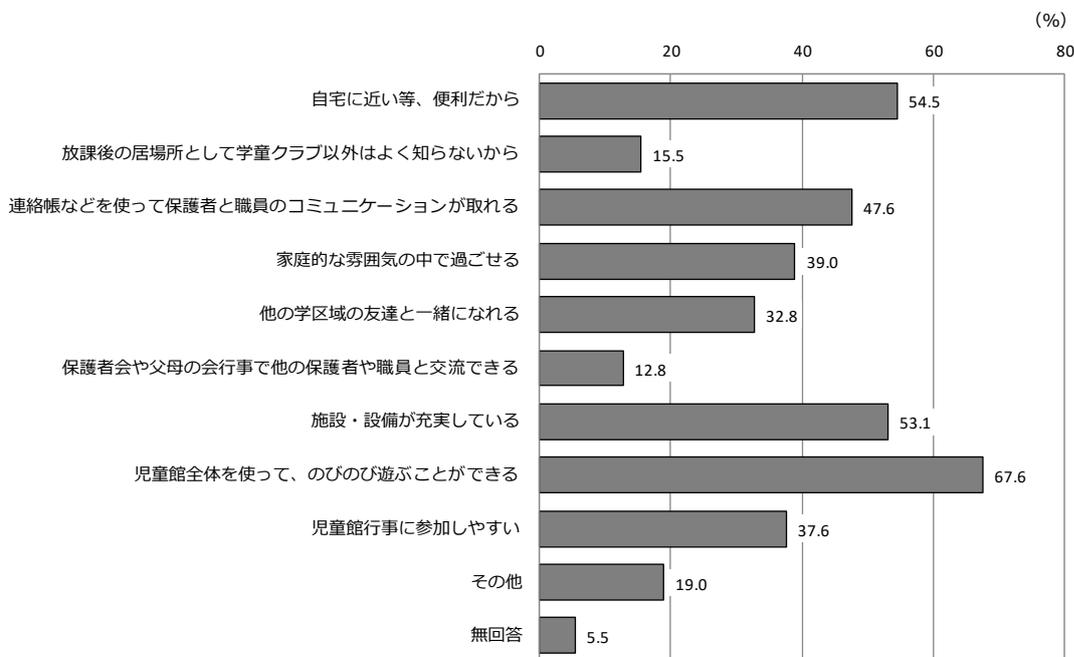
- ・「自宅に近い等、便利だから」が68.7%で最も高く、次いで「放課後の居場所として学童クラブ以外はよく知らないから」が41.0%となっています。



n=217

##### ◆小学校児童調査◆

- ・「児童館全体を使って、のびのび遊ぶことができる」が67.6%で最も高く、次いで「自宅に近い等、便利だから」が54.5%となっています。



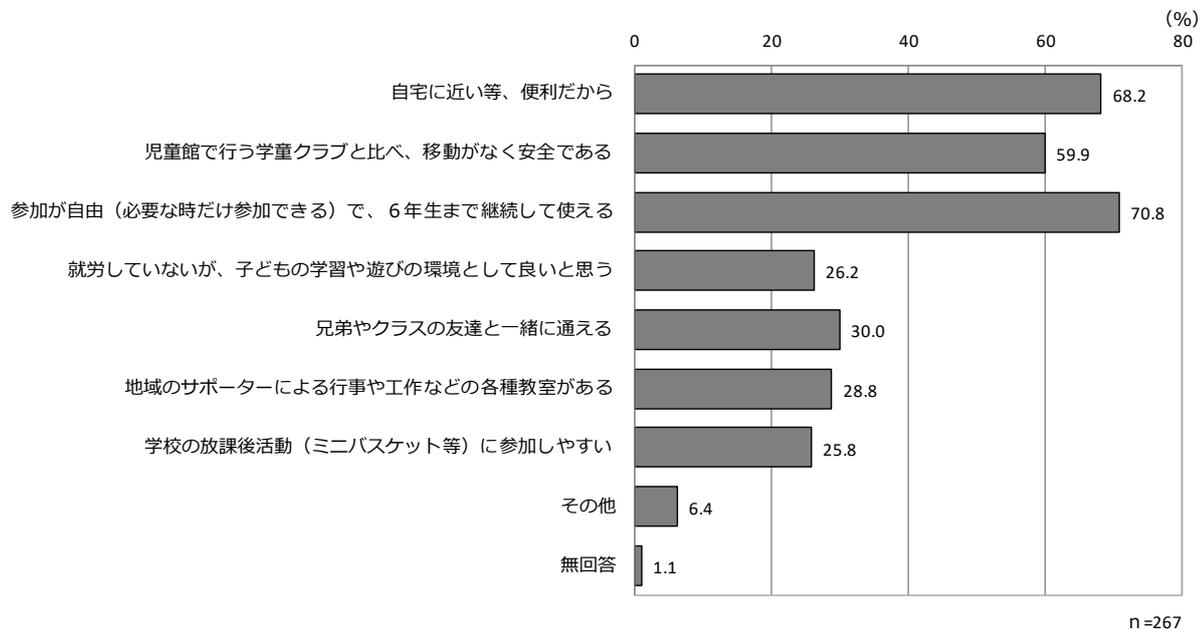
n=290

## (5) 子どもの居場所「プレディ」を利用したい理由（複数回答）

【「子どもの居場所「プレディ」」の利用意向がある方限定】

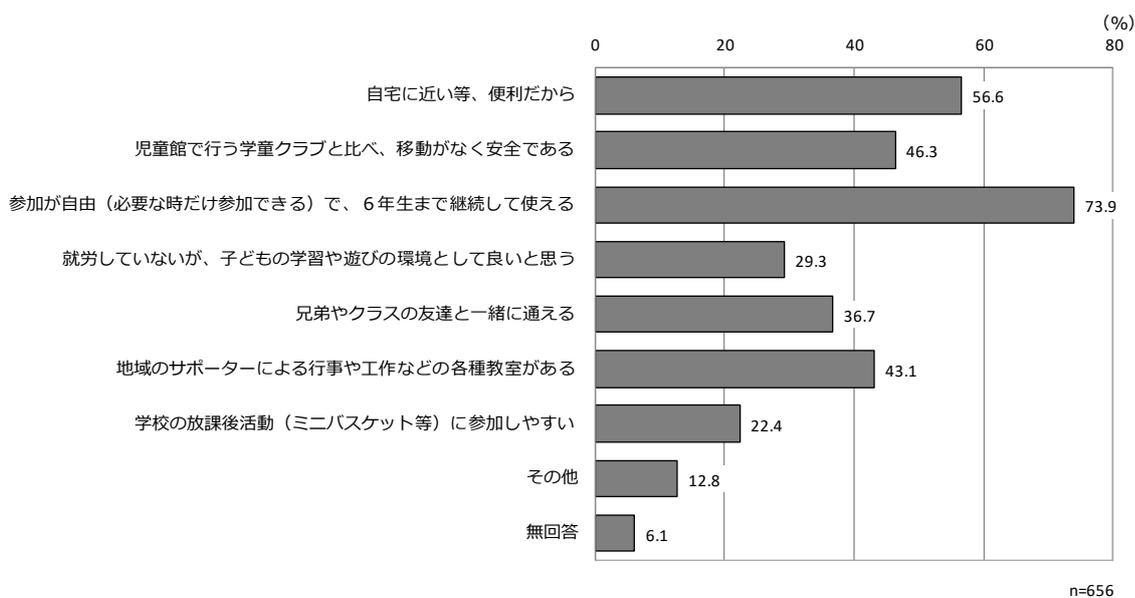
### ◆就学前児童調査◆

- ・「参加が自由（必要な時だけ参加できる）で、6年生まで継続して使える」が70.8%で最も高く、次いで「自宅に近い等、便利だから」が68.2%となっています。



### ◆小学校児童調査◆

- ・「参加が自由（必要な時だけ参加できる）で、6年生まで継続して使える」が73.9%で最も高く、次いで「自宅に近い等、便利だから」が56.6%となっています。

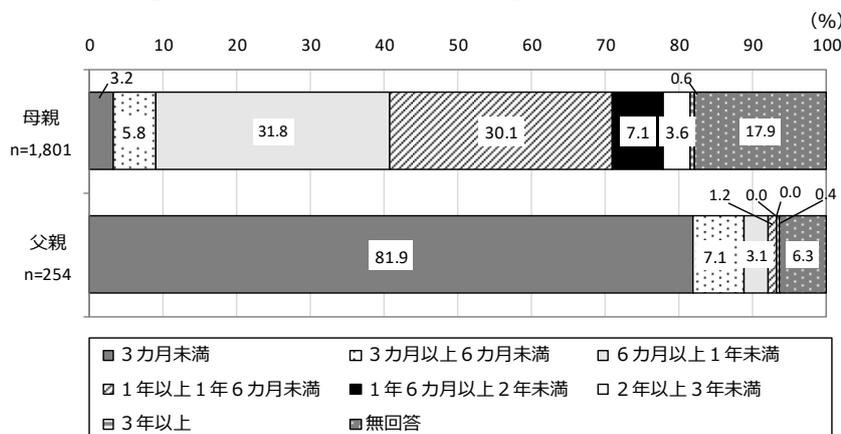


## 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

### ◆就学前児童調査◆

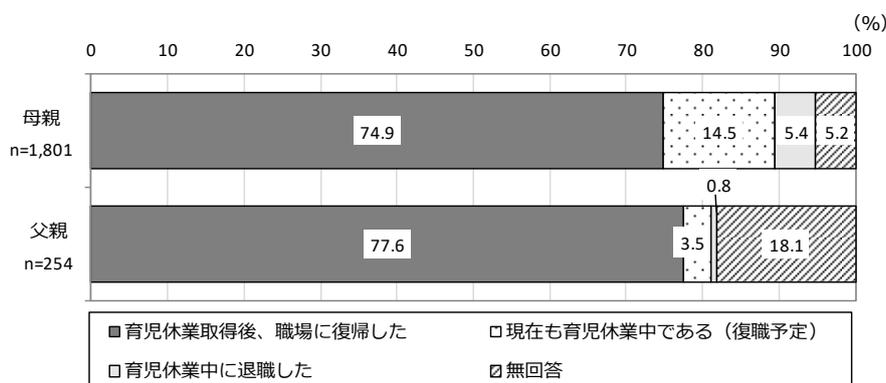
#### (1) 両親の育児休業の取得状況（単回答、数量回答）【取得日数】

- ・“母親”は「6カ月以上1年未満」が31.8%で最も高く、次いで「1年以上1年6カ月未満」が30.1%となっています。
- ・“父親”は「3カ月未満」が81.9%となっています。



#### (2) 育児休業後の職場への復帰の状況（単回答）

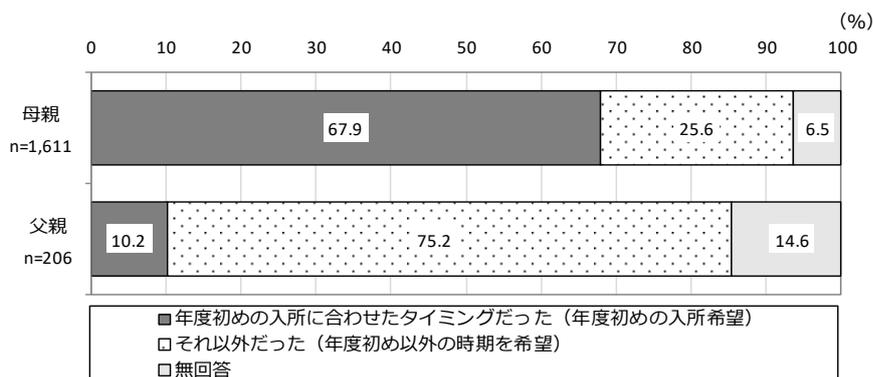
- ・「育児休業取得後、職場に復帰した」は、“母親”は74.9%、“父親”は77.6%となっています。



#### (3) 育児休業後の職場への復帰のタイミング（単回答）

##### 【(2)で職場復帰をした方と現在も育児休業中の方限定】

- ・“母親”は「年度初めの入所に合わせたタイミングだった（年度始めの入所希望）」が67.9%、“父親”は「それ以外だった（年度始め以外の時期を希望）」が75.2%で最も高くなっています。

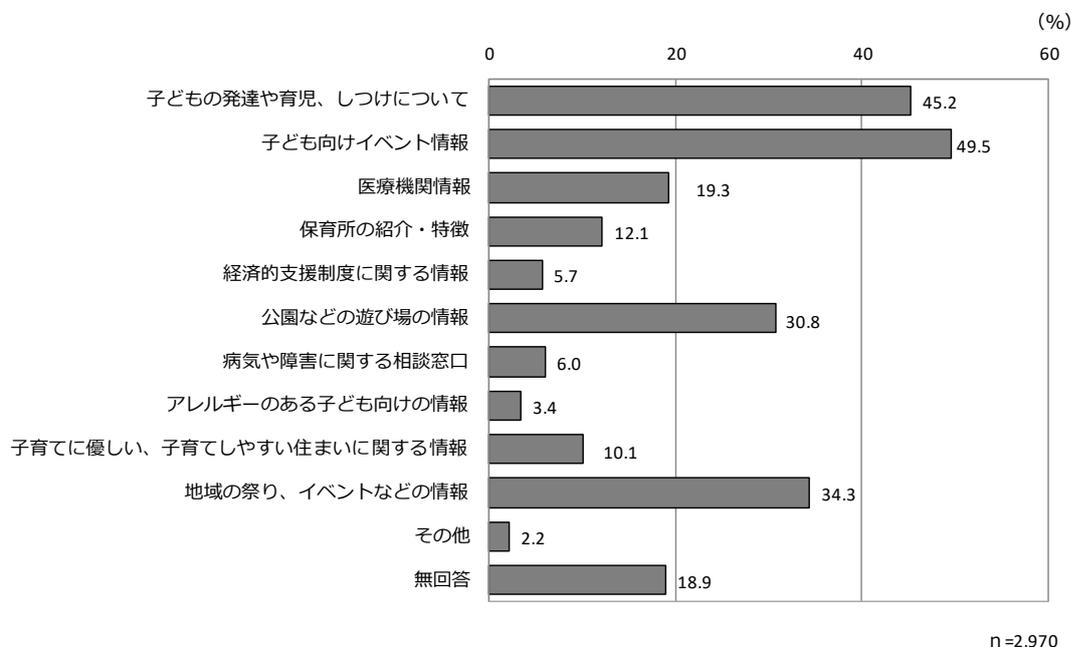


## 子育てに関する意識について

### (1) 子育てに関して欲しい情報（複数回答）

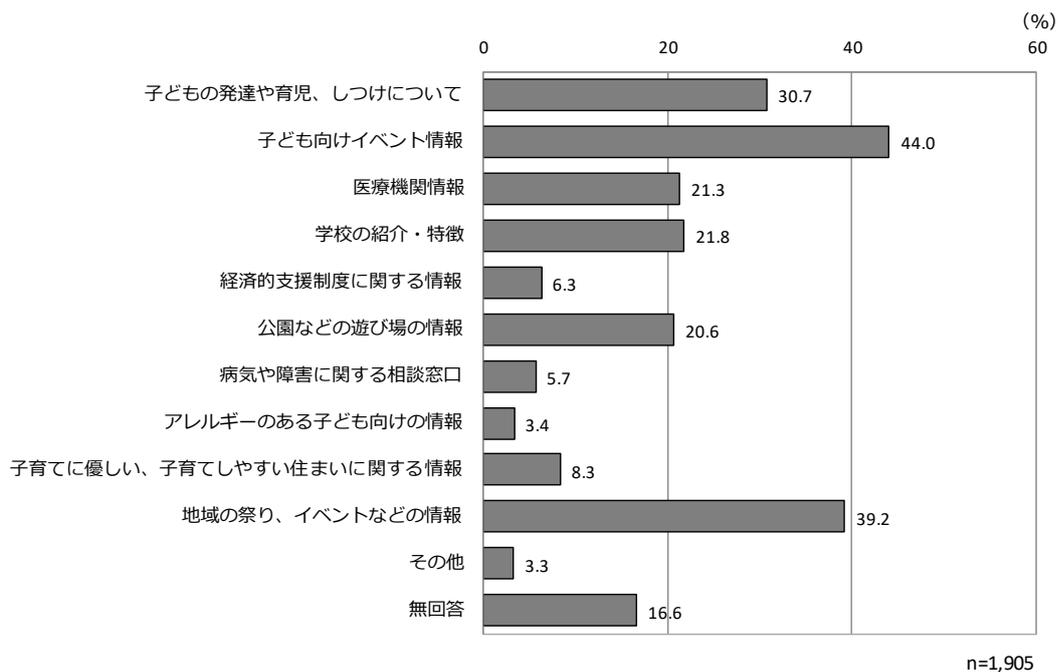
#### ◆就学前児童調査◆

- ・「子ども向けイベント情報」が49.5%で最も高く、次いで「子どもの発達や育児、しつけについて」が45.2%となっています。



#### ◆小学校児童調査◆

- ・「子ども向けイベント情報」が44.0%で最も高く、次いで「地域の祭り、イベントなどの情報」が39.2%となっています。



## 2 中央区子ども・子育て会議条例

平成25年7月4日

条例第35号

改正 平成29年6月22日

条例第18号

(設置)

第一条 中央区(以下「区」という。)における子ども・子育て支援(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)の推進を図るため、法第七十七条第一項の規定に基づき、区長の附属機関として、中央区子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 子ども・子育て会議は、法第七十七条第一項各号に掲げる事務を処理するほか、区長の諮問に応じ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議するとともに、当該事項について区長に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する二十人以内の委員をもって組織する。

- 一 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する子どもの保護者又は子ども・子育て支援に関する施策に関心を有する者
- 二 区内において行われる子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 三 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- 四 区内の医療関係団体の構成員
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は三年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成二九年条例一八号〕)

(会長及びその職務)

第五条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第六条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第七条 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者等の出席等)

第八条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、専門的事項について学識経験を有する者その他関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に資料の提出を求めることができる。

(委員の報酬)

第九条 委員には、別表に定める額の報酬を支給する。

2 報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を、翌月十日までに支給する。

(委員の費用弁償)

第十条 委員が職務のため旅行したときは、順路により、その費用を弁償する。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。

3 前二項の規定にかかわらず、委員が職務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、費用弁償として一日につき二千五百円を支給する。

第十一条 委員が招集に応じて会議に出席したときは、費用弁償として一日につき二千五百円を支給する。ただし、当該日について前条の規定による費用弁償を受けるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。

(関係者等の費用弁償)

第十二条 第八条の規定により子ども・子育て会議に出席した者に対しては、その費用を弁償する。ただし、区の常勤の職員である者がその職務に関連して子ども・子育て会議に出席したときは、この限りでない。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。

(支給方法)

第十三条 費用弁償の支給方法は、区職員の例による。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、区規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年六月二二日条例第一八号）

1 この条例は、平成二十九年九月一日から施行する。

2 この条例による改正後の中央区子ども・子育て会議条例第四条の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱し、又は任命する委員の任期から適用する。

別表（第九条—第十一条関係）

区分	報酬の額	費用弁償の額
会長	日額 二三、〇〇〇円	中央区長等の給料等に関する条例（昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号）に規定する副区長相当額
学識経験を有する委員	日額 一九、〇〇〇円	
医療関係団体委員	日額 一七、〇〇〇円	
その他の委員	日額 一三、〇〇〇円	

3 用語解説

## 【あ行】

### ◆ICT

「情報通信技術」の略であり、IT (Information Technology) とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もあります。国際的にICTが定着していることなどから、日本でも近年ICTがITに代わる言葉として広まりつつあります。

### ◆新しい経済政策パッケージ

平成29年12月に閣議決定された「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうための政策パッケージの事です。「生産性革命」では、2020年に向けて、過去最高の企業収益を、しっかりと賃上げや設備投資につなげます。「人づくり革命」は、2020年度までの間に、これまでの制度や慣行にとらわれない新しい仕組みづくりに向けた基礎を築く。子育て世代、子供たちに、大胆に政策資源を投入することで、我が国の社会保障制度を、お年寄りも若者も安心できる「全世代型」の制度へと大きく転換します。

### ◆生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」といった知・徳・体のバランスのとれた力をさします。平成8(1996)年に文部省(現在の文部科学省)の中央教育審議会において「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」という諮問に対する第一次答申の中で示されました。平成20(2008)年3月28日に告示された幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領でも、これを継承し、教育基本法改定等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成することとしています。

### ◆育児休業(制度)

労働者が育児のために退職することなく、一定期間休業することができる制度です。

「育児・介護休業法」では、1歳6か月以後も、保育園等に入れられないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで延長できます。

## 【か行】

### ◆教育・保育施設

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所の事です。

認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設のこと で、認定こども園には4つのタイプがあります。 ・幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たす施設。なお、新制度では認定こども園法の改正により「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」となります。
認定こども園	・幼稚園型：認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所型：認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、認定こども園としての機能を果たす施設</li> <li>・ 地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を果たす施設</li> </ul>
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
保育所	就労などのため家庭で保育できない子どもを、保護者に代わって保育する施設

#### ◆合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

#### ◆子ども・子育て会議

《国》

子ども・子育て支援法第72条から第75条までの規定に基づき、有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、国の子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、平成25年4月に内閣府に子ども・子育て会議が設置されました。

《都道府県・区市町村》

子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、自治体は教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際に意見を聴くために、「審議会その他の合議制の機関」（地方版子ども・子育て会議）を置くように努める、とされています。また、この会議は、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況について、調査審議する役割を担っています。

《中央区》

平成25年7月に「中央区子ども・子育て会議条例」を制定し、学識経験者、子育て当事者（公募区民）、保育・教育関係者等で構成される「中央区子ども・子育て会議」を設置しました。

#### ◆子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）」の3つの法律のことです。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することが、子ども・子育て関連3法の趣旨です。

## 【さ行】

### ◆施設型給付

教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）を対象とした給付のことであり、保育の必要性の有無に応じた「支給認定」を受けた利用者が教育・保育施設から教育・保育の提供を受けた場合、その費用に関し公費から給付が受けられます。給付は、保護者に対する個人給付ですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、施設が保護者に代わり給付を受け取る仕組み（個人給付の法定代理受領制度）となります。

### ◆次世代育成支援対策推進法

日本における急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 15 年に施行された法律です。この法律に基づき、企業および国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされています。平成 27 年 3 月 31 日までの時限立法でしたが、平成 26 年 4 月に法律が改正され、法律の有効期限が令和 7 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。

### ◆児童館

児童福祉法第 40 条に基づく児童厚生施設の 1 つで、地域において児童に健全な遊び場を提供して、遊びを通じてその健康の増進や、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

### ◆児童虐待

保護者（親または親に代わる養育者）によってその子どもに加えられた行為で、ネグレクト（食事を与えない、家に置き去りにするなどの養育の放棄又は怠慢）、身体的虐待、心理的虐待（著しい暴言、無視など）、性的虐待に分類されますが、ほとんどの場合重複して起こっています。

### ◆食育

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を楽しく身に付ける教育の取組のことです。

### ◆新・放課後子ども総合プラン

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小 1 の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成 26 年 7 月に策定した「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、平成 30 年これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、2019 年度から向こう 5 年間を対象とする計画のことです。

児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童（小学校に就学している児童をいう。）の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容としたものです。

## 【た行】

### ◆待機児童

認可保育所への入所申込みをしており、入所要件に該当しているにもかかわらず、定員超過等の理由で入所できない児童（認証保育所・家庭福祉員等で保育を受けている児童等を除く）のことです。

### ◆地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条に基づき実施する地域子ども・子育て支援に関する事業で、次の事業があります。

利用者支援に関する事業（利用者支援）	子どもや保護者が、施設や事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で相談・助言等を行う事業
時間外保育事業（延長保育事業）	認可保育所や認定こども園等の定期的な保育事業において、通常保育後の時間に、延長して保育を行う事業
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業
放課後子供教室（子どもの居場所「プレディ」）	子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業
子育て短期支援事業（子どもショートステイ）	保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、宿泊により短期間預かる事業
幼稚園預かり保育	幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、区立幼稚園にて預かり保育を行う事業
一時預かり保育	保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった場合に、日中、保育所その他の場所において一時的に子どもを預かる事業
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に、一時的に子どもを預かる事業
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業
乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）	生後 4 カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために「要保護児童対策地域協議会」を運営するとともに、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業
地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）	地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業
病児保育事業（病児・病後児保育事業）	入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業
妊婦健康診査	母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施する事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得等の状況その他の事情を勘案して、保育所等に保護者が支払うべき日用品や文房具などの物品購入費や行事への参加費などを助成する事業

多様な事業者の参入促進・能力活用事業	保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置・運営を促進するための事業
--------------------	--

#### ◆東京都認証保育所

認可保育所だけでは応えきれない大都市の多様な保育ニーズに応えるために創設された東京都独自基準（認証基準）による保育所です。民間企業など多様な事業者が運営し、次のような特色があります。

- ・全施設で0歳児から預かり
- ・全施設において13時間の開所を基本とする
- ・利用者と保育所の直接利用契約
- ・都独自基準により、適切な保育水準を確保

#### ◆特定教育・保育施設

区長が施設型給付費の支給に係る施設として確認した「教育・保育施設」のことです。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園や、東京都認証保育所は含まれません。

#### ◆特定地域型保育事業

区長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認した事業者が行う「地域型保育事業」のことです。

#### ◆特別支援教育

LD（学習障害）、AD／HD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症等発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことです。

### 【は行】

#### ◆骨太の方針2018

「経済財政運営と改革の基本方針」の略称です。首相が座長を務める経済財政諮問会議でまとめられ、毎年の予算編成や税制改正、重要政策に反映されます。「少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現」に向け、人づくり革命、生産性革命、働き方改革、新たな外国人材の受入れ、経済・財政一体改革の推進の5つの柱を掲げ、今後政府が取り組むべき施策を取りまとめています。

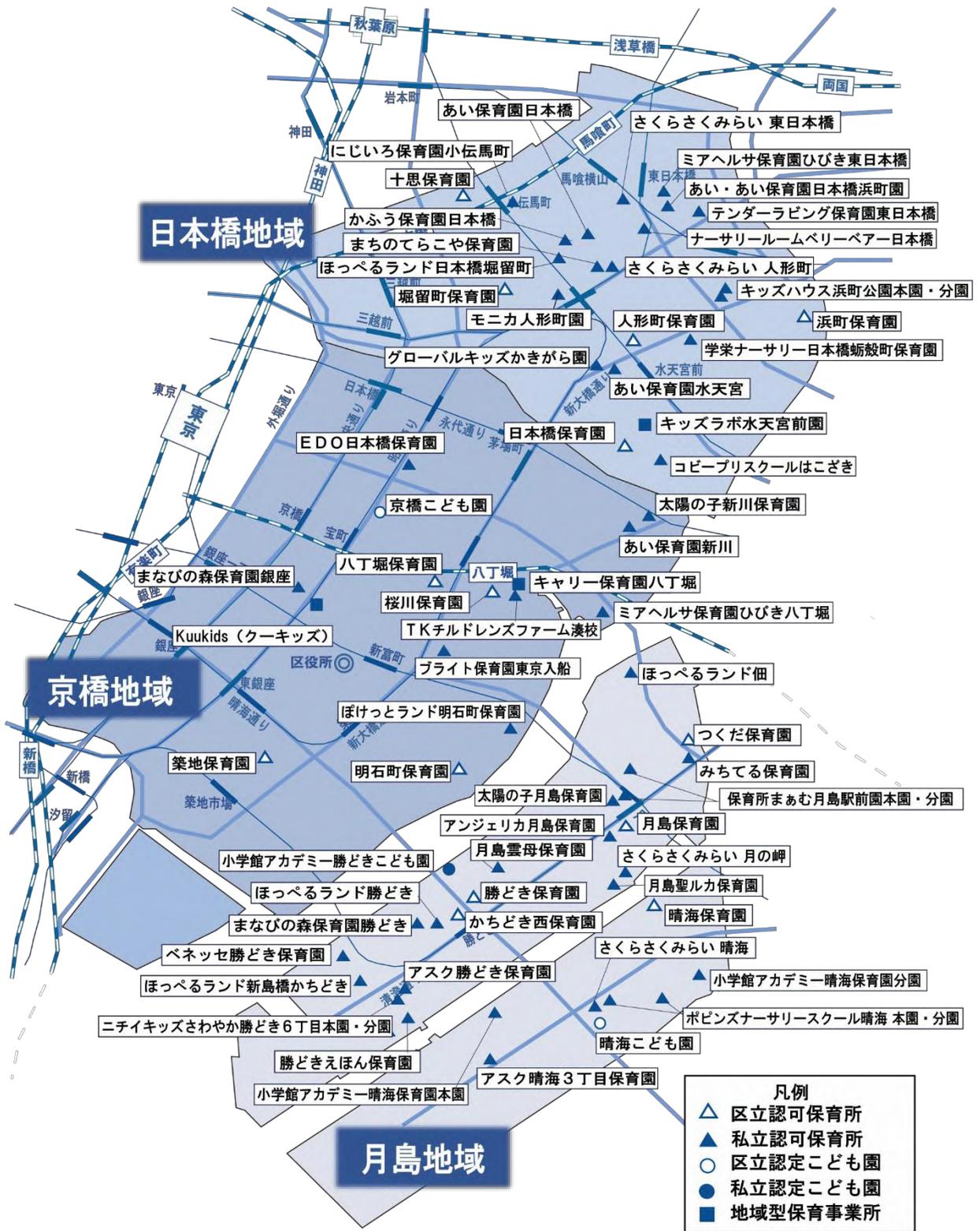
### 【わ行】

#### ◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

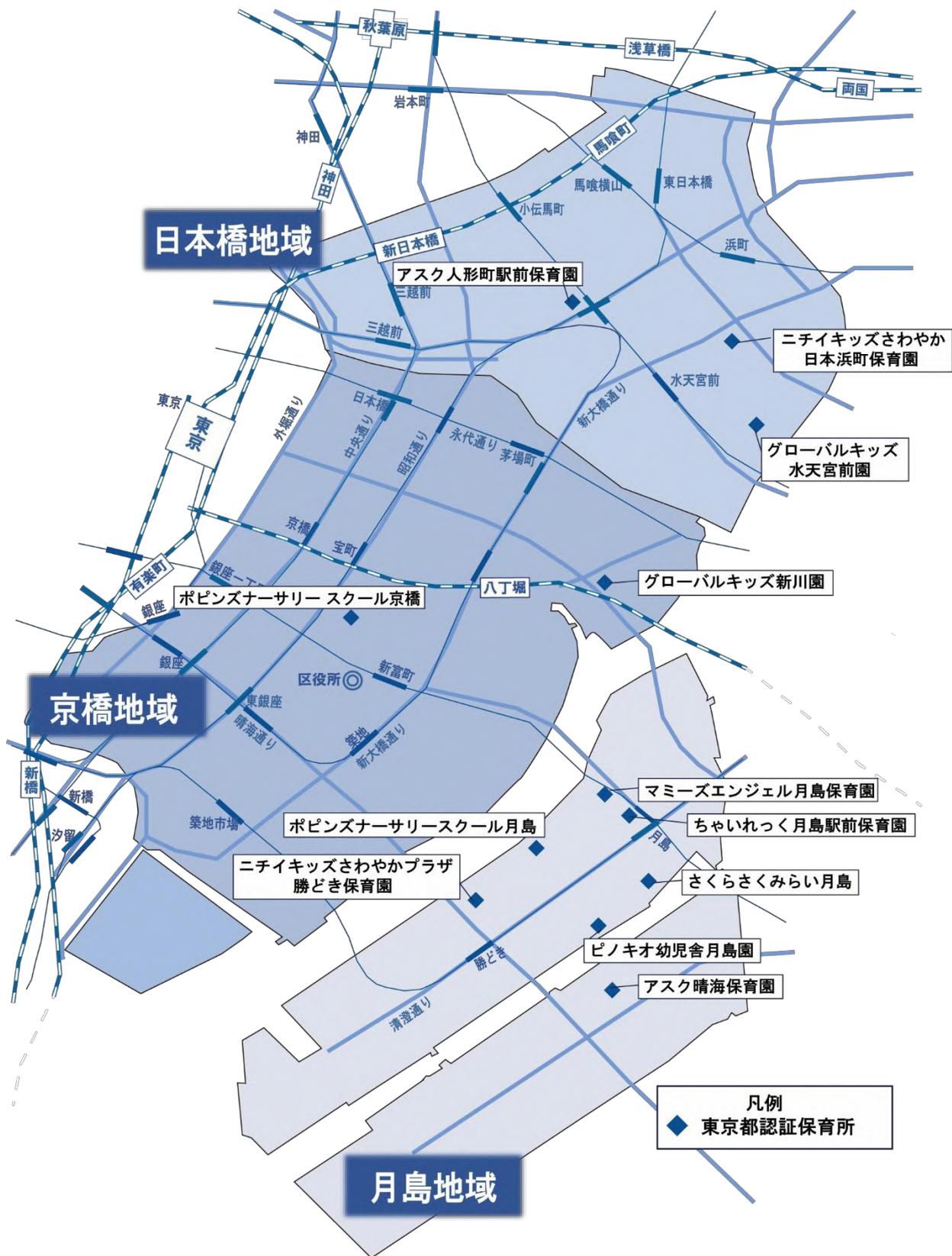
仕事と仕事以外の生活とのバランスを図ることにより、労働者は家庭や地域活動などに参加できる時間を確保しながら充実した生活を送ることが重要であるという考え方です。また、事業者にとっても生産性の向上や優秀な人材確保などにつながり、有益であるとされています。

## 4 施設位置図

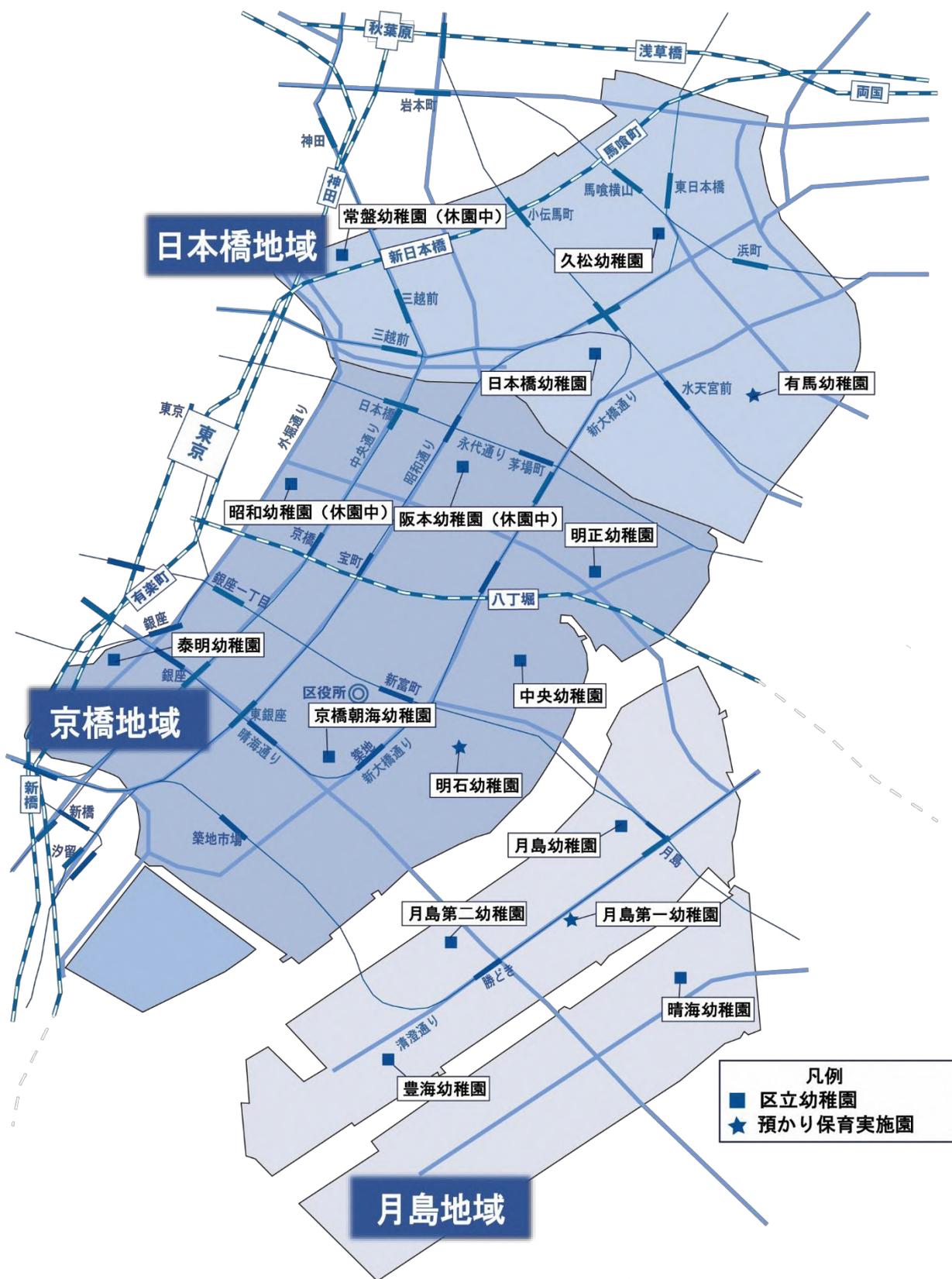
### (1) 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所



(2) 認証保育所

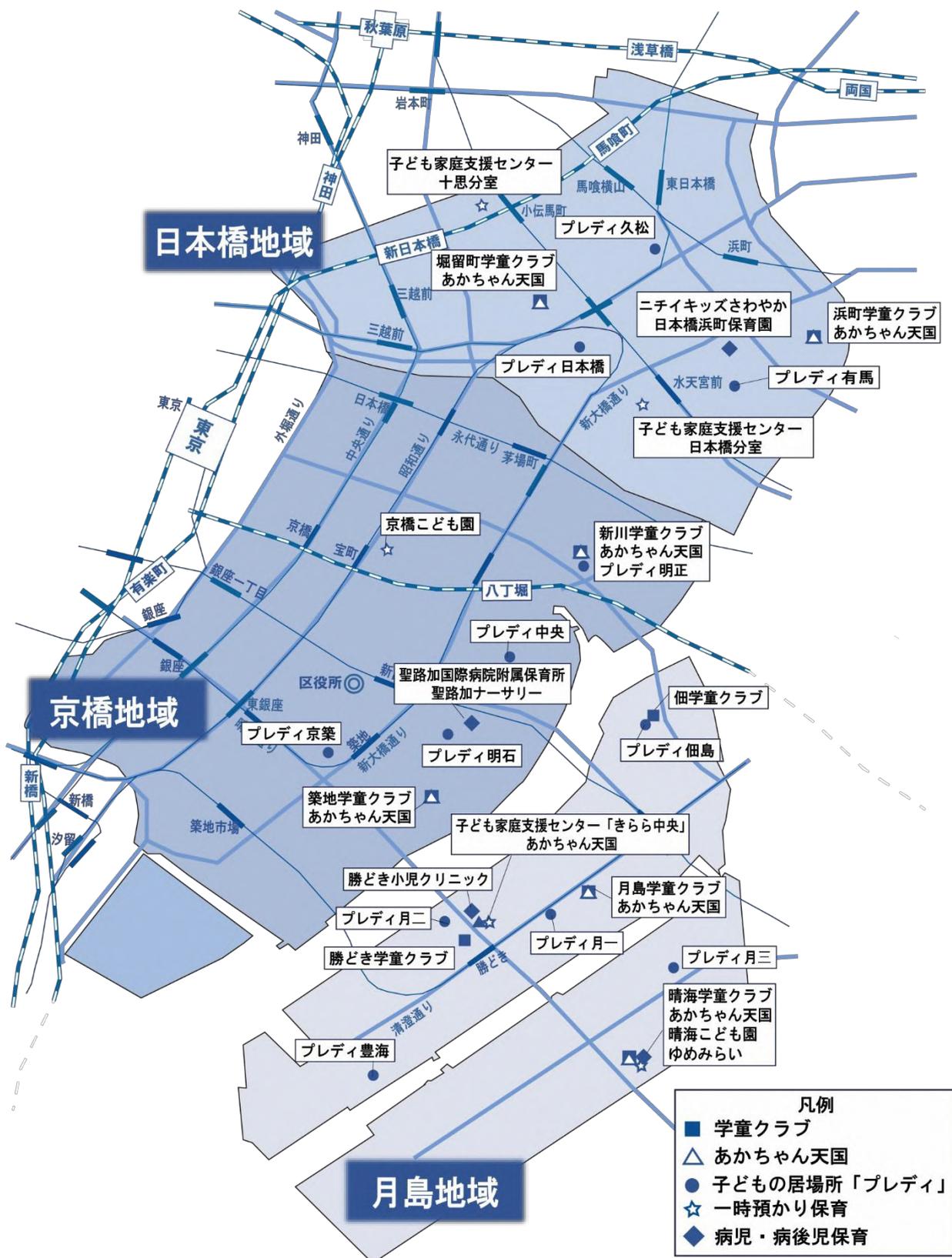


(3) 幼稚園



#### (4) 地域子ども・子育て支援事業

～学童クラブ、子どもの居場所「プレディ」、子育て交流サロン「あかちゃん天国」、一時預かり保育、病児・病後児保育事業～



## 5 中央区子ども・子育て会議審議経過

### ■中央区子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	所 属 団 体
学識経験者	大 竹 智	立正大学教授
	山 本 真 実	東洋英和女学院大学教授（令和元年9月30日まで）
	新 藤 こずえ	上智大学准教授（令和元年10月1日から）
医療関係者	渡 邊 浩 志	中央区医師会
	埜 佳 生	日本橋医師会
子育て支援事業者	小 林 英 好	株式会社小学館集英社プロダクション総合保育事業部部長
子育て支援事業従事者	藤 田 美 樹	中央区私立保育園長会（まなびの森保育園勝どき園長）（平成31年3月31日まで）
	高 梨 明 美	中央区私立保育園長会（太陽の子月島保育園長）（平成31年4月1日から）
	石 黒 公 子	中央区立保育園長会（中央区立晴海保育園長）
	太 田 禎 子	中央区立幼稚園長会（中央区立久松幼稚園長）
	永 井 勝 巳	中央区立小学校長会（中央区立常盤小学校長（平成31年4月1日から）、（中央区立豊海小学校長（平成31年3月31日まで））
子育て当事者（保護者）	丹 羽 亮 介	公募区民
	堀 越 千 代	公募区民
	松 本 紗 智	公募区民
団体関係者	藤 丸 麻 紀	主任児童委員（京橋地域）
	加 藤 恵 子	主任児童委員（日本橋地域）（令和元年11月30日まで）
	太 田 明 実	主任児童委員（日本橋地域）（令和元年12月1日から）
	関 屋 衣 江	主任児童委員（月島地域）
	箱 守 由 記	ファミリー・サポート・センター提供会員代表
区職員	黒 川 眞	福祉保健部長（平成31年3月31日まで）
	田 中 智 彦	福祉保健部長（平成31年4月1日から）
	中 橋 猛	中央区保健所長（平成31年3月31日まで）
	山 本 光 昭	中央区保健所長（平成31年4月1日から）
	浅 沼 孝一郎	教育委員会事務局次長（平成30年3月31日まで）
	長 嶋 育 夫	教育委員会事務局次長（平成30年4月1日から）

（敬称略：順不同）

■平成 30 年度

開催日	主な議題
第 1 回 7 月 27 日	(1)中央区の子育て支援事業の状況について (2)子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施スケジュールについて (3)子ども・子育て支援に関するニーズ調査 調査項目（案）について
第 2 回 9 月 14 日	(1)中央区子育て支援に関するニーズ調査について (2)中央区ひとり親家庭実態調査について
第 3 回 1 月 28 日	(1)中央区子育て支援に関するニーズ調査結果（速報版）について
第 4 回 3 月 25 日	(1)中央区子育て支援に関するニーズ調査結果について (2)中央区ひとり親家庭実態調査結果について

■令和元年度

開催日	主な議題
第 1 回 7 月 2 日	(1)第二期中央区子ども・子育て支援事業計画の改定について (2)施策の方向性および体系について (3)計画の基本的な考え方、基本理念等について
第 2 回 8 月 8 日	(1)幼児期の教育・保育の需要量見込みについて (2)地域子ども・子育て支援事業の需要量見込みについて (3)子ども・子育て支援の取組等について
第 3 回 9 月 10 日	(1)幼児期の教育・保育の需要量見込みについて (2)地域子ども・子育て支援事業の需要量見込について (3)幼児期の教育・保育の確保方策について (4)地域子ども・子育て支援事業の確保方策について
第 4 回 10 月 31 日	(1)第二期中央区子ども・子育て支援事業計画 中間報告（素案）について
第 5 回 2 月 6 日	(1)第二期中央区子ども・子育て支援事業計画 最終報告（案）について

# 中央区こどもすくすくえがおプラン

わくわく子育て～みんなで育てる未来の力～  
第二期中央区子ども・子育て支援事業計画

令和2（2020）年3月発行

発行：中央区福祉保健部 保育計画課  
〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号  
電話：03-3546-5738（直通）

刊行物登録番号  
31-117